



平成30年 第1回
本別町議会定例会会議録

自 平成30年 3月 6日
至 平成30年 3月23日

本別町議会

平成30年本別町議会第1回定例会会議録（第1号）

平成30年3月6日（火曜日） 午前10時03分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		常任委員の選任
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 6号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7号	平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）について
日程第 9	議案第 8号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について
日程第10	議案第 9号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について
日程第11	議案第10号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について
日程第12	議案第11号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）について
日程第13	議案第12号	平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第14	議案第13号	平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第15	議案第14号	平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について
日程第16	議案第15号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）について
日程第17		平成30年度町政執行方針・教育行政執行方針

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件

日程第 4		常任委員の選任
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第 6号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7号	平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）について
日程第 9	議案第 8号	平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について
日程第10	議案第 9号	平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について
日程第11	議案第10号	平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）について
日程第12	議案第11号	平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）について
日程第13	議案第12号	平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第14	議案第13号	平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第15	議案第14号	平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について
日程第16	議案第15号	平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）について
日程第17		平成30年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	大和田	収	君
会計管理者	毛利俊夫	君	総務課長	村本信幸	君		
農林課長	菊地敦	君	保健福祉課長	飯山明美	君		
住民課長	千葉輝男	君	子ども未来課長	大橋堅次	君		
建設水道課長	大槻康有	君	企画振興課長	高橋哲也	君		
老人ホーム所長	井戸川一美	君	国保病院事務長	藤野和幸	君		
総務課主幹	小坂祐司	君	総務課長補佐	三品正哉	君		
建設水道課長補佐	小出勝栄	君	教 育 長	中野博文	君		
教 育 次 長	佐々木基裕	君	社会教育課長	阿部秀幸	君		
学校給食共同調理場所長	久保良一	君	農委事務局長	郡 弘幸	君		
代表監査委員	畑山一洋	君	選管事務局長	村本信幸	君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷲 巢 正 樹 君 総務担当主査 塚 谷 直 人 君

開会宣告（午前10時03分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成30年第1回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝君、小笠原良美君、及び藤田直美君を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

平成29年12月13日第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、3月6日から3月26日までの21日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月8日正午をもって締め切ることにいたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに、3件の提出がありました。

商工会に対する平成30年度市町村補助金についての要望。次に、日本の医療を守る道民協議会第14回総会決議内容実現に向けた取り組みの陳情。3つ目が、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情。以上、3件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上、9件の議案については、議長を除く、10名の委員で構成する、平成30年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月6日から3月26日までの21日間とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月6日から3月26日までの21日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、3月7日から12日、16日から22日、24日から25日の計15日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から12日、16日から22日、24日から25日の計15日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 常任委員の選任

○議長（方川一郎君） 日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

欠員が生じております、広報広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、大住啓一君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、大住啓一君を広報広聴常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第5 諸般の報告を行います。

報告第1号専決処分報告平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸君） 報告第1号専決処分報告。

平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を3万円増額補正し、資本的収入の総額を1億6,437万2,000円とするものであります。内容は、本別町西美里別〇番地〇〇〇〇様から3万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を3万円増額補正し、資本的支出の総額は1億9,432万9,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成29年12月分及び平成30年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成29年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成29年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成29年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成29年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の平成29年第4回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、平成29年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成29年度各会計の予算の執行状況について報告をいたします。

まず1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額75億9,858万6,000円に対し、収入済額52億7,893万9,000円で69.5パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額50億8,091万5,000円で66.9パーセントの執行率となっております。

次に地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比で5.0パーセント、額にいたしまして、1億4,117万2,000円減の26億6,925万8,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を、地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は前年度比で2.3パーセント、401万5,000円減の1億7,117万8,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を4.9パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では21.3パーセント減の2億6,243万6,000円を見込んでいます。

次に国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額14億3,006万6,000円に対し、収入済額9億6,983万6,000円で67.8パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が96.0パーセント、滞納繰越金分が14.9パーセントとなっております。歳出は、支出済額9億5,190万2,000円で66.6パーセントの執行率となっております。

歳出総額の64.5パーセントを占めます保険給付費と後期高齢者支援金はそれぞれ67.4パーセントと83.3パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億2,178万4,000円に対し、収入済額が1億3,48万5,000円で、85.0パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額1億2,74万5,000円で、84.4パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額10億1,900万円に対し、収入済額6億7,511万2,000円で66.3パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額が1億8,983万1,000円に対し、収納額が1億5,778万1,000円で、83.1パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額7億2,104万6,000円で70.8パーセントの執行率となっており、このうち保険給付費につきましては6億3,404万2,000円で、支出済額の87.9パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億9,045万6,000円に対し、収入済額が1億7,787万8,000円で61.2パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は99.8パーセントとなっております。

歳出は、支出済額2億3,359万3,000円で、80.4パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億3,777万3,000円に対し、収入済額が5,825万円で42.3パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額8,666万3,000円で、62.9パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額5億3,99万3,000円に対し、収入済額が2億1,748万7,000円で、43.2パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額が2億4,809万3,000円で、49.2パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億7,061万円で、支出見込額は1億7,061万円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が6,819万8,000円、支出見込額は1億3,276万6,000円で、不足額の6,456万8,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。平成30年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万4,462人、前年同期比で2,044人、16.5パーセントの増、外来患者が3万6,

949人、前年同期比で2,167人、5.5パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は11億1,846万1,000円で、支出見込額は12億8,309万5,000円となる見込みで、収益から費用を差し引きました1億6,463万4,000円が純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が1億6,356万9,000円、支出見込額が1億9,397万1,000円で、不足額の3,040万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。

以上、平成29年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

第7期銀河福祉タウン計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、及び第1次障がい福祉総合計画、第6期障がい者保健福祉計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の策定についての報告をいたします。

両計画は、どちらも3年ごとに見直しを行いながら策定する、高齢者や障がいのある人の保健福祉施策の事業計画であります。この計画に基づきまして、多くの町民の皆さまの御協力をいただきながら、福祉でまちづくりを進めてまいりました。

今回は平成30年度から平成32年度までの計画であります。策定にあたっては民生委員や自治会の皆さまに御協力をいただいた高齢者日常圏域ニーズ調査による実態把握や、介護サービス給付分析、また、障がいのある方々へのアンケート調査や障がい者福祉団体との意見交換、聞き取り調査の実施などによりニーズ調査を行いました。

また、平成27年度から平成29年度に取り組んできました事務事業につきまして、進捗状況や成果につきましては健康長寿のまちづくり会議事業評価部会において慎重に評価をいただきますとともに、今後の方向性についての意見もいただいているところであります。

計画の素案につきましては、1月31日に健康長寿のまちづくり会議で説明をさせていただき、審議をいただく中で了承を得たところであり、さらに町広報紙において町民の皆さまに計画の概要を示し、あわせて意見を募集してまいりました。また、町内3地区において地域説明会を開催し、意見を集約した上で健康長寿のまちづくり会議において両計画の最終的な審議をいただき、意見、具申をいただいたところであります。

銀河福祉タウン計画は老人福祉法及び介護保険法に基づく計画であり、今回の第7期計画は、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年を見据え、本町が新たに取り組むべき高齢者保健福祉施策や介護保険事業を示す計画であり、基本理念を本別ならではの町民力を結集し、町ぐるみの支え合いの仕組みをつくるとし、4つの基本目標を掲げ、人口減少が進む中、これまで培ってきた町民力や地域力を生かした本別型の地域包括ケアシステムの構築、推進を目指します。

主な施策といたしましては、基本目標の一つであります介護の担い手と地域の担い手を確保するため、これまで取り組んできました総合的な介護人材確保対策に加えて、新たに

介護福祉士養成校の教師への周知活動や民間外部サイトを活用いたしました広報活動、訪問介護事業所における人材確保のための、生活援助中心型の仮称ですが福祉職場入門研修を開催してまいります。

また、介護基盤の整備につきましては、新たな介護人材確保等の実施により、社会福祉協議会の運営による地域密着型の特別養護老人ホームの整備を行うため、平成33年度の開設に向けた協議、取り組みを進めてまいります。

第7期の介護保険料につきましては、保険料の負担率の変更や介護サービス利用料の増加などから介護給付費の増額が見込まれるため、これまでの基準の保険料額の5,770円を5,980円に見直しをいたします。

第1次障がい福祉総合計画は、平成30年4月に障害者総合支援法と児童福祉法の一部改正により、多様化する障がい児童のニーズに対応した障害児福祉計画の策定が市町村に義務付けられたことを受け、これまで策定してきました障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画と、第1期の障がい児福祉計画を一体的に策定し、総合的、計画的に推進していくものであります。この計画は、障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し、生き生きと地域で暮らすことのできる自立と共生の社会の実現を基本理念としており、4つの基本目標を定めています。主な施策といたしましては、障がい者理解と交流の推進、差別解消の啓発、相談支援や就労支援の充実、障がいや発達に心配のある児童への支援強化を進めてまいります。

今後も町民の皆さまが安心して住み続けたいまちを目指して取り組みを進めてまいりますので、議員各位の特段の御理解、御支援を賜りますようによろしく願いをいたします。

なお、介護保険料に係る介護保険条例の一部改正につきましては、本定例会に提案をいたしておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、平成27年6月に策定いたしました本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームの在り方に関する基本構想について報告いたします。

基本構想で計画していました清流町の小規模多機能型居宅介護事業所、清流の里に併設いたします地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、開設に必要な介護人材の確保が困難な状況であることを受け、平成29年度の供用開始を見送ってまいりました。この間、町といたしましては介護人材の確保に向けた各種施策に取り組むとともに、本別町社会福祉協議会と協議を進めてまいりました。

その結果、平成29年12月に本別町社会福祉協議会から、一層の人材確保に努めることで、地域密着型特別養護老人ホーム20床の整備について、平成32年度工事着工、平成33年度供用開始を目指すという意向が示されたところであります。

これを受けまして、平成30年1月に開催をいたしました健康長寿のまちづくり会議に諮り、委員の皆さまから御意見をいただきますとともに、関係部局とも協議を行いました結果、平成33年度の開設に向けて本別町社会福祉協議会との協議を進めることといたしました。

また、高齢者向け住宅につきましては社会福祉協議会が事業主体となり、仙美里元町で小規模多機能型居宅介護事業所、陽だまりの里に7戸を併設させ、平成30年8月に開設をし、また、勇足元町の小規模多機能型の居宅介護事業所ゆうあいの里に8戸を併設し、平成31年度の開設を予定しております。なお、養護老人ホームにつきましては、高齢者住宅の整備に伴い、その機能が重複することから、閉所に向けた検討を進めていく予定であります。

介護基盤の整備につきましては、担い手となる人材確保に大きく影響を受けますことから、町民の皆さまや健康長寿のまちづくり会議をはじめ、関係団体の御意見もいただきながら、引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、議員各位の特段の御理解と御支援を賜りますようによろしくお祈りを申し上げます。

次に、地域包括ケア推進プロジェクト事業について報告をいたします。

本町ではこれまで、町民の皆さまや関係機関との連携のもと、住み慣れた地域で暮し続けることができるまちづくりとして、地域包括ケアの構築を進めてまいりました。地域包括ケアにおきましては医療と介護の連携が重要でありまして、本町における基幹病院であります国保病院の果たす役割が大きいことから、さらなる充実を図るため、庁内関係部局によります本別町地域包括ケア推進プロジェクトチームと地域包括ケア研究所とが連携を図りながら、本年度から本格的に事業を進めてまいりました。

平成29年度につきましては、国保病院内にワーキングチーム、作業部会を設置をして、町民のニーズに応える病院とするため、病院改革プランの策定や、改革プランをより実効性のあるものにするためのアクションプラン、行動計画の検討を行っております。

また、町民や関係者を対象といたしました地域包括ケアの普及啓発、美里別、仙美里地区でのサロン活動や健康ウィークでの健康講話など、健康な人、体づくりの啓発や、町内の保健、医療、福祉、介護職を対象にした研修会、将来を担う人材として、小中学校でのいのちの講話など、人材育成事業も積極的に開催をしております。

さらに、北海道内外の専門職や学生を対象といたしました星空キャンプ、首都圏での地域医療塾は、本別町というまちや、まちの良さを知ってもらうことで本別町で働きたいという人材を発掘することを目指してございまして、実際に本町で働いてみたいという方からの問い合わせもいただいているところでもあります。

平成30年度につきましても、国保病院改革や健康づくりなどの事業を継続し、地域包括ケアの充実に努めますとともに、その様子を平成29年度に立ち上げます民間外部サイトで広く発信することで、本町の取り組みをPRすることにより必要な人材確保に繋がっていきたくて考えております。

今後も、地域包括ケアシステムにつきまして構築、推進に努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位の特段の御理解と御支援をお願い申し上げます。

次に、子育て世代の包括支援センターの開設について報告いたします。

昨今、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠、出産、育児に不安や負担を

抱えている妊産婦への支援が課題となっています。こうした状況を受けまして、母子保健法の改正により平成29年4月から子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務となりました。

本町におきましても、核家族化や出生数の減少により、母親の不安や悩みを家庭内や地域で解決することが難しい状況になっておりまして、子育てしやすい環境を整えることが求められております。

こうしたことから、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握をし、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援を調整することで、妊産婦や乳幼児等に対し切れ目のない支援を提供することを目的に、これまで母子保健事業を担ってまいりました健康管理センター内に子育て世代包括支援センターを開設することといたしました。

センターは、妊娠期から子育て期の子育て支援まで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、利用者の目線で切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう運営することとされております。具体的には、一つに妊産婦及び乳幼児の実態の把握、二つ目には、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じた情報提供、助言、保健指導、三つには、支援プランの策定、四つには、保健医療又は福祉の関係機関との連携調整の4点がセンターの必須業務とされています。

センターの円滑な運営にあたりましては、子ども未来課、児童発達支援センターよつば、さらには、認定こども園に併設されております、子育て支援センターほんべつなどの子育て支援に携わります関係機関との連携は欠かせないものでありまして、より一層の連携強化に努めてまいります。

開設にあたりましては、妊産婦や保護者はもちろんのこと、地域の住民の皆さまに対し、様々な媒体や機会を通して、センターの役割や相談を受け付ける場所、対象者、内容について、十分な周知、広報を行っていきたくと考えております。

なお、健康管理センター内での業務開始は、平成30年4月を予定しておりますので、町民の皆さまをはじめ、議員各位の御理解、御協力を賜りますように、よろしく願いをいたします。

次に、国民健康保険制度の広域化についての報告をさせていただきます。

国民健康保険制度の広域化につきましては、これまで議員協議会等で御説明をさせていただきましたが、平成30年度、新年度から新制度が開始されますことから、概要につきましての報告をさせていただきます。

国民健康保険特別会計は、これまで財政運営、医療給付、資格管理までの一切を市町村で行ってまいりましたが、国においては現行制度のままでは財政が破たんする市町村が出てくる恐れがあるとして、医療給付を含む財政運営を都道府県単位の大きな括りとして、北海道が道内市町村全体にかかります医療費を推計して、各市町村の所得水準や医療費指数をもとに納付金を割り当て、市町村が北海道に納付する仕組みとなりました。

平成30年度の本町の納付金は3億4,167万5,000円となりまして、北海道からは各市町村に割り当てた納付金に対応する標準保険税率が示され、本町は示された標準保険税率を参考に税率改正を行うこととしております。

税率改正にあたりましては、これまで所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定していた税額を、改正後は資産割を廃止をして3方式での算定とし、納期につきましては6期から8期に拡大をいたします。

財政支援措置といたしましては、特定健診、特定保健指導等の保健事業、ジェネリック医薬品の利用促進、保険税収納率向上等の取り組みに対し交付金を交付する保険者努力支援制度が実施をされます。

なお、広域化による町民の皆さまの窓口での届け出や、医療費の給付申請などの変更点はありません。

以上、広域化の概要につきまして報告させていただきましたが、今後も国保加入者の健康増進、医療費抑制のため、より効果的、効率的な保健事業を進めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げ、なお、広域化に伴います国民健康保険税条例等の一部改正につきましては本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、とちち広域消防事務組合職員給与制度の統一について報告をさせていただきます。

給与制度の統一につきましては、十勝圏広域運営計画におきまして、既存職員は広域化後5年間で、新規採用職員は広域化の時点から帯広市の給与制度を基本に統一することとしておりましたが、広域化をスタートするにあたり、市町村間の協議において運営計画の基本的な考え方を尊重しながらも、ある程度の時間をかけて帯広市と町村の給与水準を比較、検証し、統一による具体的な影響などを詳細に把握する必要があるとして、新規採用職員の統一を見送ったところであります。

この間、各市町村の制度内容等について調査、研究を行ったところ、帯広市の制度は19市町村のほぼ中間に位置をし、平均的な水準であることが確認されましたことから、この結果を踏まえて、当初の計画どおり、給料表、初任給、昇給、昇格の基準及び諸手当については、帯広市の制度を基本とし、住居手当及び通勤手当につきましては地域性を考慮し、消防署が所在する市町村の制度を適用することとしました、とちち広域消防事務組合職員給与条例が、2月28日に開催されました定例議会において議決されたところであります。

なお、既存職員の統一につきましては、現給保障や経過措置を含む給料表の移行、諸手当の支給要件の変更などの諸課題がありまして、統一までにはまだ時間が必要となることから、引き続き統一に向けた検討をしていくこととし、平成31年度の新規採用の職員から本条例が適用されることとなります。

今後もオール十勝で十分な協議、検討を行いながら各種制度の統一に向けて取り組んでまいりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本別町議会第1回定例会の行政報告とさせていただきます。議員各位におかれましては、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますと報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 議案第6号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第6号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第6号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額を支給額改定等の必要が生じ、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との較差0.15パーセントを埋めるため、採用職員の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うもので、改定率平均0.2パーセントを引き上げるものであります。

2点目は、勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.1カ月分引き上げ、年間の支給月数を4.30カ月から4.40カ月とする内容であります。

実施時期は、勧告どおり給与改定は平成29年4月1日に遡及し、勤勉手当の改定につきましても平成29年12月1日に遡及し、適用するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

これは今回の改定に伴う勤勉手当で、一般職員を0.1カ月分、再任用職員を0.05カ月分引き上げる改定でございます。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係）、別添。

別表第2（第3条関係）イ、別添。

別表第2（第3条関係）ウ、別添。

これは、今回の改定に伴う給料表で、平均で0.2パーセントを引き上げる改定であり、別表での説明は省略させていただきます。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

これは、今回の改定に伴う勤勉手当を平成30年4月1日から一般職員0.1カ月分の改定を、6月、12月支給分をそれぞれ0.05カ月に振り分け、再任用職員0.05カ月分の改定をそれぞれ0.025カ月に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は、平成29年12月1日から適用し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います平成29年度の影響額でございますが、給料で、全会計で106万4,000円、うち一般会計で75万6,000円、期末、勤勉手当等の影響額は、全会計で988万6,000円、うち一般会計は470万8,000円となる見込みでございます。

以上、議案第6号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 2点ほど確認させていただきます。影響額は今お聞きしましたけれども、聞こえなかった分もありますので、それももう1回お願いします。

あと2点ですが、現在の本別町のラスパイレスの指数についてはいくらになっているか。93か5かというところでございますけれども、それが1点目でございます。

2点目でございますが、対象となる職員数、これは当然再任用の部分も入って来ると思いますが、230名程度の職員数だというふうに認識してございますけれども、再任用が何人で職員が何人ということで、わかる範囲の中でお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） まず影響額でございます。今回の改正に伴います影響額ですが、給料で全会計で106万4,000円、うち一般会計分で75万6,000円になります。期末勤勉手当等の影響額につきましては、全会計で988万6,000円、うち一般会計で470万8,000円の見込みでございます。

次にラスパイレス指数の関係でございますが、平成29年4月1日現在のラスパイレス指数です。本別町は95.6パーセントで、前年と比較しまして1.2ポイントの減というふうになってございます。

2点目についてはちょっと確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 人数については、あとでということですから、間違ったら困りますので精査をした中で、対象人数が何ぼで、再任用、退職したあとの人も何人いるということ細かくお知らせをいただきたいということでございます。

ラスパイレスについてですが、95.6で1.2パーセント減額と、ポイントですね。この95パーセントというのは、皆さん御承知のとおり、国の水準に対して100上行く試算もあるということでの、一応の目安でございます。町民の方々も注視してございますので、この95.6パーセントという数字は、十勝管内において同時期の、考え方としてどの程度に位置しているのか、ということは、町民の皆さんは例えばですけれども、議員の給料が何ぼで町長の給料が何ぼで、職員のラスパイレス指数が十勝で何ぼというのは、注目するところでございますので、十勝でどの程度に位置しているのかをお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。ラスパイレスの状況でございます。先ほど言いましたとおり29年4月1日現在の状況でいきますと、本別町、帯広市を除きます18の町村での順位でございますが、今現在18番目という状況になってございます。ですから一番下の低い水準に今いるということになります。

○4番（大住啓一君） ちょっと確認です。18町村、帯広は市ですからまあいいのですが、18番目ということは、ほかのまち、ほかの村のラスパイレスは95.6より100に近いということですね。そういうことですね。

（「そのとおりです」との声あり）

○4番（大住啓一君） わかりました。

それと先ほどの人数の件については、あとでお知らせいただきたい。以上です。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質問の答弁からとします。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。

人数の関係でございますが、総体で259名、うち再任用職員でございますが、5人となっております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第6号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（方川一郎君） 日程第8 議案第7号平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第7号平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、議決をいただきました人事院勧告等による人件費の調整、事業費の確定に伴います地方道路整備事業及び橋りょう長寿命化事業、栄町団地建替事業の調整など、平成29年度事業の完了に伴います係数整理が主な内容であります。その他の補正の主なものといたしましては、歳入では町税の増額、歳出では国の補正予算による事業の追加、燃料費の調整、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計等への繰出金の調整、財政調整等基金への積立金の増額などがございます。

人事院勧告によります改定の内容につきましては、給与改定は、改定率、平均0.2パーセントを引き上げるもので、勤勉手当を0.1カ月引き上げ、年間の支給月数を4.30カ月から4.40カ月とする内容でございます。

なお、この改正に伴います29年度の影響額につきましては、給料が全会計で106万4,000円、うち一般会計で75万6,000円、期末・勤勉手当等の影響額につきましては、全会計で988万6,000円、うち一般会計で470万8,000円の見込みでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億440万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から御説明いたしますが、先ほど申し上げたとおり、今回の補正の大部分が事業費確定による執行残等の係数整理でございます。

27ページ、28ページをお開きください。

2、歳出でございますが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては89ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、下段にあります、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、次の29ページ、30ページをお開きください。上段がございます、8節報償費中、記念品代ふるさと納税400万円の減額、4段下にあります、12節役務費中手数料ふるさと寄付金業務112万2,000円の減額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の収納見込みにより調整であります。

上から3段目に戻りまして、9節旅費のうち、特別旅費89万6,000円の減額は、職員の各種研修に係る旅費の執行見込みによる減額であります。

下段の11節需用費中、燃料費A重油140万4,000円の補正は燃料単価の増による調整であります。

飛びまして、33ページ、34ページをお開きください。一番下段にあります、14目基金費25節積立金6,884万4,000円の増額補正の主なものにつきましては、35ページ、36ページをお開きください。基金積立金財政調整基金に4,595万4,000円、減債基金に2,000万円、農業振興基金に1,000万円を積み立て、個性あるふるさとづくり基金660万円を減額するものでございます。

なお、財政調整基金につきましては当初2億3,000万円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて4,596万3,000円を積み戻すこととなりますが、現時点での基金残高は1億8,387万3,000円の減となる見込みでございます。農業振興基金につきましては、29年度末で1億3,326万4,000円となる見込みであります。

今回の積み立てにより、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より1億3,220万円減の33億7,593万2,000円程度となる見込みであります。

なお、3月末に特別交付税が確定をいたしますので、平成29年度末の最終現在高は変更になる予定でございます。

飛びまして、43ページ、44ページをお開きください。3款民生費2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費11節需用費中、修繕料施設27万4,000円の増額は、火災通報装置を修繕するものでございます。

45ページ、46ページをお開きください。3目介護保険費19節負担金補助及び交付金社会福祉法人等利用者負担軽減事業補助金87万1,000円の増額は、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の増によるものでございます。

47ページ、48ページをお開きください。3項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費中、施設型給付認定子ども園964万5,000円の減額補正は、事業費の確定によるものであります。

49ページ、50ページをお開きください。中段がございます、4目発達支援センター費18節備品購入費31万3,000円の補正は、指導用備品として発達検査及び知能検査

に必要な用具を購入するものでございます。

飛びまして、55ページ、56ページをお開きください。一番下段にございます、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、各種補助金事業につきましては、補助対象経費の確定及び決算見込みによる調整でございます。

なお、58ページをお開きください。上から7つ目にございます、畑作構造転換事業452万4,000円及び、その下にございます、担い手確保・経営強化支援事業997万円の増額補正は国の平成29年度補正予算によるものであります。

また、上から2つ目にございます青年就農給付金、経営開始分につきましては、6つ目にございます農業次世代人材投資事業交付金、経営開始型に事業名が変更となったものであり、事業費も事業確定により600万円から33万4,000円に減額となっております。

次の段でございますが、4目畜産業費19節負担金補助及び交付金中、畜産担い手育成総合整備事業670万9,000円の減額補正は事業実績によるものであります。

59ページ、60ページをお開きください。6目営農用水管理費19節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業負担金318万6,000円の減額補正は、事業費の確定によるものであります。

下段の2項林業費2目林業振興費8節報償費有害鳥獣駆除奨励金46万5,000円の増額補正は、有害鳥獣の捕獲見込み数の増によるものであります。

16節原材料費15万円の増額補正は、有害鳥獣捕獲用の箱わな2基を作成するための資材購入費であります。

次の61ページ、62ページをお開きください。7款1項商工費2目商工業振興費11節需用費中、修繕料施設26万4,000円の増額補正は、商工活性化センターの多目的トイレの便器を取り替えるものであります。

次の段、19節負担金補助及び交付金中、中小企業融資利子補給補助金222万5,000円の増額補正は、融資件数及び額の確定による調整であります。

その下の企業誘致奨励事業補助金133万8,000円の増額補正は、件数及び奨励金の金額確定によるものであります。

下段の3目観光費13節委託料、調査研究支援業務委託料209万8,000円の減額補正は、事業費の確定による調整であります。

同じく、18節備品購入費10万円の補正は、観光振興物品購入費指定寄付金を受けまして、寄付者の意向により義経の館のベンチを購入するものでございます。

飛びまして65ページ、66ページをお開きください。上段の8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費15節工事請負費1,363万3,000円、17節公有財産購入費144万5,000円、22節補償補填及び賠償金491万円の減額補正は、交付金事業費の確定によるもので、別添の予算説明資料の1ページをお開きください。右側の事業種別でございますが、一番下段にありますとおり、事務費を含む総事業費を2億9,054万6,000円から2億7,035万9,000円に変更するものです。それぞれの事業内容

は記載のとおりであります。説明は省略をさせていただきます。左側でございます事業費でございますが、補正額2,018万7,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金1,242万9,000円、地方債770万円、一般財源5万8,000円の減額でございます。

以下、この資料での説明は省略をいたします。

66ページへお戻りください。4目橋りょう維持費13節委託料3,764万1,000円の減額、工事請負費1,801万円の増額補正は、交付金事業費の確定によるもので、別添予算説明資料の9ページをお開きください。右側の事業種別です。事務費を含む総事業費を1億7,130万4,000円から1億5,167万6,000円に変更するもので、それぞれの事業内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。左側の事業費補正額1,962万8,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金1,234万円、地方債180万円、一般財源548万8,000円の減額でございます。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書の67ページ、68ページをお開きください。下段の5項住宅費1目住宅管理費11節需用費中、70ページをお開きください。上段にあります、修繕料公営住宅・町営・職員住宅194万6,000円の増額補正は、執行見込みによるものであります。

19節負担金補助及び交付金、住宅改修費等補助金30万円の減額、及び住宅新築助成事業補助金60万円の減額補正は、事業実績によるものであります。

下段でございます、3目空き家等対策費19節負担金補助及び交付金空き家住宅等除却支援事業補助金155万4,000円の減額補正は、補助対象事業費の確定によるものであります。

その下、9款1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金323万9,000円の増額補正は、災害・救急出動の増加によります超過勤務手当の増、及び人事院勧告によります人件費の調整が主なものであります。

71ページ、72ページをお開きください。上段でございます、2目非常備消防費9節旅費費用弁償115万円の減額補正は、消防団員の災害出動の減によるものです。

飛びまして、75ページ、76ページをお開きください。中段でございます、10款教育費2項小学校費3目学校建設費11節需用費8万6,000円、15節工事請負費施設改修工事勇足小学校863万円、仙美里小学校1,369万5,000円の増額補正は、国の平成29年度補正予算により、煙突の断熱材除去等を行うものでございます。

77ページ、78ページをお開きください。中段でございます、18節備品購入費本別中学校学校管理用備品10万4,000円の補正は、携帯電話等を利用した一斉連絡メールシステムを導入するものでございます。

次の2目教育振興費19節負担金補助及び交付金118万6,000円の減額補正は、中体連、中文連の大会等への参加出場費の執行見込みによるものでございます。

次の3目学校建設費11節需用費10万4,000円、15節工事請負費施設改修工事本別中学校1,397万6,000円、勇足中学校1,412万7,000円の増額補正は、国

の平成29年度補正予算によります、煙突の断熱材除去、入れ替え等を行うものでございます。

飛びまして、85ページ、86ページをお開きください。5項保健体育費3目学校給食費11節需用費中、消耗品調理室用54万9,000円の補正は、新学期に備え、調理器具等を購入するものでございます。

下段の12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料777万6,000円の減額は、平成28年度借入債の利子額確定によるものでございます。

以上で歳出を終わりまして、続きまして歳入を説明いたします。

9ページ、10ページにお戻りください。1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分1,591万2,000円の増額は、個人所得割で、給与所得、退職所得等が当初見込額より増額となったことによるもの。2目法人1節現年課税分1,127万4,000円の増額は、法人税割で農業関連法人等の課税標準額が増になったことによるものでございます。

2項1目固定資産税1節現年課税分345万円の減額は、家屋及び償却資産において、課税標準額が当初見込額より減額となったことによるものでございます。

下段の9款1項1目地方交付税3,394万5,000円の減額は、普通交付税の確定によるもので、決定額は26億6,925万8,000円、前年度対比5.0パーセント減となっております。

次の11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の減額は、主に畜産担い手総合整備事業受益者分担金が事業実績により388万8,000円の減額となったことによるものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。上段にございます、2項負担金1目民生費負担金2節養護老人保護措置費負担金193万1,000円の減額は、町外からの入所者が1名減となったことによるものでございます。

下段の12款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料2節観光使用料のうち、御所使用料104万3,000円の減額は、事業実績により調整するものでございます。

13ページ、14ページをお開きください。上段にございます、6目土木使用料2節都市計画使用料中、公園等使用料71万2,000円の増額補正は、公共工事に伴います事務所の公園占用による増額でございます。

次の3節住宅使用料119万5,000円の増額補正は、入居者の増に伴うものでございます。

15ページ、16ページをお開きください。中段にございます、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,476万9,000円の減額補正は、歳出で説明いたしました地方道路整備事業及び橋りょう維持事業の事業費の確定によるものでございます。

下段の5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金にあります学校教育施設整備費等補助金につきましては、歳出で説明いたしました、小学校、中学校の

煙突改修工事によるものでございます。

17ページ、18ページをお開きください。14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金102万9,000円の増額補正は、農業委員会活動促進事業交付金の追加交付により233万3,000円の増となっております。

また、一番下段にあります強い農業づくり事業補助金、担い手確保・経営強化997万円、次のページをお開きください。一番下段にございます、畑作構造転換事業費補助金452万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたが、国の補正予算により事業を実施するものでございます。なお、環境保全型農業直接支払事業費補助金等につきましては補助対象経費の確定及び決算見込みによる調整でございます。

21ページ、22ページをお開きください。15款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入2節その他不動産売却収入、立木売却収入238万4,000円の増額は、町有林売払い入札により増となったものでございます。

下段の16款1項1目寄付金1節総務費寄付金660万円の減額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の見込みによる調整でございます。

その下にあります、5節商工費寄付金10万円の補正は、本別町美里別〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇〇様から観光振興物品購入費指定寄付金でございます。

23ページ、24ページをお開きください。2段目にございます、19款諸収入5項1目7節雑入中、下から2行目の地方創生連携事業負担金119万8,000円の減額は、東北部3町連携観光地域づくり推進事業の執行見込みによる調整でございます。

25ページ、26ページをお開きください。20款1項町債1目1節総務債中、過疎地域自立促進特別事業債5,180万円の増額、及び5目1節臨時財政対策債1,592万9,000円の減額は、額の確定によるものでございます。なお、その他の町債は事業費の確定、国の補正予算による事業の実施によるものでございます。

以上で歳入を終わらせていただき、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。8款土木費2項道路橋りょう費本別町管内橋りょう長寿命化事業6,286万円、10款教育費2項小学校費小学校煙突改修事業、勇足、仙美里、2,241万1,000円、3項中学校費中学校煙突改修事業、本別、勇足、2,820万7,000円は、国の指示によりまして翌年度に繰り越すものでございます。

下段にございます、第3表債務負担行為補正は、1、廃止。事項、農地流動化資金に対する利子補給でございますが、借入がなかったため廃止をするものでございます。

6ページをお開きください。第4表、地方債補正であります。1、追加。起債の目的、学校教育施設等整備事業。限度額3,350万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、現行と変わりはありません。

2、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更するものでございます。起債の目的、公共事業等。限度額7,970万円を7,760万円に、7ページでございますが、公営住宅建設事業限度額2,050万円を1,760万円に、一般補助施設

整備等事業、限度額1,000万円を770万円に、辺地対策事業、限度額4,360万円を3,860万円に。8ページをお開きください。過疎対策事業、限度額4億2,900万円を4億7,290万円に、臨時財政対策債、限度額1億8,710万7,000円を1億7,117万8,000円に、それぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更はございません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし、一括とします。

高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 2点についてお伺いしたいと思いますが、まず1点目は58ページですね、農業振興費、補正予算に関わってくるものですが、この担い手確保経営強化支援事業ということで997万円、今回補正になっていますけども、この具体的内容について、どういうものなのか1点まずお伺いをしたいと思います。

次に76ページ、3目学校費建設費工事請負費、それと関わりのある、次のページ78ページ、これも学校建設費の工事請負費、中学校と小学校ですが、この部分については以前に私がアスベスト関係で質問をいたしまして、そのときの答弁では、勇足中学校は改修時期で、ほかの学校については新年度以降、予算がつけばというふうに答弁されたと思うのですが、今回勇足小学校も補正となっている経過について、まず1点お伺いをしたいと思います。

また、この4校については、これで全てこのアモサイトというのですか、茶石綿というのか、この状況を含めて完了するというので受け止めていいのか、お伺いします。

○議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦君） ただいまの高橋利勝議員からの、担い手確保経営強化支援事業についてということで、総務課長のほうから御説明があったように、今回、国の平成29年度の補正予算事業で出てきた事業であります。内容につきましては、機械等の導入によって作業効率のアップ、省力化、それによって経営の維持、拡大を図るという内容で、実施内容につきましては、2件の個人の農業経営の機械導入という形になっています。1件につきましては美里別の中地区の方で、導入機械がパワーハロー1台、ピンポリッシャー1台、植栽選別機1台ということで、事業費が1,289万6,000円、この事業については補助率は2分の1以内ということになっておりますので、597万円の補助。もう1件については勇足西地区の方で、豆コンバイン1台の導入ということで、事業費については864万円、補助率2分の1以内ということで400万円、合計997万円の事業予算となっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 高橋議員から御質問ありました、76ページの工事請負費、

及び78ページの中学校における工事の関係でございます。まず第1点目の御質問であります、勇足小学校の煙突改修のほうにつきましては、当初ですね、勇足小学校の大規模改修工事に合わせて、この煙突も改修工事をしたいと考えてございましたが、アスベスト等の関係ですね、大規模改修工事の際にですね、この部分の補助がなかったということで、それであれば勇足小学校の煙突につきましても他の学校と同様にですね、煙突の改修工事の際に合わせて実施するというようにしてございました。それで、アスベストに関するこれまでの状況ということでございますが、アスベスト問題につきましては、昭和59年9月に吹き付けアスベストの使用が禁止されました。その後、関連する法律の改正が順次施行されてきておりまして、本町におきましてはその都度法に基づき適正な対応をしてきたところでございます。

しかしながら平成26年にですね、石綿障がい予防規則というのが改正されまして、この分につきましては学校、施設等もそうでございますが、煙突内にある保温剤、この保温剤にですね、先ほど議員もお話しされておりましたアモサイト、茶石綿でございますが、それが含まれているということでございましたので、教育委員会といたしましては、これまでに専門業者によるサンプル調査、それから現地状況調査を重ねてまいりました。調査結果につきましては、先ほども申しましたが、保温剤にアモサイトが含まれていることが判明したもののですね、落下等による飛散の状況に至っていないということでありますので、このことを見据えてですね、以後目視等による確認を行ってきたところでございます。しかしながら将来のことを見据えまして、小中学校煙突改修事業として、平成29年6月6日付けで国に対してこの改修工事の補助申請をしたところでございます。その後、国から何の連絡もなく、本年度あるいは次年度における改修工事は無理であろうと判断してございましたが、先月の2月21日、突如国から補正予算の内定通知がありましたことから、改修工事を次年度に実施いたしたく、今3月補正予算に繰越明許費として予算計上させていただいたところでございます。内容につきましてはですね、平成29年度の予算説明資料の15ページに小学校の工事内容を記載してございます。さらに、18ページに中学校の煙突の工事内容を記載してございます。

この改修事業によりまして、アスベストに関する煙突の改修工事は全て完了となっております。なお、本別中央小学校の煙突につきましてはアスベスト等は全く問題ございませんので、改修工事の必要はございません。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今回の関連で質問いたしますけれども、御承知のとおり勇足小学校の大規模改修は2億6,000万円ほどだったかというふうに認識してございますし、私も予算の中身のときには質疑をさせていただきました。今の説明でわからないわけではないのですが、なぜこのように2回もですね、勇足小学校は800万円程度の事業費、工事費かと思えますけれども、補助に乗っからなかったから何とかという理論もあるのではよ

うけれども、地域の方々、御父兄も含めてですが、その辺をですね、税金の使い方として著しくちょっと違うのではないかなというような考え方もする人もいると思うのです。その辺、きちっとその都度その都度ですね、説明をしているとは思いますが、当然2億6,000万円ほどの大金を、税金を投入したということになれば、アスベストであれ何であれ、そのときそのとき説明しているにしてもですね、この時期にまた年度をまたぐ明許費を組んで、800万円ほどの工事をしていくということの説明がですね、今次長のほうからありましたけれども、もう少しかみ砕いたといいますか、皆さんが納得いく説明といいますかね、その辺どういうことなのか、そのときに2億6,000万円に800万円ほど足しますから2億7,000万円あれば全部できたのではないかと。それができなかった理由は、アスベストが散らかるといいますかね、そういうこともあったのかもしれませんが、どういうことかわかりませんが、その辺をきちっとしておかないと、やはり税金を、補助がついたからいいんだ、何々ができたからいいんだということだけではないと思いますけれども、地域の住民の方々にきちっと説明できるようなことを私どもも説明いたさないで、地域に立ち戻ったときの私どもとしても説明が滞るものですから、その辺再度お聞かせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 勇足小学校の煙突の改修でございます。

勇足小学校の煙突につきましては、先にお話しをさせていただきましたが、先の大規模改修事業によりまして、暖房の分につきましては、ボイラーは使わないということで、各教室それぞれ個別のストーブで対応してございます。

この煙突の関係でございますが、先ほども言いましたけれども、補助対象外、それから大規模改修を行ったときの国の補助の限度額等ありまして、この煙突を改修するにはですね、かなりの金額がかかるということで、塞ぎ込みで対応してございます。ただ上下の塞ぎ、煙突をふさぎ込みすることで、アスベストが仮に落下しても、飛散しないような措置してございます。それで先ほども申しましたが、国の予算でですね、今回つきましたことから、勇足小学校におきましては他の学校と違いまして、そのアモサイトを除去するだけで済みます。他の学校の煙突改修事業につきましては、アモサイトを含んでいる保温剤を撤去し、そのあと安全でアスベストを含有していない素材の物を煙突内に挿入するという改修をしようと思っておりますが、勇足小学校につきましては除去をして、上下の排煙口を塞いで、そこで工事を完了するというところでございます。先ほど大住議員さんの言ったとおりですね、勇足小学校の工事説明会のときに私も説明にお伺いいたしましたが、煙突に関しましてはですね、現状のままで上下を塞ぎ込みすると。その他につきましては、暖房につきましては、各教室の個別ストーブの対応ということでお話ししてございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 大まかに大体わかりました。明許費を組んでいるということで

ございますから、年度を越えて、工期の設定等々もあると思います。したがって、子どもさんたちが通う小学校でございますから、特に勇足は今答弁にありましており注視されている、それは大きな税金を投入している後でございますからぜひ、これから卒業式、入学式等々もございますし、その辺をですね、教育委員会として、税金の投入の仕方についてきちっと説明をし、なおかつ子どもたちの安全と安心を守るために、こういうことでやるんだということをですね、細かく説明していかないと、行政サイドの補助事業だからいいんだというだけでは、そういうつもりではないと思いますけれども、そういう誤解を招かないような説明を求めていくべきだと思いますが、その辺の見解を伺いたい。

○議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木基裕君） 大住議員の質問にお答えをさせていただきます。勇足小学校の大規模改修工事の際におきましても、地域住民の方もひっくるめてですね、私のほうから詳細に説明をさせていただいたところがございます。今回の勇足小学校の煙突の改修工事をひっくるめましてですね、各小中学校改修工事を行いますので、そのことにつきましては、各学校にはですね、今煙突の改修工事の補助が確定したということをお伝えしてございますが、今後におきましてですね、工事等の内容につきまして、PTA等にですね、十分周知をしまいたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） まず30ページの8節報償費の関係で、ふるさと納税なのですが、400万円ほどの減額ということで、見込みから減額するということなのですが、現状で、総額でどれ位になっているか伺いたいと思っております。

それから、飛びますけど86ページ、学校給食費の11節需用費の関係で、賄材料費が220万円の減額ということで、昨今の状況では野菜が特に高騰していて、学校給食にも影響しているというような報道もあった中で、この減額というのはどういう状況なのか伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。ふるさと納税の現在の状況ということで、3月5日現在の収納状況でございますけれども、金額で7,275万7,000円となっております。そして今後の見込み等も踏まえまして、総体で今7,400万円ということで見込んでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 久保学校給食センター所長。

○学校給食共同調理場所長（久保良一君） ただいまの阿保議員の、学校給食費の賄材料費に関しましてお答えをさせていただきます。基本的には後ほど歳入で出てきますけれども、学校給食費として、父兄の方に学校給食代として負担をまずいただいております。

その中で大きな要因としまして、学校給食費、当初予算を見ていた部分では、本別高校で申し上げますと、当初総体で140人見ておりました。最終的に29年度は117名と

ということで、23名の減になっております。そうした大きな人数の要因で、高校で申し上げますと約100万円ほどの減額になっております。それと課外授業等によって、当初見込んでいた日数が給食として利用されていなかったということで、小学校、中学校、保育所ですけども、その部分も含めまして約230万円ほど歳入で減額をさせていただいております。

今回の220万円の減ですけども、それに基づきまして人数の減少と、先ほど言われていました、台風による葉物野菜とかの単価の増の部分ありますので、その部分は若干経費として見込みさせていただきまして、歳入とは同額になっておりませんが、若干上乘せして減額の幅を少なくしている状況であります。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 62ページの商工費の関係で、負担金補助及び交付金、19節の関係なのですが、この中で補助金の中に中小企業の融資を保証料と利子補給ということでもありますけれども、当初予算は1億円以上、貸付金で予算を見ている中の一部だと思うのですが、この貸付をしている所がですね、起業家支援の奨励事業、本町でもあると思うのですが、その対象になっている企業もあるのか、その中に入っているのかどうか1点。

それと、その下に企業誘致奨励事業で133万8,000円とありますけれども、本町からまつを使った部分での奨励金とかということなのかどうなのか、そこら辺も含めて内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 矢部議員の御質問にお答えいたします。最初にございました、中小企業の融資の部分でございますけれども、これにつきましては中小企業融資規則がございまして、町内で商工業を営む方の資金融通をした場合について、1億2千万円を金融機関に預託しておりますけれども、その5倍を限度額といたしまして融資実行した際に利子補給するものでございます。29年度につきましては、1億2千万円に対しての5倍でございますので6億円の枠に対しまして、現在の状況でいきますと4億2,433万円、これについて利子補給しているものでございまして、それぞれ期間中、新規に貸付する繰り上げ償還等々もございますので、それぞれ個別に計算しながら利子補給の額を確定し、今回補正予算として計上させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

それで件数につきましては、今回の29年度の部分でいきますと139件がこの対象となっているところでございます。

それから企業誘致奨励事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては企業誘致条例に基づく補助金でございまして、対象としている企業につきましては、南工業団地にあります木材、製材工場、それからもう1社は運送業を営む企業、この2社に対しての、条例に基づきます補助金という内容になってございます。

それから矢部議員の御質問にありました、この中小企業融資の利子補給に起業家支援のものが入っているかということでございますが、確認させていただきたいと思いますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

ちなみに中小企業融資につきましては、起業後1年を経過しないとですね、対象とならないという規則になってございますので、起業したからといってすぐ対象となるものではないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次、歳入の関係で質疑はありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 歳入の分で1点だけ確認させていただきます。これは9款の地方交付税でございます。減額の3,400万円位ですけども、先ほど率で5パーセント程度というお話でございました。地方交付税、これ普通交付税と特別交付税が入っている部分かなど、表のつくりかたですが。それで、特に普通交付税については計算上いろいろな数値が上がってきて、本別でいけば28億だとか、そういう形になってくると思います。それがこの時点で減が5パーセントになってくるというのは、特別交付税が確定していないからなのか、国のほうで交付すべき金がなくなったから減額になるのか、何か国との調整で、計数の変わる部分があったから減額になったのか、ちょっとその辺の解釈をですね、我々にわかりやすく周知をお願いしたいと。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。先ほど御説明いたしました中で普通交付税の関係でございます。前年度対比で5パーセント減という説明をさせていただきました。今回補正をいたしましたのは、当初予算である程度見込んで普通交付税の予算を計上しております。普通交付税が確定いたしますのが例年大体7月中ということになります。通常、当初予算を組んで額が確定をして、ある程度今後補正をする段階にあたっての補正予算の財源留保額というものがある程度見込みながら予算執行していくわけですけども、今回3月ということでございますし、そのことによって執行残、そういったものも出てきましたので、ある程度この普通交付税を1回整理をして、そして財政町政基金への積立金も合わせて整理をするということで、例年7月に確定はするんですけども、最終的な調整は12月、ないし3月にさせていただいております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 確認ですけども、特別交付税はあとということでございますから、普通交付税の、この時期に積み戻す分とか次年度に繰り越す分、3月のこの議会で提案して承認もらってそのまま作業を進めていくという解釈の中での3,300万円の減額ということの解釈でよろしいのですか。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） お答えをいたします。今回3,300万円程度減額をしておりますが、今御質問のとおり、今回最終的に調整をさせていただくということでございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行ないます。

5ページから8ページ。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢部議員の質疑に対する答弁からとします。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 矢部議員に御質問いただきまして、留保させていただいた件について答弁させていただきます。起業家支援の要綱によりまして企業化したもので、中小企業規則に基づく融資を受けているものの件数でございますが、現在8件となっております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） その8件の中には、起業家支援の奨励事業で何件かあると思うのですが、対象になっている事業所というのは入っているのか入っていないのか。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 今矢部議員言われましたとおり、今8件とお答えしたのは起業家支援要綱を受けているもので、なおかつ中小企業の規則の適用を受けているものということでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） ということは今、継続しているというか、それが8件ですよ。3年以内にやめた所もありますけど、そういった所は入ってないですよということなのですね。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） そのとおりです。

○議長（方川一郎君） これで歳出を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号平成29年度本別町一般会計補正予算（第14回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第8号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第8号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）について提案内容の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、決算見込み及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございます。国民健康保険税を決算見込みにより減額調整したほか、受診件数の減などにより保険給付費を減額しておりまして、それに伴い国からの療養費負担金、共同事業負担金、国保連合会からの共同事業交付金も減額補正をしております。また、歳入歳出不足分については、財政調整分として基金及び一般会計から繰り入れを行っております。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,370万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,733万8,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いします。

2、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料から4節共済費までの人件費の補正につきましては、国保会計2名分の給与改定及び人事異動等によるもので、詳細につきましては20ページ以降に給与費明細書を添付しております。

2項徴税费1目賦課徴収費11節需用費中、印刷製本費63万4,000円は、納付書等が不足するため増額補正をするものです。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費3,794万3,000円の減額は受診件数の減などによるものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

7款1項共同事業拠出金の計の欄2,220万5,000円の減額は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業拠出金それぞれの額の確定によるもので、受診件数及び高額療養費対象者の減により減額したものでございます。

下段の8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費11節需用費中A重油41万9,000円の増額は、単価アップによるものでございます。

18ページ、19ページをお願いします。

10款諸支出金2項繰入金2目一般会計繰入金304万4,000円の増額は、収納率向上対策として道の特別調整交付金の対象経費となった臨時職員賃金分を一般会計に繰り出すものです。

続きまして、歳入に入らせていただきます。4ページ、5ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1,465万3,000円及び2目退職被保険者等国民健康保険税24万9,000円は、それぞれ決算見込により減額したものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。

2段目の3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金4,339万6,000円及び2目高額療養費共同事業負担金264万円の減額は、歳出でも申し上げましたが、診療件数の減及び高額医療該当者の減によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。

下から2段目の8款1項1目共同事業交付金1,603万9,000円の減額につきましても高額療養費該当者が減になったことによるものでございます。

一番下の段、10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金中、次ページになりますけれども、財政調整分1,980万円の増額は、基金取り崩し後の歳入歳出不足分を財政調整分として一般会計から繰り入れるものです。

10ページ、11ページ、今のページですが、中段の10款繰入金2項1目基金繰入金412万5,000円は、歳入歳出不足分を保険給付費支払準備基金から繰り入れるものでございます。

以上で議案8号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について、提案内容の説明とさせていただきます。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第9号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第9号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきしては、事業終了に伴う計数整理などが主な内容となっております。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,462万1,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金302万5,000円の増額は、広域連合事務費及び保険料等について、それぞれ額が確定したことによるものでございます。

続きまして歳入でございます。3ページ、4ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節現年度分357万5,000円の増額は、決算見込によるものです。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金75万3,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

以上で議案第9号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について、提案内容の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(方川一郎君) 日程第11 議案第10号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美君) 議案第10号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費負担金等の調整、給与改定に伴う給与、職員手当等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,274万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。2、歳出ですが、1款総務費3項1目介護認定審査会費19節負担金補助及び交付金45万3,000円の減額は、十勝東北部介護認定審査会の事務局人件費の減によるものです。

10ページ、11ページをお開きください。2款保険給付費1項介護サービス諸費4目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金351万5,000円の増額は、特定入所者介護サービス事業費の増額によるものです。

下段の4款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、並びに次の段の2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は給与改定及び人事異動によるもので、14ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

2目任意事業費8節報償費40万4,000円の減額は、介護相談員1名の減によるものです。

12ページ、13ページをお開きください。5款1項1目基金積立金287万4,000円の減額は、平成28年度の決算による基金積立金の調整によるものです。

4ページ、5ページをお開きください。1、歳入ですが、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料812万5,000円の増額は、決算見込みによる調整であります。

4段目の3款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金994万2,000円の減額は、介護給付費の執行見込みにより調整するものです。

次の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金912万8,000円の減額は、介護給付費の執行見込みにより調整を行うものです。

6ページ、7ページをお開きください。7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の各節の補正は、介護給付費及び地域支援事業費等の執行見込みにより財源調整を行うものであります。

次の段の2項基金繰入金1目介護保険基金繰入金1,109万4,000円の増額は、介護給付費の執行見込みによる財源調整を行うものです。

以上、平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）の提案説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 9ページですね、1目一般管理費の19節ですね、補助金の本別町介護従事者就業支援等補助金ということで補正になっていますけども、補正になるということは、そういった対象者がふえたというか、件数が拡大した、増になったということだと思うのですが、そういう意味では人材確保という意味で進んでいるのかと思うのですが、その辺の経過についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。本別町介護従事者就業支援等補助金の増額についてですけれども、介護人材の総合的な確保策ということで、5事業をこれまで展開をしております。その中に就業支援に関する補助金ですとか、既に勤めておられる方の資格取得に対する補助金等の助成を行ってきております。

就業支援の補助金につきましては、就業支度金、これは勤めたときにもらえるものですが、の見込みが7件。住宅準備金、これは転居に掛かる費用のものです。支度準

備金、これは町外から通って来られる方ですとか、正職員ではなく非常勤で勤められる方に対して、準備のためのお金として支払われるものですが、こちらが10件というふうに、やはりPRをすることによってですね、この制度を活用して本町の事業所に勤めようという方が少しずつふえてきているというような状況がありまして、今回増額をさせていただきました。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（方川一郎君） 日程第12 議案第11号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第11号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入は介護給付費収入、自己負担金収入の見込みによる調整、歳出は給料・職員手当等給与改定による人件費の調整、その他につきましては執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,954万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主な内容について歳出から説明させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開き願います。

2、歳出ですが、1 款介護サービス事業費 1 項 1 目施設介護サービス事業費 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費並びに次のページ、7 ページ、8 ページの上段、2 項居宅介護サービス事業費 1 目居宅介護支援事業費 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費につきましては給与改定等によるもの、あるいは負担金率の変更によるものでございまして、9 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

5 ページ、6 ページにお戻りください。

上段四つ目、7 節賃金のうち準職員賃金 4 7 万 5, 0 0 0 円の増額は給与改定等によるもの、臨時雇賃金 1 9 5 万 5, 0 0 0 円の減額は、介助員が昨年 4 月まで 2 名体制でございましたけども、4 月に 1 名退職されまして、その募集をさせていただきましたけども応募がなかったということによる減額でございます。

以降につきましては、執行見込み、あるいは執行残の計数整理が主な内容でございます。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

下段、2 目介護予防支援事業費 1 3 節委託料 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額は利用者の減少による委託料の減であります。2 8 節繰出金 5 7 万 6, 0 0 0 円の減額は執行見込みによる調整でございます。

次に 3 ページ、4 ページにお戻り願います。

1、歳入ですが、1 款サービス収入 1 項 1 目介護給付費収入 1 節施設介護サービス費収入 4 3 5 万 1, 0 0 0 円の減額は、利用者の入院等の空床率の増によるものであります。

2 節短期入所生活介護費収入 5 1 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、長期利用されていた方の移動、お亡くなりになるですとか、特養に本入所になったですとか、そういう移動による利用者の減、利用日数の減によるものであります。

3 節居宅介護サービス計画費収入 1 4 6 万 6, 0 0 0 円と、4 節居宅予防支援サービス計画費収入 7 7 万 6, 0 0 0 円の減額は利用件数の減少により調整するものでございます。

2 目自己負担金収入 1 節施設介護利用者負担金収入 1 9 5 万 2, 0 0 0 円の減額、同じく 2 節短期入所生活介護利用者負担金収入 6 1 万 9, 0 0 0 円の減額は、先ほど介護給付費収入で述べました理由による減でございます。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目 1 節一般会計繰入金 1, 3 4 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、サービス収入の減及び人事院勧告に伴う人件費増による執行見込み調整による補填でございます。

以上、平成 2 9 年度介護サービス事業特別会計補正予算（第 9 回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第9回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長(方川一郎君) 日程第13 議案第12号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有君) 議案第12号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,016万円9,000円とする内容であります。

次に事項別明細書により、主なものについて歳出から説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費1目一般管理費2節給料、3節職員手当等、4節共済費は給料改定や扶養手当の変更によるもので、8ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略をさせていただきます。

同じく、1目一般管理費中、11節需用費印刷製本費11万8,000円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるもので、光熱水費55万8,000円の増額は、美里別簡水、勇足簡水の電気使用量増によるものです。

2目維持修繕費11節需用費70万円の増額は、勇足浄水場の消石灰注入ポンプ用インバータの故障による修繕をするものでございます。

15節工事請負費中、美里別簡易水道配水管工事517万2,000円の減額は、町道美里別川沿道路改良工事の工事延長の減によるものでございます。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金145万2,000円の減額は歳出で説明しました町道改良工事延長減による工事負担金の減額でございます。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分95万2,000円の増額は、主に業務用及び家事・営農用水の使用水量の増によるものでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金328万1,000円の減額は収支の調整によるものでございます。

7款1項町債1目簡易水道事業債380万円の減額は、事業費確定によるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更。

起債の目的、簡易水道事業。限度額2,240万円を1,860万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第12号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（方川一郎君） 日程第14 議案第13号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第13号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ538万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,861万2,000円とする内容であります。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費17万8,000円の増額は、在庫不足による検針お知らせ票等の印刷によるものでございます。

2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中、修繕料56万6,000円の増額は東町のマンホールポンプ所に設置しております自動通報装置故障による修繕でございます。

2目処理場管理費11節需用費消耗品費56万4,000円の増額は塩素及び凝集剤の在庫不足によるものでございます。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費2節給料3節職員手当等4節共済費は給料改定によるもので、10ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費114万1,000円の減額は執行残によるもので、設置基数は予定どおり15基設置しております。

3款1項公債費2目利子342万2,000円の減額は借入実行による額の確定によるものでございます。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものでございます。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料1節現年度分159万5,000円の減額は使用水量の減によるものでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金187万円の減額は、主に町債償還額の減額によるものでございます。

7款1項町債1目土木債160万円の減額は、事業費確定によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。1、変更。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額3,330万円を3,290万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額2,380万円を2,260万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上、平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第13号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（方川一郎君） 日程第15 議案第14号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第14号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成29年度本別町水道事業会計予算、以下「予算」という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容であります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益を188万3,000円減額補正し、第2項営業外収益は713万8,000円増額補正し、収入の総額を1億7,061万円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費第1項営業費用を430万2,000円増額補正し、第2項営業外費用を95万3,000円増額補正し、支出の総額を1億7,061万円とするものでございます。

予算説明書により主なものについて説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

収入の1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の160万1,000円の減額は使用水量減によるものでございます。

2項営業外収益2目他会計補助金488万6,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

3目長期前受金戻入225万2,000円の増額は災害復旧事業に対する補助金等を資産減耗見合分として収益化したことによるものでございます。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費、次のページ、7ページ、8ページをお願いいたします。薬品費27万円の増額は台風等により河川の濁度が高い日が多くあったため、薬品の使用量が増加したことによるものでございます。

4目総係費印刷製本費37万8,000円の増額は在庫不足となった検針お知らせ票等の印刷によるものでございます。

6目資産減耗費376万4,000円の増額は災害により被災した取水施設の除却部分の資産減によるものでございます。

次のページ、9ページ、10ページをお願いいたします。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費106万4,000円の減額は平成28年債の確定によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税201万7,000円の増額は消費税納付額確定によるものでございます。

1ページにお戻りください。

中段の資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「6千642万5千円」を「6千456万8千円」に、「5千920万2千円」を「5千766万円8千円」に、「722万3千円」を「690万円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入では、事業費確定により第1項企業債で130万円減額補正し、2項国庫支出金を120万2,000円減額補正して、収入の総額を6,819万8,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は435万9,000円減額補正し、支出の総額を1億3,276万6,000円とするものでございます。

補正の内容は事業費の確定によるものでございます。予算説明書の説明は省略をさせていただきます。

第4条、企業債であります。予算第7条に定めた起債の限度額を事業費が確定したことにより、次のように改めるものでございます。

起債の目的、現年度発生地方公営企業災害復旧事業の限度額1,580万円を1,450万円に改めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第10条に定めた職員給与費を給料改定に伴い37万4,000円増額補正し、3,977万4,000円に改めるものです。13ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

第6条、他会計からの補助金であります。予算第11条に定めた補助金の金額を48万6,000円増額補正し3,504万2,000円に改めるものであります。

第7条、たな卸資産の購入限度額であります。予算第13条中「510万5千円」を「525万9千円」に改めるもので、主に薬品費の増額によるものでございます。

以上、平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第14号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号平成29年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（方川一郎君） 日程第16 議案第15号平成29年度本別町国民健康保険病院

事業会計補正予算（第10回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 議案第15号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、収益の決算見込み、及び人事院勧告等による人件費の変更と経費等の最終的な調整を行い、資本的収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を6,226万2,000円減額、第2項医業外収益を273万3,000円増額し、収益の合計を11億1,846万1,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を620万2,000円増額し、費用の合計を12億8,309万5,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、「2,995万7千円」を、「3,040万2千円」に、「2,522万円」を、「2,572万円」に、「473万7千円」を「468万2千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を80万3,000円減額し、1億6,356万9,000円に、支出の第1款資本的支出を35万8,000円減額し、1億9,397万円1,000円とするものであります。

次、1ページ下段から2ページにかけてですが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額3,190万円を事業費の確定により3,140万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を211万4,000円増額し、7億9,346万1,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を1万3,000円増額し666万6,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を9万3,000円増額し1,744万7,000円とするものであります。

第7条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億9,273万円を1億9,397万2,000円に改めるものでございます。

次に5ページ、6ページをお願いします。補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益3,644万4,000円の減額、及び2目外来収益2,451万6,000円の減額につきましては、上期の実績を勘案した12月補正後の予算を下回る見込みから、今回補正するものであります。

補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院で1,314万8,000円の増、外来では2,248万1,000円の減が見込まれ、入院・外来収益を合わせた減収見込み額は933万3,000円となり、入院・外来収益の決算見込み額は7億871万7,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益1節室料差額収益70万円増額、2節公衆衛生活動収益171万円減額、4節委託料29万2,000円減額はいずれも決算見込みによるものです。

次、下段の2項医業外収益2目他会計補助金10万6,000円の増額は、人件費の調整に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものであります。

一つ下がりました、5目長期前受金戻入242万3,000円の増額は、補助金等を充当して購入した医療機器6品目9台を除却し、減価償却分を収益化したものです。

一番下段の7目繰入金20万4,000円の増額は国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰入れるものでございます。

次に、7ページ、8ページの支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで211万4,000円の増は人事院勧告等による人件費の調整で、11ページから12ページに給与費明細書を添付しておりますので、増減等の説明は省略させていただきます。

続きまして2目材料費3節給食材料費124万2,000円の増額につきましては決算見込みによるもの。

3目経費1節厚生福利費38万2,000円増、7節光熱水費40万5,000円減、13節賃借料74万3,000円の減はいずれも決算見込みによるものです。

6目資産減耗費1節固定資産除却費301万7,000円の増額は、医療機器の更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために残存価格を計上するもの、2節たな卸資産減耗費59万5,000円増額は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

次に9ページ、10ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。収入では、1款資本的収入1項企業債50万円の減、2項出資金1目他会計出資金70万円の減、3項負担金1目他会計負担金44万6,000円の減、及び4項繰入金2目医療施設等整備基金繰入金4万9,000円の減は、いずれも事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

支出では、1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費35万8,000円の減額につきましても、事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など、一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) これで、討論を終わります。

これから、議案第15号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第10回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第10回)については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 平成30年度町政執行方針・教育行政執行方針

○議長(方川一郎君) 日程第17 平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず、町政執行方針について、高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫君)〔登壇〕 平成30年町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は、就任以来、一貫して町民と共に歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、将来を担う子どもたちの健やかな成長及び教育の充実と、暮らしの安全、安心を守る健康、福祉、介護、医療、防災など、町民生活を原点にサービス基盤の整備を全力で推進してまいりました。この間、度重なる災害やまちを揺るがす大きな出来事にも直面いたしましたが、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援、御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりを推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。さらなる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆さまをはじめ、議員各位の御支援、御協力をお願いするところであります。

まず、町政に臨む基本姿勢であります。現下の我が国の経済は、アベノミクスによる施策の実施により、雇用、所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあるとされておりますが、個人消費は未だに力強さを欠いた状況となっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

国の予算編成方針においても、平成30年度が経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であることから、歳出改革等を着実に実行し、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしており、地域の産業や国民生活への影響が心配されるところでもあります。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、地方交付税は6年連続して減少することが見込まれております。

また、高齢化に伴います社会保障関係費の自然増や人口減少、少子化対策への対応、地域経済、雇用対策に係る地方負担が増加する一方、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論がされ、地方財政を取り巻く環境は、依然、厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下におきまして、政府は引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくとしております。本町といたしましても人口減少の克服、地方創生に資する喫緊の課題に対して国の取り組みと十分に連携をし、自らの地域の将来は自ら決めるという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、平成30年度の町政執行にあたっては、行財政改革の推進、中期的視野に立った地方創生の取り組みにより、出来る限り有利な財源の確保に努め、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、地域の活性化や諸課題解決に向けた取り組みを推進し、新年度の予算編成にあっても、第6次本別町総合計画を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、本別に暮らす誰もが人生を楽しみ、地域それぞれが個性を發揮し、自信と誇りをもって、笑顔で住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち本別町を発信できるよう、あわせて初心を忘れることなく、職員一丸となって、スピード感、責任感、法令遵守コンプライアンスをしっかりと心に刻み、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望の持てる施策の展開を図ることとしております。

次に、平成30年度の町政を執行するにあたり、主要な施策の推進について、その基本的な考え方を申し上げます。

まず、一つ目には生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくりであります。

町民の皆さまが、安心と活力と夢あふれる生活を創造していくために、行政や各関係機関、団体などとの協働による町づくりを推進するとともに、多様化、複雑化する社会情勢の中にあっても、子どもたちが郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓いていくことができるよう、家庭、学校、地域が一体となって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体との連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第8次社会教育中期計画に基づき、学びからの人づくりを社会教育推進の核として、町民一人一人が心豊かに生涯にわたり、生きがいある学習活動を行い、学習機会を選択して学ぶことができ、充実した生活を営むため、社会教育活動の充実を図ってまいります。

さらに、その学習成果が人づくり、地域づくりへと進み、町民がいきいきと豊かに暮らし、地域で活躍できる実践活動につながるように、生涯各期の課題に応じた多様な学習機会や学習情報提供の充実など、学習環境の整備に努めてまいります。

二つ目、地域資源を活かした豊かなまちづくりであります。

本町の農林業は、重要な基幹産業として地域経済を支え、国土や環境の維持、保全など多面的な機能を発揮し、本町の経済、生活の基盤として大きな役割を果たしております。

農業生産は、一昨年の天候不順、台風被害の影響も心配されましたが、天候、気象条件にも恵まれ、畑作物は、収量、品質とも平年作を上回る出来となり、畜産におきましても一部乳量の減産があったものの、家畜の販売も高値で推移してきたところです。しかし、農業を取り巻く情勢は11カ国によるTPPの大筋合意、さらにはEPA交渉が妥結し、国内の農林水産業への影響額も示される中、国内対策はあるものの北海道農業、地域経済への大きな影響が懸念をされているところです。

本町といたしましても、農業基本構想の諸課題解決、農業の体質強化に向けて、国の対策、施策を積極的に活用するとともに、営農支援組織、規模拡大を目指した複数戸法人の組織化など、新たな取り組みに対する支援、そして本町の農業を支える家族経営支援を含め、今後の本町農業の進むべき方向性、あり方を明確化していく中で、さらなる振興策の具体化を図ってまいりたいと考えております。また、喫緊の課題であります人材不足、担い手の確保は、雇用の創出と連動し、移住対策、農福連携など関係部局との連携協議を図り、担い手の育成機関である農業大学校、関係機関、関連企業との情報交換や協議会設置などの検討を進めるとともに、農家後継の育成、新規就農者受入対策を含めた施策の推進を図ってまいります。

次に、農地の基盤整備につきましては、近年の異常気象、災害などによる農地の湿害状況、農作物等の影響を鑑み、継続した基盤整備として道営畑地帯総合整備事業を引き続き計画し取り組むとともに、明渠排水管理、整備におきましても、現地調査を進め、計画的に改修及び整備を進めてまいります。

次に、林業振興につきましては、森林が持つ多面的機能が高度に発揮される森林づくりを目指します。町有林は、学校林の返還などの伐採跡地について、計画的な植栽を図ってまいります。民有林につきましても造林未済地の解消及び担い手の育成、確保に努め、本別町森林整備計画に基づく健全な森づくり及び循環型林業の構築を図ってまいります。

次に、商工業につきましては、消費者ニーズや流通の多様化に加えて、少子高齢化による消費購買力の減少等により大変厳しい状況にありますが、消費者と商業者が共感できる愛町購買環境の向上を目指し、消費者にとって安心と安全で魅力ある商店街づくりを進め

ると同時に、今後も商業を担う人材育成に努めるとともに、消費者対策として、複雑化、悪質化する消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

さらに、引き続き本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱による新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、事業所の維持、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、北海道横断自動車道の延伸により、十勝地域への交流人口が大幅に増加していることから、義経の里本別公園や道の駅などの観光施設の整備と併せて、農業を基幹産業とする本別ならではの魅力ある地域資源である食の活用を図り、観光の振興に努めてまいります。

活力ある地域づくりの推進のため、地域の豊かな資源や地域産業の魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関、近隣自治体等との連携を図りながら、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限活用し、プロモーション活動を積極的に進め、移住、観光など地域情報の提供をはじめ、有意性の高い情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住、交流の促進に取り組んでまいります。

三つ目に、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢者人口のピークは平成30年度と見込んでおりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画による創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただいた、福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、近年の社会経済環境の変化に伴い問題が深刻化しております生活困窮者の自立支援体制につきましては、本別町地域生活支援事業検討会による関係機関との情報共有や包括的な相談、支援体制を構築してまいります。

さらに、悲惨な孤立死や社会的孤立などを防ぐ地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、本別町子ども、子育て支援事業計画に基づき、子どもの最善の利益を実現するための各種施策を総合的、効率的に推進してまいります。

昨年4月に開園いたしました、幼保連携型認定こども園ほんべつは、学校法人鉤路カトリック学園の運営の下、当初の計画通り順調に就学前教育、保育を行っております。今後も子ども・子育て会議などの関係機関や保護者等の思いを丁寧に取り上げながら、子どもにとっても保護者にとっても最善の施設となりますように支援をしてまいります。

また、認定こども園、へき地保育所の利用者負担の軽減につきましては、平成29年4月から大幅な見直しを進め、十勝管内的にも完全無償化を実施している2町を除き、最も安い水準としておりまして、子育てしやすいまちづくりに推進してまいります。

さらに、児童発達支援センターによる児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、保育所等訪問事業を実施をして、支援が必要となる子どもたちの地域社会への参加と包容の推進を目指してまいります。

全国的に子どもたちの貧困が大きな社会問題となっております。本町といたしましても各自治体の取り組み状況を把握しているところでありますが、本年度、子どもたちの生活実態、家庭への支援ニーズの所在の基礎資料を得るために、子どもの生活に関するアンケート調査を実施してまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第7期銀河福祉タウン計画に基づき、高齢者福祉施策の充実を図るとともに、介護保険事業の安定した運営に努めるため、関係機関や町民の皆さまと協力して推進してまいります。

介護人材の確保につきましては、本町にとって喫緊の課題でありますことから、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き総合的な介護人材確保対策の充実に努めてまいります。

地域包括支援業務では、本人の状態に応じた適切なマネジメントにより、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護サービスや生活支援サービス、地域の見守り等切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。また、地域包括ケアシステムの構築につきましては、引き続き地域包括ケア研究所をはじめ関係機関と連携を図りながら、認知症施策、在宅医療、介護連携の推進に取り組んでまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見事業の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応する、あんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に障がい者福祉につきましては、これまでの障がい者保健福祉施策に加えて、新たに障がい児福祉施策を網羅した第1次障がい福祉総合計画を策定し、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう、障がい福祉サービスの相談支援やマネジメント体制の充実に努めるとともに、障がいを理由とする差別解消の推進、就労支援システムの構築に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、乳幼児から高齢期まで、町民一人一人が健やかに安心した生活を送れるよう各種検診事業の普及啓発に努め、特に生活習慣病の予防を重点に取り組んでまいります。

成人保健につきましては、特定健診の受診勧奨に努め、データヘルス計画、特定健診実施計画との整合性を図りながら、効果的な予防活動を行ってまいります。

母子保健につきましては、安心して子どもを産み育てられるよう妊婦一般健康診査の助成、健診に通院するための交通費助成、妊産婦支援事業を行うほか、新生児訪問や乳幼児

健診を通じて母子の健やかな成長を支援するための相談等を実施するとともに、不妊治療費、不育症治療費助成についても引き続き実施をし、子どもを望む人への支援を行ってまいります。

こうした一連の支援をより効果的に行うために、本別町子育て世代包括支援センターを健康管理センター内に設置をし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回の心理カウンセラーによる心のほっと相談を継続し、町民のメンタルヘルス向上に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者の状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供し、利用者の持つ力を最大限発揮いただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援をしてまいります。

また、職員のスキルアップを図り、より質の高い介護サービスを提供し、利用者、家族、職員や地域、関係機関との協働の開かれた施設運営に努めてまいりたいと思います。

介護基盤の整備につきましては、仙美里地区において社会福祉協議会が運営します小規模多機能型居宅介護事業所、陽だまりの里に併設して、7戸の高齢者向け住宅を整備するとともに、地域密着型特別養護老人ホームの開設に向けた協議を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、平成30年度、新年度より都道府県への広域化が施行されることにより、北海道への納付金が賄えるよう標準税率を用いた税率改正を行います。改正内容等につきましては、これまで町民説明会や広報紙を通じてお知らせしてきたところでありますが、国民健康保険の加入世帯の皆さまに納付書が届く7月までの間に、引き続き広報紙等により改正内容の周知徹底を図り、円滑な移行が出来るように努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、今後とも高齢者等にかかる医療制度の情報収集を続け、運営主体の広域連合と連携を図ってまいります。

次に病院事業につきましては、新たに策定しました病院改革プランを推進しながら、地域医療の確保を図ると共に、地域包括ケアの構築を進めてまいります。

病院事業会計の運営につきましては、現在の常勤医師5名体制を維持し、看護スタッフなどを確保し、外来患者及び病床稼働率の向上による収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に、医療機器の更新や病診連携など診療機能の充実を図り、1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努めますとともに、町民の皆さまに信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に防災対策につきましては、平成8年に設置をいたしました防災行政無線は老朽化とともに、総務省の電波基準の変更によりまして電波方式がデジタル化となるために、本年

度は平成31年度の更新に向けて、コスト的にも有利で本町の地理的条件等に見合う機種を選定するために、調査及び実施設計を実施してまいります。

現在の防災ガイドマップの想定浸水区域は、利別川上流の3日間の想定総雨量を203ミリとして作成したのですが、北海道開発局からは新たに308.1ミリを想定総雨量とした場合のハザードマップを作成するように通知がありました。これに基づいた防災ガイドマップを作成し、全戸に配布いたしたいと思っております。

災害時における避難行動要支援者への支援につきましては、自治会や民生児童委員など、町民の皆さまの御協力をいただきながら個別計画の作成、自主防災組織の設置を推進してまいります。

災害用の備蓄品につきましては、年次的に食料、物資等の整備を行い、市街地に3カ所、勇足、仙美里、美里別地区にそれぞれ配備を進め、町民生活の安心、安全を確保しますとともに、風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、広報等により防災意識の啓発を行いますとともに、町民を対象とした防災研修会を開催してまいります。

さらに、交通事故のない、犯罪のない明るく住みよいまちを目指し、関係機関の支援をいただきながら町民一人一人の防犯、交通安全意識の啓発に努めてまいります。

次、4番目の快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となります生活道路の整備は重要であります。本年度の町道整備につきましては、継続事業7路線の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するために、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線バス、浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会の推進につきましては、今後も住宅用の太陽光発電システム導入費助成事業に取り組みますとともに、身近な自然エネルギーの活用を図り、新エネルギー、省エネルギー対策の普及活動を推進していくほか、公共施設の積極的な省エネルギー施策を推進してまいります。

また、住宅の改修や新築住宅に対する助成事業、空き家住宅等除去支援事業を引き続き実施しますとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等の対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。さらに木造住宅耐震改修等の補助金を本年度創設し、既存の木造住宅の耐震性の向上を図り、地震による生命や財産の被害を軽減させ、安心して生活ができるまちづくりに推進してまいります。

次に水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるように努力してまいります。

下水道につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図ります。また、公共下水道区域外で実施しております浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町住宅政策推進計画を基本に実施してまいります。

公園の緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行い、町民の憩いとふれあいの場としての快適な環境づくりに努めてまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、平成31年4月から資源ごみと小動物以外は帯広市のくりりんセンターへの搬入となりますことから、新たにごみ名人トラの巻を作成し全戸配布をしますとともに、ごみの出し方などについては町民説明会を開催し、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

地域、町民の皆さまの御協力により取り進めております資源集団回収事業は、さらなるごみの減量化や資源化の向上に努めるために継続して実施をしてまいります。

次、5番目に町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆さまや企業、団体、学校などと連携し、これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。併せて、行政の持つ情報を積極的に公開し、町政の透明性、公平性に努めてまいります。

次に、行財政改革につきましては、第5次行財政改革大綱と推進計画に基づき、本別町の将来の展望を見据え、行財政運営のあり方を模索し、効率的な行政執行を推進してまいります。

今後、人口減少等による公共施設の利用需要の変化や財政状況の厳しさが予想されることを踏まえ、本別町公共施設等総合管理計画に基づきました長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化に努めてまいります。

地方創生につきましては、4年目を迎え、引き続き庁内に設置いたしました、本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を中心に、町民の皆さまや関係団体の意見を聞きながら、本町における人口ビジョンや地方版総合戦略の進捗状況の確認、評価を進め適切な執行に努めてまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、十勝の市町村と連携し、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、第2期定住自立圏構想の取り組みを積極的に推進し、近隣市町村との多様な連携によります交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指してまいります。

平成28年度より、とかち広域消防の運用が開始されましたが、引き続き消防防災体制の機能を充実させ、町民の安全、安心の確保をしっかりと守り、構成団体として、十勝圏域全体から信頼される消防体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、個性と魅力あるふるさとづくり事業の取り組みを全国にPRしますとともに、本町の観光資源、地域資源を活用した返礼品、特産品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

国際交流、地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリア・ミッチェル、友好都市徳島県小松島市との親善訪問、相互派遣事業など相互の友好関係発展と、日常とは異なる環境における体験活動を通じて豊かな感性を醸成するため、今後も積極的に交流活動を進めてまいります。

結びにあたりまして。

以上、平成30年度の町政に臨む所信を申し上げさせていただきました。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆さまと築いてきましたまちづくりの実績と信頼を大切に、まちを支える町民の皆さまの頼もしい力をいただきながら、安心と活力と夢あふれるまちづくりを目指しますとともに、地域資源を最大限活かした企業誘致、雇用の拡大に向けて全身全霊を傾けて積極果敢に取り組んでまいり所存であります。

町民の皆さま、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、執行方針とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、教育行政執行方針について、中野教育長、御登壇ください。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕 平成30年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

近年、少子高齢化やグローバル化が急速に進行しており、教育行政におきましても、多様化、複雑化する社会情勢の中で多くの課題を抱えていることから、本町が将来にわたって持続、発展していくためには、一人一人が主体的に社会と関わり、次代を創り出していく人材育成が必要であり、教育が果たす役割は益々重要になっています。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかりと見極めながら、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓いていく人づくりを目指して、関係機関、団体等と連携を図りながら町民皆さまの信頼に応えるよう、学校教育の充実、文化、スポーツの振興及び社会教育の推進に取り組んでまいります。また、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、コミュニティ・スクールの全町的な取り組みと、本町ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日のさらなる普及と推進事業の充実を図ってまいります。

次に、平成30年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、地域全体で子どもたちの学びを育むために、保護者や地域住民が学校運営に参画する、コミュニティ・スクールを勇足地区で本格導入するほか、本別、仙美里地区におきましても昨年度に引き続き調査、準備を進め、平成31年度には全町的な取り組みとして事業を展開してまいります。また、子どもたちの発達段階に応じ

た能力や個性等を最大限に伸ばすため、同一校種間の連携事業を進めるとともに、幼児教育から高校教育までを連続的に繋ぐ異校種間連携事業を推進します。

義務教育の推進につきましては、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、授業の工夫、改善を図るために町派遣教員を小学校に派遣し、よりきめ細かな指導の充実に努めます。また、学習指導要領の改訂にともない、小学校で2年後に外国語の英語が教科化され、中学年及び高学年で大幅に授業時数が増加することから、移行措置として本年度から授業時数を確保するとともに、引き続き英語指導助手を学校に派遣するなどして、英語指導の充実に努めてまいります。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの軸に位置付けしている英語教育のさらなる充実に図るため、新たに英語教諭を任用し、義務教育や生涯学習の場で活用するとともに、高校生等を対象とした無料英語塾を開設いたします。また、本年度は国際姉妹都市のオーストラリア・ミッチェルに中、高校生を派遣し、ホームステイによる生活習慣や交流研修等を通じて、外国の文化や歴史、自然環境等を学んでいただきます。

特別支援教育につきましては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援をしてまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年2回のアンケート調査、学期ごとの学校指導訪問の実施など、未然防止、早期対応に努めてまいります。

本別高校への支援につきましては、少子化や生徒が希望する進路先の多様化等により、入学生の確保が大変厳しい状況にあることから、町外からの入学生を呼び込むために音更、本別間の無料通学バスを運行するなど、新たな支援策を講じるとともに、今後における本別高校への支援の在り方等について、関係機関と連携し、その方向性を見出していきます。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、美味しく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭が各学校に出向いて、食育に関する指導及び授業を行ってまいります。また、増加傾向にあります食物アレルギーに対しましても、除去食や代替食により対応してまいります。さらに、子育て支援策として、本別町立小、中学校及び本別高校に在籍している同一世帯の3人目以降の児童生徒に対して、学校給食費の無料化を図ります。

社会教育の推進につきましては、第8次社会教育中期計画に基づき、全ての町民の皆さんが心豊かに充実した生活を営んでいただくため、本別の魅力を再発見する、ほんべつ学、高齢者を対象とした義経教室、ジュニアリーダーを育成する、本別・南三陸ふるさと交流研修会等の各種事業を実施してまいります。

ほんべつ学びの日の取り組みにつきましては、学びフェスタを通して学びの理念を普及するとともに、家庭、学校、地域、行政が連携して四つの風、光風、祈風、夢風、実風事業を展開してまいります。

文化振興につきましては、文化祭をはじめ吹奏楽合同演奏会、音楽祭、舞踊と民謡の祭典等を開催するほか、関係団体と連携して舞台芸術の公演など、町民の皆さんに優れた芸術、伝統文化に触れる機会を提供してまいります。

図書館につきましては、ファーストブック事業を継続するとともに、本のまち夢づくり講演会や出前授業を開催するなど、読書の普及と町民ニーズに沿った図書館事業を展開してまいります。

歴史民俗資料館につきましては、平和の大切さを未来へ継承する、7月15日本別空襲を伝える企画展をはじめ、北海道命名150年に因んだ、北海道150年企画展を開催するなど、あらゆる世代が学び合える場となるよう努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、昨年度に引き続き、健康スポーツ週間事業や義経の里スポーツフェスティバル等の開催をはじめ、年齢や体力に応じたスポーツ教室、講習会等を開催するなど、町民の皆さんがスポーツに親しみ健康な日々を送ることができるよう、町民皆スポーツの推進に努めてまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、急激に変化する社会情勢の中におきましても、子どもたちが、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付け、自らの人生を切り拓いていける人材に育つよう、また、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう、教育行政を全力で推進してまいりますので、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまの深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、3月7日から12日までの6日間は休会であり、

3月13日午前10時、再開であります。

これをもって、通知済みとします。

なお、一般質問の通告は3月8日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後3時23分）

平成30年本別町議会第1回定例会会議録（第2号）

平成30年3月13日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	議会運営委員長報告
日程第 2	行政報告
日程第 3	一般質問

○会議に付した事件

日程第 1	議会運営委員長報告
日程第 2	行政報告
日程第 3	一般質問

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	大和田 収 君
会 計 管 理 者	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長	村 本 信 幸 君
農 林 課 長	菊 地 敦 君	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有 君	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸 君
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄 君	教 育 長	中 野 博 文 君
教 育 次 長	佐々木 基 裕 君	社 会 教 育 課 長	阿 部 秀 幸 君
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	久 保 良 一 君	農 委 事 務 局 長	郡 弘 幸 君
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋 君	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書については、23日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告とします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第2 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 3月8日から9日にかけての大雨と雪解けによります被害状況について報告をいたします。

このたびの大雨は、3月8日午後5時の降り始めから3月9日午後1時までに、本別の市街地で75ミリの降水量を記録し、さらに南からの暖かい空気が流れ込んだ影響によりまして雪解けが進み、道路の冠水や住宅などへの浸水被害が発生したところです。

道路被害につきましては、一時的な道路への冠水被害が7カ所、通行止めが東本別の道道658号本別停車場線において、法面の崩壊のおそれから、3月9日午後1時30分から3月10日の午前6時30分まで通行止めになりましたが、12日現在、被害箇所につきましては全て復旧をしているところです。

住宅等への浸水被害につきましては、床下が1件、床上が1件、車庫1件、地下室1件の被害が報告され、土のうによる対応を行っております。

農業における被害状況ですが、拓農地区で2カ所、共栄地区で1カ所、西仙美里地区1カ所、東本別地区で1カ所の、また、勇足東2地区の計6カ所の明渠排水におきまして、排水路が雪や氷で閉塞したところに雪解け水が集中しましたことから、明渠

排水から一部畑への越水が発生しましたことから、大型重機による氷割り作業及び雪や氷の除去作業を実施しております。

農作物の被害につきましては、この降雨による畑への滞水や凍結、また、秋まき小麦への影響が大変心配されますことから、関係指導機関との協議や指導をいただきながら、被害に遭われた方々に対し、排水作業における対策や注意点、また、雪解け後の技術指導や必要作業などの情報提供につきまして、関係機関と協力しながら行っているところであります。

なお、今回の被害の復旧などにつきましては、緊急の作業となりましたことから、現行予算で対応できない支出につきましては、予備費において対応させていただいております。

以上、低気圧の接近と通過に伴う被害状況について報告をさせていただきました。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（方川一郎君） 日程第3 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

1 1番高橋利勝君。

○1 1番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告いたしました2問について質問させていただきますが、なお、2問目の使用していない公共施設の活用については、この場での質問を保留させていただきます。

まず、市街地付近における鹿対策についてでございます。

農業に大きな影響を及ぼしている鹿の出没による被害は、市街地付近においても畑の食害や車の衝突事故による被害などが続いており、苦情の声があります。

特に本別公園のパークゴルフ場、芝生広場の鹿のふん、東町、朝日町、錦町などの畑や庭の食害、上本別から北8丁目にかけての国道における鹿と車の衝突による事故被害については、苦情の声が後を絶ちません。

鹿の被害を防ぐためには、基本的には、駆除と防護柵の設置ということになりますが、市街地付近ということで、条件的には難しいことから、防護柵の整備、ふんの処理、また、国道においては、看板の整備や見通しをよくするなどの対応の強化を図るべきと思いますが、考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員からの市街地付近における鹿対策についての質問の答弁をさせていただきます。

本町に設置されています鹿柵でありますけれども、農業被害の防止の目的で設置しておりますが、市街地の山側を横断して張られておりますことから、市街地への鹿の浸入防止の役割も一定程度は果たしているというふうに思っています。しかし、鹿

柵の設置で全ての鹿の侵入を防ぐことは難しく、特に、平成28年度の台風によりまして、鹿柵の被害が7.1キロにも及んだことから、被災した部分から、この部分の補修、また新設については今年度で完了してはいますが、工事期間中に電気柵の設置などで応急対策を講じたものの、この影響で鹿の侵入がふえたという状況もあるというふうに考えているところです。

市街地区などにつきましては、鹿柵が住宅に近いことから、わなの設置も難しいという状況でありますけれども、上本別地区や東本別地区につきましては、農地の所有者の了解をいただきながら、わなを設置して駆除を実施しているところでもあります。

御質問にあります本別公園のパークゴルフ場、また、芝生公園の鹿のふんへの対策ですけれども、公園管理人、特に6月から、山にまだ緑が、新芽が出てこない間は、やっぱり芝の方へ出てくるものですから、これは毎朝、特に館の前の芝生公園は毎朝、公園管理人と館の職員の皆さんが、毎朝そこでふんの処理をしているということになります。

また、パークゴルフ場につきましては、点検をしながら、特に午後からになりますけれども、点検をしながら、コースの支障にあるところは、もちろんふんの処理をさせていただいておりますが、出てくるピークの期間中は、ほぼ毎日のように実施をしているということでもありますけれども、そのほかについては、ところどころ点検ということで進めさせていただいておりますが、全面的に、子どもたちを含めて遊ぶという芝生公園のほうは、朝からびっちり、ふんの処理をするのですが、パークゴルフ場については、それぞれ清掃、除去ということで、点検をしながら実施をしているというのが現状であります。

また、市街地区での家庭菜園だとか庭木の被害の対策ですが、これは、鹿の食害防止対策で防護ネットを、これは設置に係る材料費の補助をさせていただいております。これは、かかった経費の8割ということで、毎年呼びかけはするのですが、なかなか実施しているという部分については、ほんの数件が、ここ二、三年であるということです。割りとはこれはまだ知られていないのかもしれませんが、まだそこまで、今後、被害というものがどこというのは十分に把握できませんけれども、そういうような補助もさせていただきながら実施しているということでもありますから、鹿が出てくるピークなどは、これらによって対応して、ぜひ被害の防止をするために、またさらに呼びかけをしていきたいというふうに思います。

また、国道だとか公の道路での飛び出しがあるということですが、特に、御質問のあります北8丁目から上本別にかけてのあの辺は、一時は、もとの線路側からかなり横断するというのがあって、私どももそこは開発をお願いをして木を切ってもらったり、見通しよくしているのですが、川のほうはまた木がふえてきていますから、これも今、開発や、それこそ北海道をお願いして、特に河川の中、川の中に柳が大きくなって、大木までいきませんが、かなり生息するような状況になってきてい

るということを含めて、鹿もここに巣をつくっているようでは、町の食害含めて、交通安全上よくないということも含めて、これはずっとお願いしているのですが、それに伴いまして、今、御質問にあります注意看板の設置などは、これも国道、道道含めて、それぞれ要請を行いながら対応させていただいているところであります。

また、これらの鹿柵の管理、補修につきましては、台風もありましたけれども、これは、鹿柵の管理組合、J A本別町等含めて、今後とも協議を重ねながら、鹿の侵入を少しでも防げるように体制をとっていきたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） それぞれ再質問させていただきますけれども、まず、本別公園の関係ですが、パークゴルフ場、見たところは、パークゴルフ場付近の山側の部分には防護柵が見当たらないわけですが、そのことでということではないですけれども、昨年、例えばあそこのそばに町の文化財であるマメシジミが生息しているのですが、関係者の方から、マメシジミがほとんど見当たらなくなったというお話がございました。当然ほかにもいますから、移植をしたりしていますけれども、そこで、これは社会教育のほうでお話をして、その生息地に、本来は、生息地ですから、なかなかそれを明らかにするというのはいかなものかという議論はあったのですが、その生息地を簡易な防護ネットを張っていただいています。

そういう意味では、先ほど言われたように、本格的な防護柵を設置するというのは大変難しいのかもしれませんが、やはり状況によっては、簡易な防護柵というか、そういうのも必要なのかなと思います。

私もそう多くは聞いていませんけれども、中には、義経のパークゴルフ場は鹿のふんがあるからちょっと遠慮するというような声も聞いたことがありますので、その辺は、パークゴルフ場の管理者と連携をして、もしそのほかにも簡易な防護施設で対処できるのであれば、検討するべきではないかと思いますが、お伺いをします。

あと、パークゴルフ場、それから芝生公園も当然ですが、ふんについては、今言われているように、シーズンというのもいろいろあるので、一概には言えませんが、ただ、例えば本別公園というのは、近年非常に訪れる人が多くて、特に芝生公園などは家族連れでピクニックというか、そういう感じで使用している人もいますから、そういう意味では、訪れる人は、平日でも団体で来ているということもありますけれども、やっぱり土日が多いわけですから、特に鹿のふんの多い時期には、金曜日、土日の前あたりにもちゃんとふんの処理というのはするべきではないかと思うのですが、その点についてももう一度お伺いします。

それから、東町、朝日町、錦町と、そのほかにも地域としては、そういった鹿の食害の影響というのは、畑や庭にということがあるのかもしれませんが、私が見た範囲では、今言った3町は、先ほど言った助成もあって、防護ネットをほとんどの

畑でつけているということですが、鹿はどこまで行っているのかというのはちょっと確認できませんけれども、そういう意味では、鹿の防護ネット、広さにもよりますけれども、例えば設置した場合に自己負担というのはどのぐらいかかっているのか、その点について、お伺いをしたいと思います。

それから、上本別から北8丁目の国道の関係についてですけれども、今回の質問に当たって、何人かの方から、鹿と車が衝突して、幸いなことにけがはしなかったけれども、車を大破したとか、そういうような声があります。これから、今まではそうなのですが、今の現状からいうと、一步間違うとけがや命を失うことにもつながりかねませんので、町としてできる範囲の対応、御答弁がありましたけれども、進めていくべきと思いますが、特に、先ほど申し上げましたけれども、基本的には、駆除や防護柵の設置、あるいは補修が解決の道となるわけですから、そういう意味では、例えば防護柵が破損したときには速やかに補修するなど、鹿が市街地に入り込んで、そのままとどまるというようなことなるべくないように努力する必要があるのではないかとというふうに思っていますけれども、今、看板の話、それから見通しの話も出ていましたが、ただ、ぶつかった場所というのは、1カ所だけで何台かというのはあるけれども、そのほかにも、例えば足寄から来ると右側の築堤から出てぶつかった。本別から行くと左側の、先ほど言っていました柳原のところから出てぶつかったというようなことが言われていますので、そういった、当然見通しの問題と同時に、今、相談をしているようですが、なるべく早くその区間の、鹿の事故があるというような注意喚起というのもドライバーに対してするというのも大事ではないかと思っておりますので、それに対する考え方、以上について再度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきます。

まず、公園の芝とパークゴルフ場ですけれども、芝生のところは、土日朝必ず処理をしています。これは、今、御質問のように、土日が特に子どもたちが多いためから、そういう多いときに、そのような被害というか、そういうことのないようにということで、これはずっとやっていますし、パークゴルフ場につきましては、点検含めて、コースに支障のないようにやっていることは間違いないですけれども、その中でもたまにはそういうところが見受けられるかもしれませんが、できる限りパークゴルフ場についても対応させていただきますが、今後さらにまた、せつかくのコースで、来て楽しむわけですから、支障のない対応をしていくということにさせていただきたいというふうに思っています。

また、防護ネットですけれども、それぞれ経費がかかった分の8割は負担をしていますから、自己負担が幾らだということになれば、その経費の2割が自己負担ということになるかと思っておりますが、ここ3年、4年では、3件申し込みがあつて、防護柵をつけたのは。去年は1件もなかったのですけれども、28年が2件、27年が1件、

その前が、4年ぐらいは全然なかったということですから、そういう意味では、自力でネットを張っているだとか、漁網を張るとか、そういう人が結構おいでになると思うのですが、どうしてもそういう被害となると、こういう制度もありますということをお知らせをしながら、対応をさせていただきたいというふうに思っています。

また、衝突事故ですけれども、この衝突事故、本当に出会い頭ですから、どんと出てきますから、隠れるような場所のないように、見通しがいいようにということで、私どもも関係機関にお願いしていますが、さらに注意喚起含めて、飛び出し注意のような看板の設置ということで要請していますが、早く設置をしていただきながら、間違っても事故の起こるようなことのないようにしっかり対応していきたいというふうに思っています。

ただ、鹿全体、今までもいろいろな議論がずっとされてきていますけれども、山際から必ずしも来るだけでなく、西側に川があって、本別はこういう川のほうからもたくさん鹿が出てきて、逆に山際がとめられていますから、そこへ行けなくて、その辺に生息をしているというようなこともかなり多くなってきていますので、全体的にもっと根本的な対応。農家の皆さん方もそれぞれ防護柵、電牧だとかで対応している人もかなり多くなってきていますので、少しでもそういう農作物の被害や、また、人的な被害のないように対応していきたいというふうに思いますが、ことしも猟友会の皆さんも大変努力いただいて、今ところ222頭の駆除をしていただいたりしていますので、わなについても50数頭、わなもやって、特に東町、本別公園のほうは、そのうちの半数以上がわなで捕獲をしていただいているところでありますので。

また、若い世代の人も、農家の人もわなの資格を取るという人もふえてきましたので、それぞれ猟友会、また、わなの講習も含めて、しっかり駆除に向かって対応していくように努めていきたいというふうに思っています。

とにかく交通事故だけは、本当に一瞬で大きな事故になりかねませんので、注意喚起も含めて、さらに力を入れていきたいというふうに思います。

以上を申し上げて、答弁とします。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 今、上本別から北8丁目の国道にかけての鹿と車の衝突ですが、町長の答弁にもありましたけれども、車だけでなく、けがをしたり命を失うということになると、大変な状況になるわけですから、あそこは、国道、開発、あとは、事故では警察ということになると、道。そして、その上とかは防護柵などがあったりして、今言うように管理組合で管理しているということですが、町として、そういった防護柵等の対応についても、先ほど申し上げましたように、例えば破損したとしたり、速やかにそういった修理をするとか、そういうようなことで、やはり国、道、それから町がきちっと協議をして、そういったことが起こらないように、最大限検討するということが大事だと思うのですが、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 国も、特に一昨年台風被害のときにも、さらに協力要請ということで、なかなか鹿柵の話を、霞ヶ関へ行っても余り、ずっと理解度というのですか、何となくというような感じがしないわけでもないのですけれども、一昨年、前大臣だとか5区の国会議員や、また、職員の方も来てくれましたので、あれ何だというぐらいだったのですが、最初は、そういう人が中にいましたけれども、あれが実は鹿柵なのですよと言ったら、こんなことをやっているのだと。自分の選挙区は、鹿ではなくて猿だとかイノシシだとか、そういうことで、それぞれ違うのだなということで、改めて鹿柵の現状だとか対応については、かなり理解もしていただきましたので。

それで、今までは予算も、毎年の予算の中でしか、そんなに多くない予算の中で、それぞれ鳥獣被害防止、食害の防止でやっていたのですが、一昨年のあの台風以来、かなり理解がありまして、国も道も力を入れて、この部分については予算の対応もするという方向になってきましたので、私どももさらに、今がそういう意味では、ちょうど防護柵のかけかえみたいない時期になってきましたので、延長も含めて対応していくということで対応させていただきます。

さらに、農協とも、農業振興基金を積ませていただいておりますので、それらの活用も含めて、農協ともJAとも協議をして、鹿柵、今、御質問ありましたように、修繕などは速やかに、破損したところなども修繕できるように対応していくということにしておりますので、今後とも、そういうこともしっかりと踏まえながら、浸入防止はもちろんですけれども、事故防止も含めてしっかり対応していきたいというふうに思います。

以上であります。

○11番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、4番大住啓一君。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

なお、一連の不祥事の対処と今後の考え方についての項目は、この場での質問を保留し、職員の定数と人事管理の考え方について質問をいたします。

冒頭に、東日本大震災が起こってから、一昨日、3月11日で7年を迎えました。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈り、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1問目の職員の定数と人事管理の考え方についてお伺いいたします。

本町の職員数は231人、条例定数288人と認識しております。職員及び管理職員の適正な配置などについて、考え方をお伺いいたします。

本町の職員数は、条例定数を下回っていますが、定数外職員、これは臨時職員の方々などですが、107人とかなり多いと思います。現在、長期に休んでいる職員数と定

年前に退職した人数、過去3年程度でございますけれども、また、長期に休んでいる職員のサポートや早期退職者への相談などはどのようになっていますか。

さらに、国の政策等に対応するため、職場の効率化など、職員一人一人の負担も大きくなってきています。これらのことを鑑み、管理職員が適正に管理できる組織とすることや、国の働き方改革でうたわれている女性の活躍推進のため、女性職員の管理職への登用などを充実すべきと思いますが、考え方をお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の職員の定数と人事管理の考え方の質問に答弁をさせていただきます。

本町の定数外職員につきましては、ただいま御質問のとおり、現在の職員数の231人に対して107名が定数外職員ということで、全体の31.7パーセント、これが定数外職員の比率となっています。

定数外職員の雇用数につきましては、適正な数字が出ていることではありませんけれども、平成29年度に実施されました総務省の調査では、全国の調査においてどうなるかということなのですが、定数外の職員は全国で、総務省の調べでは、比率は34.7パーセントとなっております。本町と比較してもそれほど本町が少ないとか多いとかというのはありませんで、平均的な全国町村の定数外職員の数字となっていることを示しているというふうに思っています。

また、本町の職場の関係ですけれども、特に、現業も含めて非常に多いということで、事務系だけでなく、病院も老人ホームも保育所も含めて、また、建設水道課と、それぞれ公園管理だとか、それぞれ運転職だとか、これらも含めて、非常に職務の内容については、定数外職員が的確に役割を担うという部分では、基本的に、行革以来、スリム化含めて、定数が288人という中で231人ということですから、非常に正職員は少なくなりましたけれども、本町の正職員は、再任用職員と正職員以外は、準職員または臨時職員は全部定数外職員ということになりまして、先ほど言いましたように、その職場においては非常に率の多い職場もあるということも事実であります。

また、職員については、それぞれ本格的に業務に従事して、また、公務運営を中心となって担う一方、定数外職員につきましては、行政運営を補完する業務を担っていただいております。職責にもそれぞれ異なるものがありまして、また、平成29年5月、昨年5月に、多様化する行政ニーズに対応するというところで、そのために地方公務員法などが改正されまして、定数外職員の募集、採用、服務、また、勤務条件等における任用の形態が明確にされました。この法律の施行が平成32年4月となりますから、本町におきましても平成30年度から、現在、任用されています定数外職員の任用形態などと、制度改正後の任用形態などの相違点などについて、制度の検証や、また、これに伴います条例、規則の整備を行いながら、法に則した適正な任用を図ってまいりたいと考えております。

次の御質問ですが、長期に休んでいる職員につきましては、現在1名おります。これらは面談を定期的に行いながら、現在の状況を把握し、また、復帰に向けた取り組みをそれぞれ行っているということでもあります。

また、定年前に退職された職員ですが、26年度から28年度までの3年間でいきますと、中には、残念ながら亡くなられた職員もおりますけれども、全体で20名ということで、そのほとんどが自己都合による退職でありまして、本人の意思を尊重して退職発令を行ってきたところでもあります。

組織内における適正管理につきましては、質の高い簡素で効率的な行財政システムの構築を目指して、各課におきましては、課長のほかに課長補佐職を配置します。そのことによって組織力を補強する措置を講じているところでもあります。

さらに、職員個々の能力や組織向上のために、職員研修の充実も図ってきているところでもあります。

今、国の働き方改革による女性の活躍推進に向けた取り組みといたしましても、男女がともに仕事と子育てを両立しやすい環境の整備を目指して、男性の育児休業の取得だとか、また、看護休暇の取得などについて取り組んでいるところでもあります。

また、これまでも登用などの人事におきましては、男性、女性にかかわらず、そのときにおける組織の構成だとか人員の構成などを鑑みながら、それぞれ人事を行ってきております。

今後キャリア研修など、男女ともに積極的に参加いただくことにより、将来の管理職の教育を充実させることにより、性別の区別なく、一職員として人事配置を行うことにより、効率的な行政運営の組織となるべく対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 細かく答弁いただきました。定数外職員、今、答弁にもありましたように、再任用以外の準職員の方、または臨時職員の方々だというふうに認識してございます。

その中で、3割程度ということでございますから、これはどこの町村もというようなお話もありましたけれども、今の御答弁にもありましたように、役場の職員の方々は当然でございますけれども、地方公務員、公務員でございます。その補完をするということでございますから、それなりの責任を持った中での仕事でございますし、町民の皆さんのプライバシー、当然秘密等々もございますし、それなりの義務もございます。それらを踏まえて、30年度から云々というような御答弁もあります。それらのことに対しまして、再質問といたしまして、何点かお聞きしたい点がございます。

まず、1点目でございますけれども、女性職員の部分では、これは女性活躍推進法で、大企業等も含めて、国も地方公共団体も含めて、約4割ぐらいということの目安

だそうでございます。これらについて、男女問わず人事でやっているのだというようなお話でございますけれども、この辺について再度お伺いしたいと思います。

それから、身分の保障、これは定数外職員の身分の保障でございます。

これは、先ほど申したように、町民の皆さん方の安心できるまちづくり、安全で暮らしていけるまちということでございますから、公務員ということでございますので、どの程度、正職員と遜色ない中身での保障になっているのか、その辺を再度お聞きしたいということでございます。

それから、当然、公務員ということになりますと、秘密の守秘義務等々もございませぬけれども、各種公共料金、税金等々の滞納等々があつてはならないことですが、これは現実的にあるとは申しませぬけれども、当然ないと思ひますけれども、その辺、どのようになっているかお聞きしたいということでございます。

それから、職員の管理という部分でございますが、230人の正職員の方、100人の定数外の職員の方、合わせて330人ぐらいになりますけれども、その中で、町外から通っている職員は何名になっているのか。

それから、定数外職員の中で、人数はお聞きしてはいますけれども、休暇中の職員は1人ということでございますから、有給休暇のとり方等々、超勤の内容等はどのようなことになっているのか。

それから、職員の管理ということでお聞きしますけれども、現在の大課制から、再三私も申し上げてございますけれども、今、後段の質問で申し上げますけれども、公判中でございますから、その辺の事件になった一因ということもありますけれども、大課制から課を分割するといひますか、もうちょっと管理しやすいような方法もあるのではないかと思ひますけれども、その辺の考え方をお聞きしたい。

それから、再任用に当たつての考え方でございます。再任用された職員は、正規職員ということの扱ひになるようでございますけれども、再任用にするときの考え方は、どのような考え方で進んでいるのか。

以上、何点か再質問するというところでございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、抜けたらまた御指摘をいただきたいというふうに思ひますが。

まず、定数外職員の責任を持った立場であるということは、もちろん定数外職員でもそれは同じですから、役場職員ということですから、それは、採用のとき含めて、しっかりとその話をさせていただいて、間違つても役場の職員だということが、いろいろな指摘をされることのないように、守秘義務も含めて、その話をしっかりとさせていただいて、事前の研修も含めて対応させていただきますから、そのことで認識をさせていただいて、それぞれ登用させていただきます。

また、女性職員の管理職の部分であります、国では、企業の中の何パーセントと

かとあるのですけれども、先ほど言いましたけれども、年齢構成だとか職員の全体構成にすると、本別だけではないでしょうけれども、特に、平成12年以降かなり採用がなかったということを含めて、その間がかなり年齢があいているのです。本別で言えば、約40代の後半の方から50代の前半というのがかなり空白というか、言い方はあれなのですけれども、この間の人数が非常に少ないということで、それぞれ男性にしても女性にしても、特に女性の採用が少ないものですから、ここで任用するというのは、言ってみれば管理職登用ということについては、男性も少ないし女性も少ないと、非常に人事の中で、今、盛んに人事をやっているのですけれども、非常に苦慮するところです。ですから、私も積極的に女性も、もちろん登用させていただきたいと思いますし、それは適材適所、間違いなく、女性だから管理職に遅くなるとか、男性だから早くなるとか、そんなことは決してありませんので、そこは積極的に対応というか、登用させていただいて、しっかり頑張ってくださいということとさせていただきますので、ここら辺はぜひ理解していただきたいと思っています。

また、身分保障だとかの部分については、かなり臨時職員も、改正してきましたから、準職員もそうですけれども、給与体系で若干違うところはありますけれども、休暇だとか、病気だとか、いろいろ休暇を含めても、職員に準じて、ほとんど変わらないような方向にしてきましたので、もう少し細かい部分については、担当課長のほうから内容について、有給休暇だとかの部分については答弁させていただきたいと思いますが。

また、大課制ということですが、これも大課制になったということを含めて、その管理も、スタッフ制だとか、いろいろそれぞれ機動的に効率的に課の運営ができるということで、それは、先ほどから御質問ありましたように、定数が大幅に、特に管理部門、事務部門というのですか、わかりやすく言えば、事務部門ですから、現業はそれぞれ人での対応ですから、定数は減らすことはできませんけれども、管理部門はかなり定員が少なくなっていますから、そういう面では、今までの係、係でなくて、スタッフ制で横断して仕事ができると、こういうことで改正してきましたので、その中で、課長職1人で全部というのは大変ですから、それぞれその部署の管理する、それを補佐する意味で、補佐職も登用させていただきますので、その連携をしっかりとりながら、大きな課、また、それぞれ人数の少ない課もありますけれども、しっかりと組織の運営をさせていただくということにさせていただいています。

再任用の考え方と、また、今御質問の、それぞれ管理職のことについては、有給休暇の処遇の面については担当のほうから答弁させていただきますが、町外から通勤しているということは、看護師とか、何人かは近隣の足寄だとかはいますけれども、あとは、事務部門では今、再任用で継続した人が1人と、事務系の職員では1人だけが町外からの通勤者ということになっています。そのほかの方は全員町内在住ということになっております。

私のほうからは、以上申し上げます。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田収君） 私のほうから、守秘義務の関係でございます。臨時職員、年度初めに30数名が、辞令交付いたしますけれども、必ず年度初めに一堂に会しまして、その中で公務員としての資質等、それから守秘義務、これは本当に町民皆様の個人情報を含めて扱っている部署でございますので、そういう部分では、しっかりと徹底して、職員にはその場で説明をして、漏れることのない、守秘義務をしていただいて、絶対口外しないというような形で周知をしているところでございます。

それから、大課制の関係についてですけれども、今後、大住議員、以前からも言われていたと思いますけれども、行政改革の中で、組織、人事部会がありますので、今年度からその中で具体的に協議をしていきたいというふうに考えております。

あと、先ほどの身分の関係ですけれども、町長から、職員と同様の福利厚生の部分になっております。年休、通勤手当、病休、子ども看護手当等については、職員と同様の形で与えているところでございます。

再任用の考え方につきましては、これは地方公務員法で、退職される方の希望があれば再任用しなさいというふうな形になっております。ただ、全員希望されても配置する部分では、なかなかそういう配置する場所が見当たらない部分もあります。その中では、嘱託職員等いろいろな部分で工夫をしながら、再任用という形で配置をしているところでございます。あくまでも本人の意思確認をした中で、任用しているというところでございます。

私からは以上です。漏れがありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 職員の滞納はいないかどうかということでございますけれども、納期までに納められていない方、町民全部含めて、未納者名簿というが出てきます。それをチェックいたしまして、職員で、どうしても自主納付だと忘れる方がいますので、そういう方については納付書を直接渡して、納めてくださいということに納めていただいておりますので、基本的には滞納者というのはいないというふうに認識しております。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ちょっと項目が多いので、また再度聞くこともあるかと思えます。

まず、順番不同になると思いますけれども、先ほどの職員の中で、町外から云々ということ、町長からお聞きしました。これは、私ちょっと聞き方が悪かったのか、聞こえなかったというのもあるのですが、全職員で2人だけということですか、町外から通っているのは。それを再度お願いしたいということ。私が聞いているのは、全職員ですから、現業職も含めてです。

それから、職員の守秘義務云々等については、これは当たり前のことでございます。これは徹底してやっていただかないと、また、コンプライアンス云々ということで条例も制定してございますから、これは当たり前のことですから、それ以上申し上げることはございません。

ただ、今、担当課長からありました税金の関係等々については、納期内に払っていただけない方がいるというようなことでございます。これは、基本中の基本ですから、採用するときに申し上げて失礼でもないですし、当たり前のことですから、町民の皆さんは日々汗を流して税金をお支払いいただいていることを考えたときに、どの方がどういうことということ、個人情報もあるから当然出てこないから、私もそれ以上聞きませんが、そういうことがあること自体がちょっといかなものかということもあるものですから、これは、4月1日が、もうあと何日もない、今3月の中ぐらいですから、そのときに再度きちっと一般職員も含めて、定数外職員も含めて、これは基本の中の基本だと思いますので、ここにおられる方は皆さんそういうふうにいると思いますけれども、その辺を再度お聞きしたいということでございます。

それと、再任用の関係でございますが、再任用については、本人の希望ということでございます。これは、希望は希望でいいのですけれども、例えば現業の中で、どうしてもその方の技術なり、持っているノウハウが必要だということになれば、それは当然執行者側から相談するというのもあると思いますけれども、その辺も含めて、再任用となれば、定数がふえていくということにもなりますので、その辺をもう少しかみ砕いて進めていったらどうかということ。

女性の管理職については、私の承知している限り、機構図を毎年いただくものから、見させていただくと、現業職、わかりやすく言うと、今で言う看護師職だとか保母、保父だとか、保健師だとか、それらの方々の部分での管理職の登用は確かにあると思います。ただ、一般行政職というのですか、わかりやすく、事務屋的なところが、先ほどの町長の答弁でも、採用していなかった部分で人数がというのは、これはどこの地方公共団体もそうかと思っておりますけれども、それらをおしなべて考えても、やはり女性の働き方云々というのも、国の政策にもなっているところでございますし、町内の企業の方々にも範を示す意味で、やはり役場という大きな組織でございますから、女性独特の優しい観点で行政を見てもらうということも必要ではないかと思っておりますので、その辺を再度伺うということでございます。

それからあと、定数外職員が3割云々というのは私は多いと思っておりますけれども、全国的に3割、3割5分ぐらいということでございますから、パーセントでどうのこうのということではございませんけれども、職員課にすれば、それだけ人件費もかかるということもあるのでしょうけれども、やはり守秘義務の観点から、いろいろ責任を負う観点から追っていても、その辺をきちっとした正職員化にするだとか、ある程度人員を精査した中で、少数の中でも、少数精鋭でやっていくというような考え方も

あると思いますけれども、その辺、私からの提案ということも含めて、どのようにお考えか再度お伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再々質問に答弁させていただきます。

まず、町外からの通勤ですけれども、先ほども少し言いましたけれども、人数は言いませんでしたけれども、一般事務は1人、それと土木技術員が1人ということで、あとは保健師が1人、たまたま結婚して、浦幌に住んでいる方が1人いますが、あとは看護師です。看護師が全部で、今、通勤されているのが、近隣町から通勤しているのが11名というので、看護師11名です。ほかには、通勤はいません。

ただ、前にも言っていますけれども、事務職の採用は、特に、採用の時期から、本町に住むことを条件にしておりますので、そういう面では、それ以前に採用された方がいるというだけで、その条件をしっかりとしている後から通勤している人はいませんということになっております。

次が、守秘義務の徹底、コンプライアンスの徹底ですが、これは本当に御質問のとおりでありますから、正職員であろうが臨時職員であろうが、役場職員ということでは当たり前のことですから、それは徹底して、それについては、一番指摘されがちなことでもありますので、それをしっかりと自己の決意も含めて、これをしっかりと徹底させていくように、さらにまたそれぞれ努力させていただきたいと思います。

再任用の関係については担当のほうからお話しさせていただきますが、女性管理職の登用というのは、先ほども言いましたけれども、本当に女性ならではの感性もありますから、それは本当にそう思いますし、そのとおりで、採用できるというか、登用できるところは本当に登用してきました。この後しばらく年齢も開くということで、本当に今一番苦慮しているのは、そういう年代層が非常に少なくなっているということなので、特に女性の採用が少ないということで、ここ数年、若い採用職員の中では、女性も一定の比率がありますから、まだしばらくかかりますけれども、現状の中では、そういう気持ちを持ちながらも、積極登用ということが、そういう気持ちを持ちながらも、年齢構成だとか、全体組織構図からして、なかなかそうはならないという実態もありますけれども、そこはしっかりと、管理職になるべく、養成も含めて、積極的に日々の業務を通じて、ぜひ養成をしていくということに努めていきたいと思います。

私のほうからは以上であります。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田収君） 私のほうから守秘義務の関係ですが、全職員にコンプライアンス研修会、ここ2年ほど続けております。これについては、やはり臨時職員もあわせて、全職員が受けていただきたいというふうに思っておりますので、これについては、今後も継続して研修会は取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、再任用の関係です。大住議員おっしゃるとおり、現業、それから専門職

の方が退職される。やはりそれまで培った技術、知識はやはり豊富な方ばかりです。その中で私どもは、退職する前の年の9月までに本人に意向調査をいたしまして、やはり現業の方については、引き継ぎながら、お願いをしたいという部分もありますけれども、やはり最終的には本人の意向によりますので、そのような形で再任用しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 再度質問いたしますけれども、今の答弁の中で大体わかりました。

1点目ですが、問題は、町外から通っている職員が病院の看護職ということでございますから、いなければ当然困りますので、その部分についてはわかりますけれども、ただ、ほかの職員との関係やら、町民の皆様から見たときにとということもございまして、これは採用するとき、採用した後でも、これは折に触れて、幹部職員の方がおられますので、その辺は日々、鋭意努力していただいて、砕けた言い方をしますと、給料もらった分の税金の落ちるところがこの町ではないということですから、これは基本の中の基本ということで御理解いただいて、その辺をどのようにお考えになるか、再度お聞きします。

それと、公共料金、税金等々について、先ほどの御答弁の中では、納期まで云々ということでございます。これは、かみ砕いた言い方をしますと、町民の方々がいろいろな料金を納めていただくときには、納期が過ぎますと極めて早い時期に、どうしたのだということ、はがきやらをいただくのが現状なのです。これは、定数外職員であれ職員であれ、人間だから忘れることがあると言えはそれまでですけれども、そういうことがあること自体が、職員ですから、ちょっと早く払ってくれやということ、終わらせていないとは思いますが、そういうふうに見受けられることもありますので、先ほど来から町長、副町長が御答弁されているように、町民の方々にあらぬ目線で見られないような形できちとした、コンプライアンスというのは、そういうことから始まっていくと私は認識してございますので、その辺、納期までに納まっていない部分については、いろいろな方法があるのですが、きちと督促状を出すと、それをきちとやっていって、きちと納めていただくというのは、本別町に住んでいる方々、日本の国に住んでいる方々は税金を払うというのは義務でございますから、これは滞りなく、こうだからどうしたとかでなくて、みんな平等になるような扱い方を、なお一層していく考えがないのか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 町外通勤の方については、採用、特に面接のときはその話をしますから、どうしても事情、やむを得ないという部分については、今、議員の質問のとおり、事務職は当然というか、技術職の場合は、いなければ業務がとまってしま

うということがありますから、そこら辺は、そういう条件はありながらも、いつとき、通勤ということになっていきますけれども、それは、折に触れて、やっぱり町内に住めないのか、親御さんと一緒に本別町に引っ越してきたとか、そういうこともあります。

また、特に既婚者については、それぞれお互いに仕事を持っているということもあつたり、そういうことがいろいろありますけれども、どちらにしても、将来というか、本別に住んで、一緒にまちづくりにしっかり参画すると、こういう話はさせていただいていますので、できる限り本町に住むということは、しっかりとこれからも取り組んでいながら、一体感を持ったまちづくりの中で、町民の1人として職員も頑張ってもらおうと、こういうぐあいに努めていきたいと思っています。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 職員の納税の関係ですけれども、先ほど申しあげましたとおり、自主納付している方、こういう方がやっぱり忘れておりますので、先ほど納付書を渡すと言いましたけれども、もちろん督促状も同じように渡します。これからということですが、自主納付はやっぱりこういう納め忘れがありますので、口座振替のほうを勧奨していきたいと考えております。

○4番（大住啓一君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、農業の振興と農福連携についてでございます。

昨年の農業は、十勝の農協全体で3,388億円となり、本町は約120億円とありますけれども、実際には生産額が111億円、交付金が19億円ということで、合計130億円ということでございます。さらなる行政の細かい支援が必要と思いますが、町長の考え方を伺います。

まず1点目に、農業の労働を少しでも軽減するために、現在、GPSを利用したトラクターの自動運転が進んでいます。現在、農協が中心となり、30戸ほどの利用があります。労働力の軽減と農作業事故をなくす上にも行政の支援が必要と思いますが、考え方を伺います。

二つ目に、近年、農地の集積事業が進んでいない状況ですので、平成30年度に方向を出す地籍調査について、前倒しをしていく考えはないか伺います。

三つ目に、現在、農福連携が話題になっています。就労継続支援事業所が中心とな

り、農作物を育てて販売したり、農家での草取り作業、収穫など、体を動かすことにより生活習慣の改善や体力づくりや、地域の方々の理解が進み、農業と福祉の相乗効果があると思います。行政の理解と支援が必要だと思いますけれども、考え方を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 篠原議員からの農業の振興と農福連携についての御質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の農作業の労働の軽減と事故防止に向けた、特にGPSを利用したトラクターの自動運転などの導入の支援などについて御質問がありましたが、本町も農家戸数や担い手の減少に伴いまして、農家経営の規模拡大が進んでいますが、生産コストの低減や省力化などが、この中でも大きな課題となっております。

篠原議員の御質問のとおり、農業事故防止や家族経営での労働力の軽減、大規模経営の取り組みの一つとして、中堅や若手の農業者を中心に、GPSのガイダンスシステム、いわゆる農作業用のカーナビの活用がJA本別町のシステムの利用を初めとして広がってきています。

国も、強い農業づくり交付金の補助事業などで、新技術の導入としても優先枠をもって推進を図ってきていますし、町といたしましても国費事業の積極的な活用とGPS自動操舵システムの研修会、また、先進地の調査など、農業者の要望に対応するなどしながら、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援に取り組んでいきたいと考えています。

2点目です。地籍調査の前倒しについての御質問ですが、地籍調査につきましては、昨年の10月定例会でも御質問があり、31年度の準備、32年度で着工できるかどうか、これについては30年度に十分検討していかなければならないということで答弁させていただいていますが、それに沿って現在、担当職員も通常業務をやりながら検討作業を進めておりまして、重複となるかもしれませんが、改めて地籍調査を実施する場合の必要な準備期間をお答えさせていただきます。

まず、平成28年度に地籍調査、直近で地籍を始めた富良野市で調査したことも報告させていただいたと思うのですが、この富良野市の状況を調査してきたときに、事業の着手に当たっては、準備期間は、職員が3名体制で1年間をかけて専門業者にも内容を委託しながら、実施計画の策定を行ったということでありまして、仮に1年前倒しになりますと、30年度の準備となり、新年度の開始までに1カ月を切った今日では、新たに今のような準備をする3名の要員確保というのは非常に不可能だということでもありますが、地籍調査事業の着手に当たっては、毎年、人件費も含めた一般財源だけでも二千数百万円必要でありまして、長期にわたる大型の事業でありますので、地方交付税の平成30年度当初の予算額が、29年度当初に比べて7パーセント、2億7,377万1,000円も減額になってきているということで、言うならば厳し

い町財政の中で、引き続き慎重に検討しながら、第6次総合計画の実施計画で、平成31年度を準備期間と計画をしましたので、繰り返しの答弁となりますが、前倒しの30年度に実施できるかどうか、今後、30年度に実施できるかどうかを判断していきたいというふうに考えております。この部分については、そういう事情も含めて御理解いただきたいというふうに思います。

次に、3点目の質問でありますけれども、本町では、平成28年度から、御質問にありましたように、就労継続支援事業を実施しながら、NPO法人に事業を委託して、障がいのある方の雇用の場の創出に向けて、農業、福祉、商業関係者が連携した調査研究事業を行ってきたところであります。

平成28年度は、加工用トマト、ミニトマトの栽培から収穫までの仕事を行ってもらうことで、障がいのある方に適した作業、どういう作業が適しているかということを含めて実証実験、作業をしながらその確認をさせていただいたところであります。

また、今年度はトマトの栽培と収穫に加えて、29年7月から配置させていただきました地域おこし協力隊と連携をしながら、新たな出面のシステムとして、農家に向きながら、大根の袋詰めなど農作業の補助作業を行いまして、活動の幅を広げているところでもあります。

労働時間はおおむね6時間程度でありますけれども、一人一人の状態に合わせた就労の場を提供することで、生活習慣の改善だとか体力づくりにつながってきているというふうに思っています。

また、この事業を通して、町外の高等養護学校に進学した生徒が、また本町に戻ってくるということにも大きな影響を与えながら、新たな雇用の場ができたことも大きな成果であるというふうに思っています。問題は、これから、それらを含めて、さらにまた拡大をしていかなければならないというふうに思っています。

受け入れいただきました農家からも非常に評価をいただいております。障がいのある方への理解と、まずは自立にもつながっていきますことから、次年度以降も事業の周知と働く場の拡大に向けて、福祉部局と農業部局が連携をとりながら進めていきたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 1番、2番の質問について再質問したいと思います。

先日の定例会の中で、町長の施政方針演説の中で、農業の体質強化ということが強くうたわれておりました。その中で、昨年度はコントラクター事業だとか複数法人だとか、TMRセンターの実施を支援してきたということでございましたけれども、このことがことし本格的に稼働しますと、相当量、収穫作業と酪農家の毎日の餌の給与とか、そういう面で非常に労働が半減すると思います。

そこで、この中で、畜産クラスター事業の関連で、こういう労働力軽減事業に関す

る事業が現在までどれほど行われてきたのか、また、今後どれほど行われていくのか、その点をお知らせいただきたいと思います。

次の２番目の地籍調査については、膨大な期間と膨大な資金が必要ということで、種々わかっておりますけれども、どうしても労働力軽減をするためには、農地の集積を図って、大型機械で作業をするということが一番の労働力軽減かと思っておりますけれども、さらにこのことについても積極的に進めさせていただきたいと思っておりますけれども、その点についても質問をしたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問に答弁をさせていただきますが、畜産クラスター事業でどのくらい軽減になったのかということですが、担当のほうから状況も含めて答弁させていただきます。

地籍の関係でありますけれども、集積が進まないからということも含めての御質問ですけれども、実は、地籍に関するアンケート調査を実施したのです。そうしたら認定農家２４９名、このうち新規認定農業者の８名を加えて２５７名にアンケートをとったのですが、実は回収率が２７パーセントということで、回収率としてはよくないのですけれども、その中でも、集積とかなんとかというよりも、いろいろ意見があるのですが、まず、集積する前に農地の交換分合でなくて、交換耕作もなかなか進まない。さらに本町の場合は、高齢で離農されても農地はなかなか手放さない。手放さないと言ったら言い方が悪いかもしれませんが、ずっと持って、賃貸が非常に多いのです。そういうことで、いろいろ特色もあって、かなり集積というものについては、今、篠原議員が質問している内容もそこだと思っておりますが、例えば新しく農業をやる人が周辺の用地を拡大できない。管理機構もありますけれども、なかなかそういうことも機能するような状況にもなってきていません。そういうのが実態ですけれども、地籍をやる前に、そういう具体的な集積にかかわる、また、農地拡大にかかわるような方策をしっかりととっていくということが大事なのかなど。そのための管理機構ということで、国も積極的に旗を振ってくれているわけですから、それにつけても、それぞれの事情はあるでしょうけれども、今、それぞれ規模拡大だとか新規だとか、若い人たちが、営農に意欲を持っているところに協力していただくというようなことを含めて、これから具体的に対応させていただきたいと思っておりますし、この辺はＪＡ本別農協とも十分に連携しながら進めていきたいというふうに思っています。

地籍の前倒しについては、非常にスケジュールというのですか、それぞれ計画の部分については、先ほど答弁しましたように、３０年度でそれぞれ準備をしながら、３１年、３２年ということで進めていくということで、このアンケートの結果なんかを含めて、今この事業がしっかりと進められるのかどうかを含めて判断をするというのが新年度になるかと思っておりますので、それを含めて慎重に対応させていただきたいと思っておりますので、これについては御理解をいただきたいと思っています。

以上、私のほうからの答弁といたします。

○議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） それでは、ただいまの篠原議員からの畜産クラスター事業の状況についてお答えをさせていただきます。

畜産クラスター事業につきましては、平成27年度から事業を実施しております。基本的には、畜産の経営の部分にかかわる機械導入事業、搾乳ロボットの導入ですとか自動給餌器の導入、あわせて関連するコントラクター事業のハーベスター等の導入という形で実施をしております。

27年度からの実施で、件数的には30件程度となります。事業費的には、機械の導入で4億1,700万円程度、2分の1が補助率になっておりますので、2億8,000万円程度が補助されているという内容になっています。

議員お話ありましたように、昨年度、TMRの施設の整備事業が展開されていますが、これにつきましては、事業費で5億3,000万円程度、あわせて補助率がその半分の2億6,000万円という形で、実施させていただいております。

あわせて、今後の労働力の補完や担い手不足に伴う生産コストの低減ということでは、畑作につきましても、強い農業づくりの交付金等の利用で、特に、経営体育成支援事業ですとか担い手確保経営強化支援事業という中身の中で、最初に議員から質問ありましたように、GPSの導入事業も含めて、これまで、おおよそですけれども、年間約1,000万円弱程度の事業費の中で、本別町としては取り組んできているというのが現状となります。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 今、課長のほうから数字つきで報告がございましたけれども、GPSの関係については、農協にアンテナ等をつけまして、30件ほど利用しているということでございますけれども、ほかに町内に四つの農機具会社がございます。そこで100件ほど今、利用されているようです。個人的にアンテナを設けて、3年ほどやって、130件ほどの利用がございますけれども、自動運転なのでございますけれども、私も使ったことがありますけれども、非常に楽です。8時間、9時間、10時間やっても疲れは従来の半分かと思えます。若い人がこれから働けばいいということではなくて、こういうものも利用して、子どもたちのいろいろな活動に出席できるように進んでいったらよろしいかと思えます。さらなる町のこの事業に対しての支援策があればお聞きしたいと思います。

それから、農地の集積については、先ほど町長が申しましたように、交換分合がなかなか進まない。これは農家のほうにも責任があって、自分の畑が一番だという認識が強いのが一因かと思えます。その部分は、農業委員会等が中心になって、小さな面積を大きくして、個人でも団体でも使いやすいように、今後なっていかなければな

らないと思いますので、その考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） GPSの関係も含めて、農協も屋上にアンテナを立ててやっていますけれども、そこは30戸ぐらいですけれども、今、御質問にありましたように、農機具メーカーも積極的に、それぞれ自社のアンテナを立てながら利用拡大に向かっていきます。私どもも一昨年、農業大学校でスマート農業の実証実験をやったということで、その現場に行きましたけれども、春になると、畑の畝を切ると、この畝は誰切ったのだと、父さん切ったのか息子が切ったのかすぐわかると、このぐらい難しいものですが、自動操舵になると、ほとんど誤差の狂いがないぐらいぴちっと農作業ができるということで。今、篠原議員の御質問のとおり、労働軽減はもちろんですけれども、作業効率も含めて、非常に高いということだと思っておりますので、これについては、そのためにも集積をしながら面積を広げていくというのは大事なことだろうなというふうに思いますから、それによって効果も相当違ってきますから、10メートル行ったら排水があつて、30メートル行ったら電信柱があるというのが、非常に小規模な区画が多いということもありますから、これが集積できて広がっていけば、まだまだ作業効率が、この人口減少の中でも、耕作放棄地なんかの間違っても出ないぐらいしっかりとした経営をしていただけるのかなというふうに思いますから、今後については、私どももできる限りの努力だとか情報提供だとか、必要な体制をしていきたいと思うのですが、何といたっても地権者の皆さんの協力をいただかなければできませんので、これは本当に農協ともしっかりと連携をとりながら、説得というわけではないですけれども、理解をいただきながら、次世代の食糧をつくる、TPPやEPA、いろいろ先行き不安なことはありますけれども、積極的に食糧をつくるという大事な畑地をしっかりと、これからの次代を担う若い世代を含めて、活用できるように環境を整えるために努力していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） さらなる支援策ということでもありますけれども、答弁をした内容にもありますが、GPSシステムの研修会、講習会、実を言いますと、28年3月に、農協を中心にアンテナが設置された時期だと思いますけれども、一度実施をしていますが、議員お話しされたとおり、本当に正確で、労働力の軽減に大変役立つシステムだと思いますので、ぜひそういったところの研修や、まして、進んでいる町村の調査等は積極的に今後も農協と連携をしながら取り組んでまいりたいと思っています。

あわせて、例えば基地的なアンテナが必要とか、いわゆる山間部、そういった事情が出た場合には、農協の意見も聞きながら、その辺については検討を図ってまいりたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 今の説明の中で、非常に労働力軽減には大きな役割を果たすと思います。お金のかかることなので、なるべく農家に負担のないような方法が今後できればいいなと思いますし、このことは国のほうにもいろいろ要請していただきたいと思います。

この関係について、もう1点だけ質問したいと思いますが、畜産クラスターの関係で、非常に事業量も大きくなって進んでいますけれども、今後も搾乳ロボットだとか、そういうものがついた関係の施設が多くなるかと思いますが、バイオマスプラントの関係が昨年、町のほうから御説明がございましたけれども、現在、この問題について、農協あるいは北電との話し合いが少しでもすすんでいるかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、現在まで新規就農の相談が本町にどれだけの件数があるのか、その辺もお知らせ願いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 労働力の軽減も本当にそのとおりだと思いますし、これは、今ちょうど国もTPPとEPA対策含めて、対策ですけれども、なるべく条件整備ができるようにということで、強い農業づくりとか、いろいろなことで国も今、補正予算を組んだりしていますから、その中で、取り入れるものはいち早く、しっかり取り入れながら、家族労働で、軽減だとか効率のいい農業ができるような、そういうものについては、国の対策をしっかりと受けとめながら、少しでも導入できるように私どもも、これからも努力させていただきたいと思います。

搾乳ロボットだとかバイオマスプラントの関係については、担当のほうから状況を含めて、経過の報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦君） ただいまの篠原議員の御質問ですが、申しわけありません。バイオマスプラント、あわせて、資料のほうの手持ちございませんので、私の今お答えできる範疇でお答えをさせていただきます。

これまでもバイオマスにつきましては、何度か議会の場、あわせて議員協議会の場で報告をさせていただいておりますが、農協、普及センター、町と、あわせて本別町家畜ふん尿利活用の協議会をつくっております、そこで具体的な家畜ふん尿の処理方法について検討を進めているという状況にあります。

それで、これまで報告をさせていただいておりますけれども、28年度にその協議会で可能性調査をコンサルに委託をして実施しています。そのときは、酪農家、畜産農家全体にアンケートをとりながら、本別町で実施可能かどうか、あわせて売電の可能性も含めて実施しております。

現状、その取り組みについて協議をしながら、再度、今年度については視察等を含めて実施して、方向性について今も検討しているというのが基本的な状況になっております。

続いて、新規就農の関係ですが、来年度、具体的には予算の提案の中でも申し上げますけれども、一応研修を終えて、新たに就農予定をしているという方が2件ございます。これまで、昨年3月に新規就農等の条例改正をして、2年間の研修についての条例の追加もさせていただいておりますけれども、その条例に基づいて、来年4月から農家に研修に入るという方が1件あります。家族で、御夫婦、子ども2人と、その方が4月から農業研修に入って、畑作ですが、そういった状況にあります。あわせて、29年度につきましては、本別町で農業を将来的に考えたいという形で、研修や調査に来た方が、これも栃木の方ですけれども、結婚を予定されているフィアンセの方と2人で昨年11月に来ていると、そういう状況を含めて対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 次に、農福連携について質問したいと思いますけれども、現在、本町でどの程度行われているのかわかりませんが、障がいのある方が農業にかかわることで、農家の人手不足などは非常に解決策の一つとなると思います。農業の現場に入って一緒に作業をすれば課題がたくさんあります。福祉の関係者と農業の関係者、相互理解が一番大事かと思っておりますけれども、これを結びつける施策の充実が必要と思っておりますけれども、この点について再度質問をしたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 農福連携、ちょっと農家の生産物を収穫するのを手伝うという、言ってみれば、労働力になるかという連携はまだまだこれからだというふうに思っているのです。私どもが農福連携というものを提案させていただいて、NPO法人がそれを受けとめて、農福連携ということで事業を始めました。それは、それぞれいろいろな障がいを持たれている方がいますけれども、その障がいにも、例えば車椅子の方も、割りと身体の丈夫な方も含めて、どのような仕事ができるかということを含めて、トマトだとか、また、ミニトマトだとかということ、例えばハウスにつくってやれば収穫なんかも、車椅子の方でも作業ができると。そういう軽量の重さの作業だとか、また、大きな、露地トマトだったら、コンテナでとれば結構肉体労働になるとかということも含めて、それで加工もできて、収入があつて、販売もできると、こんなことも含めて、まず第一歩としてやろうということで提案させていただいております。

また、今、篠原議員の御質問にありますように、農家で体験をしながら、また、その中で農家に御理解いただきながら、少しでも労働力も含めて、そこでお手伝いがで

きるようなことになればいいなということは、それは農福連携の協力隊の方にしっかりと計画していただきながら、企画していただきながら、農家の皆さん方と連携をして、去年は大根の収穫や袋詰めだとか、そういうものを企画していただきました。それについては、非常に評価も高いということでありまして、できる限り、今まで余りなかったものをしっかりと、それぞれの利用者の個性に合わせた働き方というものについて、十分に調査もしながら、そういう部分でいきたいなというふうに思っています。

特に、本町は大きな農業が多いですから、機械化でいくというのはなかなか、農家の子弟の皆さんも農家経営というのは余り、農作業に携わっていないというのが多いですから、そういう中で少しでも野菜なんか中心の、また、軽作業ができるような作物があればということを含めて、私どもは今進めているのは、マイタケの研究だとかシイタケだとか、また、薬草も含めて、これ全部出口がないとだめですから、しっかり売り先を見つけて、どのような加工をして、どう商品をつくるかということをしかりやっていくということでありまして、その中で、このような野菜なんかは、農家の皆さんが積極的に作付いただくことで、そこで体験しながら就労ができると、こういうことも含めて拡大していきたいと思っておりますので、ぜひこれから順次取り組んでいきますし、今まで現場体験のなかった利用者の皆さんも、これからはいろいろな形で、自分の力に合わせたお手伝いだとか働き方ができるということになって、そこで安心して本別で働きながら住み続けると、そういう環境の中で、農福連携をしっかりと取り組んでいければなというふうに思っておりますので、そのことはしっかりと頑張っていきたいなと思っております。

その結果として、農家の皆さんに喜んでいただけるような、そういう働き方ができれば、さらにまた、いろいろな作物の、新規でも既存でも結構ですから、そういうことができなければ、非常に農家の皆さん方にも評価いただき、喜んでいただけるような環境ができるのではないかと考えておりますので、このことについては、今後ともしっかりと現場の応援体制も含めて、努力させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 農家との話し合いの中で、障がいがあるから安く使うとかという考えでなくて、1日の労働の時間の1時間でも2時間でもきちっとした賃金が必要かと思っております。この賃金についてはどういうふうに、話し合いで決めているのか、何か町内で標準があるのか、そのことも大事かと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 篠原議員の御質問にお答えいたします。

今回実施をしている農福商連携における障がいの方の賃金なのですが、一応

根拠としましては、全道の就労支援事業所、B型の事業所の方々が働いたときにどれだけの工賃がいただけるのかという平均値を一つ参考にさせていただいております。それが今207円という1時間当たりの工賃なのですけれども、やはりこのモデル事業では、障がいの方の経済的な自立という部分もどれだけ目指せるのかということもありまして、それを上回ることを目標に設定していこうということで、トマトに関しましては300円、そして、出面システム、大根の袋詰めですとか、そちらのほうにつきましては、時給450円というところで設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 今、ちょっと聞いてびっくりしているのですけれども、賃金が非常に今、北海道の最低賃金が810円という中で、こんな200円だ300円だ400円だということ自体がやっぱり問題かと思えます。福祉のまちでもあるのです。このことについては、大きく本別から直して、正当な報酬を支払うという方向で進まなければならないと思えますけれども、その辺についての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 御質問にお答えしたいと思います。

やはり賃金に関しては、先ほど町長の答弁にもありましたように、いろいろな障がいの方がいたり、できる作業、できない作業があるということで、一律、全道の最低ラインまで持っていくというのは非常に難しいものが今の段階ではあるのかなというふうにも思います。

ただ、その方にとって、できるだけ適した仕事の内容ですとか、そういうものの幅を広げていくことで、作業工賃を少しでも高めていけるように、今後ともこの事業を継続していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

○3番（篠原義彦君） 最後に、1点だけ質問したいと思いますけれども、農業は本町にとっても基幹産業であり、成長産業の一つだと思いますけれども、いろいろな分野でのいろいろな事業とか補助事業だとか、いろいろなものがございます。これからおいおい若い世代の人たちが求めていく農業について、町としてどういうふうに対応していくのか、前向きに労働軽減だとか、そういうものを目指していくのか、最後に質問をしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 農業は基幹産業だというばかりでなくて、それぞれ町内でこれだけ努力し、頑張っている世代、または農業者の皆さん方に、必要な政策や対策をするというのが私どもの役割だというふうに思っていますから、これは農業者はもち

ろんですけれども、農協ともしっかり、また、関係団体ともしっかりスクラム組んで、本町の農業の振興、そしてまた、第1次産業の発展に向けて努力するということは私どもの役割でありますから、この辺はしっかり対応していきたいと思っています。

特に最近では、それぞれの団体で若手の経営者の皆さん、特に農協青年部という方々が非常に活発に、いろいろなイベントも盛り込んでいただいておりますけれども、若者の連携プロジェクトなんかはすごく頑張ってもらっていますから、そういう環境の中では、若い世代の皆さんがものすごく将来に向かって、お互いに力を合わせて、農業職をやっているのと、畜産にしろ畑作にしろ、みんなでやるということでもありますから、この思いをしっかり受けとめて、より良い作物ができるように、より良い農業が発展できるように私どももしっかり応援していきたいと思っておりますし、そういう世代の方からも積極的にいろいろな提案もいただいておりますので、それは、それらに向かって必要な対策をとりながら、これだけ恵まれた大地を持っている本町の農業ですから、これはしっかり、今こそ本町が食糧自給率も高めながら、生産力を高めながら取り組んでいくのは、本当に大きく言えば、世界から示された役割だというふうに思っておりますので、全力で応援をさせていただきながら、ともに未来に向かって、それぞれ夢を語りながら努力させていただきたいと思っております。

以上であります。

○3番（篠原義彦君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君）〔登壇〕 それでは、議長のお許しがありました。3問中、住宅リフォームの関連の質問は、この場での質問を保留し、残りの2問について一般質問を行います。

まず、一つ目ですが、都市計画区域内の用途地域指定について伺います。

町が指定する都市計画区域内の用途地域指定の農地は、農業振興地域の指定を外され、農地関連の補助事業が受けられなくなったり、農業者にとって大きな負担が生じる例もあります。今後の用途地域指定について見解を伺います。

昭和47年にスタートした本別町都市計画区域の用途地域に指定されている農地は、農業振興地域の指定から外れ、国、道の補助事業を受けることができなくなります。このことは、農地を所有する農業者と十分な話し合いがなされ、理解を得なければならないことだと考えます。

一つ目ですが、昭和47年の用途地域指定の、これまで3回の変更が行われている

と聞きます。今後の見直し、変更を行う場合、農業者と十分な話し合い、理解を得ることが必要だと考えますが、見解を伺います。

二つ目ですが、先般御説明いただいた本別町住宅政策推進計画における今後の人口予測、公営住宅等の活用方針などの観点では、現在413戸の公営住宅に対して、計画では380戸ということで、33戸の減というような計画が示されましたが、用途地域指定は、そういう観点からも見直されるべきというふうに考えますが、見解を伺います。

つけ加えますと、住宅用地というようなことで、この用途地域が指定されたりするということですので、住宅なり公営住宅の建設予定が、計画がマイナスという形で示されているわけで、当然用途地域の変更もあり得るのではないかという観点から、このように伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の1問目ですが、都市計画区域内の用途地域指定について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の用途地域の変更を行う場合に、農業者と十分な話し合いにより理解を得ることが必要だということでありまして、都市計画用途地域指定につきましては、昭和43年に、現行の都市計画法が制定されて以来、適切な市街地の土地利用を図るために、各用途地域において、建築物の用途整備も行い、また、住居環境の保護や商業、工業などの利便の増進を図るために指定してきたということでありまして、本別町では、御質問のとおり昭和47年5月に用途指定をしております、指定地におきましては、公聴会を開いて住民の皆様から意見を募りながら、理解を得て指定してきたところであります。

また、用途の変更につきましては、昭和52年、平成6年、平成27年と、これまで3回の変更を行ってきておりますが、用途の種類の変更時においては、住民の皆様と意見交換は行ってきているところです。

ただし、平成4年の都市計画法の改正によりまして、各市町村への都市計画のマスタープランの策定が義務づけられまして、マスタープランの中では、土地利用の方針も位置づけられておりまして、都市計画の用途地域の変更においても、変更の内容を盛り込むことが必要となってきました。

平成15年のマスタープランの策定時におきましては、住民へのパブリックコメントなどで意見を募ってきているところです。

今後も都市計画用途変更におきましては、都市計画マスタープランとあわせて、地域住民の皆様のご意見を募りながら、理解を得てまいりたいというふうに考えております。

2点目の用途地域の指定は、見直されるべきとの考え方についてですが、用途地域の指定の見直しにつきましては、本別町で策定しています本別町のマスタープランと、

北海道で策定しています本別町都市計画マスタープランとの整合性を図りながら進めることとなっております、平成22年度に定期見直しを行ってきました。この次は平成32年度の見直しに向けて、本別町と北海道で策定しておりますマスタープランの定期的見直しを進めることとなっております、今後の人口減少に伴う第7次総合計画や本別町の住宅政策推進計画などによりまして、平成32年度以降の市街地の住宅地や商業地、工業地の土地利用を位置づけまして、市街地にあつての農地にも農業との調整を図りながら、用途地域の適切性を勘案した見直しを進めてまいります。

以上、都市計画区域での用途地域指定についての答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 先ほど簡単に触れましたけれども、御承知のとおり、農業振興地域の指定が外れると、農業以外に活用することが一応見込まれるというような形、住宅というお話があつたとおりだと思います。

それともう一つは、農業や農地関連の補助事業が非常に受けられなくなるという、農業振興という立場からいうと真逆の形になるということなのですけれども。

それからもう1点は、私も調べてびっくりしたのが、課税の計算の基礎が、農業振興地域から外れると、いわゆる宅地並み課税が適用されるそうなのです。それで、特に、例を上げますと、私は、父が亡くなって、父の農地を生前贈与から相続という形ですが、御承知のように農振に全部掛つていますので、基礎控除が3,000万円あるのです、初めて知りましたけれども、はっきり言ってほとんどかからない状態になりました。面積も少なかったのです。

ただ、基礎控除は3,000万円ということになっているようではございますけれども、基礎控除後の金額が結構、宅地並みで計算されると桁が二つくらい違うのです。億単位。一つだけ例を引っ張ってきましたけれども、1億円を超えて2億円という税率は40パーセントだそうです。ですから、そこから差し引きされるのが1,700万円、この例でいくと相続税は2,300万円から6,300万円という金額になります。これは、先ほど町長のお話の中で、地権者とか住民といろいろ話をしながら計画を決めてきたということは、そのとおりだと思いますけれども、なかなかここまで話が至っていないのではないかという気はするのです。

それから、昭和47年から町の用途地域指定が始まっているわけではございますけれども、農業にすると、代が一つか二つくらいかわるくらい、現時点で来ているので、今後のことを考えると、ずっと農業をこの地域でやりたいということであれば、それが将来的に、今言ったような大きな負担が生じる可能性もあるということも含めて、相談のテーブルに乗せていかないと、ひょっとしたら大変なことが起こるのではないかというふうに感じております。

問題は、用途指定地域に指定された農地に、このようなことが起こるといことが、農地を使用する農家の方、そして用途地域を設定する町との間で十分な協議がされる

べきではないかということです。町としても、都市計画を立てて将来のまちづくりを進めなくてはならないことは十分理解をしているわけですが、その計画で線引きされる農地の所有者が、図らずも大きな負担を強いられるということになっては、何のための都市計画かということになるわけです。

これまで3回の見直しがされ、平成32年に向けて再度見直しがされるということですので、この点は非常に農業者との十分な協議が行われるべきだというふうに思いますし、先ほど②で申し上げたとおり、公営住宅のデータなのですが、将来的には、計画では33戸減ということで計画がされているわけですから、人口減ということも当然計画の中で示されていますけれども、そういうような意味から言っても、今までの用途地域指定はやっぱり見直されるべきではないかなというふうに思うわけで、その点について見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 用途地域の指定は、47年から始まって、おおよそ10年ごとぐらいに3回見直していますから、見直すときも町が単独でやるということではありませんから、もちろん北海道の計画、マスタープラン、本別町のマスタープランも含めて、そのためには土地の所有者も含めて、どのような用途にしていくかということは、十分それは相談、協議をされているということです。

ですから、逆に私どもが経験したのは、国道ですとか町道の一定面積は農振から外すということもあったのですが、逆に補助事業が入らなくなるから農振に戻してほしいというような協議もありましたし、そこは柔軟に用途に合わせて、地権者のそれぞれ経営形態だとか事業の形態によって変わる。例えばインターに近いところの人だったら、いろいろな可能性があるんで、ここは農振を外してほしいとか、そういうことも常に見直しにあわせて協議をさせていただいていますから、今の課税の対象になると、面積も含めて、用途変更になると、農地と宅地並み課税になると大幅に違うわけですから、それは十分に理解をしてやらないと、万が一相続なんかになったときに大変なことになるという。これは都会ばかりでなくて、私どもの町でもそういうことは起き得るということだと思っております。

ですから、そこは、例えば事業をやりたくて、農地でありながら事業をやりたくて、そこを外すときに、そういうことも含めて、きちっと協議するとか、また逆に、宅地なり雑種地、いろいろな工業用地も含めて、それを農業に戻すときも、逆にこういうことでほかのものの制約がありますとか、そういうことを含めて、きちっと用途に合わせた将来設計ができるように、しっかり協議してから用途変更をしていくということに、さらにまた、ここは明確にしていかなければならないかなというふうに思うのです。そういうことを含めて、今、御質問いただいたことは、よく私どもも理解をしていると思いますので、それはそのようにしっかりと適切に、それぞれせつかく用途を見直して迷惑かかる、また、失敗したなということにならないように対応していき

いというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 答弁の中でいろいろ触れられて、理解をしたところです。

町長おっしゃったように、本別町が計画を立てて道に持って行って、道の承認を受けて確定するような形だというふうに理解していますし、そもそもの計画のものは、地権者などの意見も十分聞いて、線引きなり色分けしてきたということですから、農業情勢とか、それから人口とか、いろいろな変動要素があって、地元がそれを一番最初に察知するわけですから、平成32年に向けての改正なり見直しの中では、十分そういうことが生かされるべきだというふうに思っていますけれども、道としても、町村の計画を尊重するというか優先するというか、やはり地元の計画というのが一番現実に即しているというふうに思うのですけれども、なかなかそういう変更というのが難しいという話も聞いた記憶があるのですけれども、いずれにしても、地元の実態をきちんと伝えると。そして地権者の話を十分に聞くということがすごく必要なことだというふうに思っていますけれども、平成32年に向けての見直しが、大きくあるかどうかは別としても、そういう道との関係も含めて、どういう方針で臨んでいくのか伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 阿保議員の質問にお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、平成32年のマスタープラン、道のマスタープランの改正に向けて、本別町とも抱き合わせでやっていきたいと思いますというので、いろいろ見直しを今かけてきております。

中身としては、やはり半世紀、昭和47年に設定されている用途でございます。約50年までいきませんが、その中で、今後の市街地としてどうすればいいのだろうという話し合いも、何回か協議をさせていただいております。

ただ、もともと住宅地としてつけている用途、市街地ですから、そういうところがありますので、今後の住宅地だとか都市施設、下水道だとか街路とかも現在入っている部分の農地もございまして、そういう部分も含めて、今後どうしていこうかという部分を検討していこうと。ただ、農業のほうとも協議をしながらということでございますので、本当にその農地が住宅地として必要なかどうか、そういう部分も含めながら検討していこうというに、今、道との協議にはなっております。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 今回いろいろ調べている中で、先ほども申し上げたとおり、宅地並み課税ですから、とりわけ相続税は、さっき言ったような大きな数字になるようです。ですから、ただ、相続税は、御承知のとおり町に入る税金ではないです。国税です。ですから、今後、見直しの協議や何かのときに、対象になる農業者などと、その辺の話もしないと、それは農業者本人の問題といえれば問題なのですけれども、ふ

だから相続税のことを余り考えて農家は多分、私もそうですけれども、やっていないのです。

ただ、やっぱり町がそういう色分けや線引きをすることによって、そういう現象も起き得るということは、お互いに知らなければならないことだと思うのです。財布の中身のことですから、個々の問題ではなくて一般論として、農振のことで言えば、いろいろなものを建てられますということもあります、裏腹の関係ですから、そういう一面もあるけれども、仮に相続が発生した場合は、宅地並み課税ということもあり得るということで、昔、よく生産緑地なんていう話もあったのですけれども、すごく遠い話だと思っていたのですけれども、実際に町が用途地域指定のときに、そういう部分にかかわってくるという点では、話し合いの中で、そういう要素も十分に入れながら、お互いに納得できるような見直しをかけていくべきだと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 阿保議員の2回目の質問でございますけれども、国税の話でございますけれども、我々は国税のことは詳しくございませんけれども、用途設定時におきましては、その件に関しては、地域の方からのお話も当然なかったと思われておりますので、その後に、世代交代で相続だとかが出てきた件のときにも、我々にも特にそういう御相談もなかったのです。

ただ、今、阿保議員が言われるように、今、現状で国税の中身で負担がかかるというのが明白に出てきている部分も含めまして、今後は、そういう部分の情報を聞き入れながら、あくまでも町の都市計画は、税とかという問題ではないのですけれども、市街地の形成をどう守っていくかということが大前提でございますので、その辺は情報としていただきながら、また、いろいろな部分、地域とお話をしながら、当然変更をかける分に関しては、先ほどもお話ししましたように、地域にお話をすることでございますので、変更のときには協議させていただきたいというふうに考えております。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） それでは、次に行きます。

二つ目の質問です。共同合葬墓の必要性はということで伺います。

近年、町営墓地に墓を所有している町外の方々から、草刈りなどの依頼があったり墓の撤去などがふえてきているとのことです。民間のお寺では、共同の合葬墓を新設するところもありますが、町として検討する時期が来ているのではと考えますが、伺います。

以前もほかの議員より質問がありましたが、町営の共同合葬墓、あるいは合同塚の建設の必要性が高まっているのではないかとというふうに話があって、私もそういうふうに思います。最近、町外他市町村に住む方からの、町霊園内にあるその方の家のお

墓の草取りの依頼や、お墓そのものの撤去がふえてきているということです。

美里別東下の本別霊園では、昨年は四、五件の町外の方からの草取りの依頼、または墓そのものの撤去も四、五件あったというふうに聞いております。草取りの対応は、本別町高齢者就労センターに依頼があり、対応したとのこと。都会ではかなり深刻な問題になっているそうですが、管内においても民間のお寺で共同墓、永代供養墓を宗旨、宗派に関係なく対応するなどの動きがあります。

私が現実に聞いている声としては、一つには、本別を離れてしまうのでお墓の維持管理ができない。または、子どもたちにその負担を残したくないので永代供養やお墓の撤去を考えているなどです。

町としては、それぞれの事例の現状をどのように捉えていますか。そして、町としてもこのような共同合葬墓の設置を考える時期になっているのではないかというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 阿保議員の2問目の御質問の共同合葬墓の御質問ですが、これも平成27年の2回定例会に一般質問をいただきまして、合同納骨塚の整備についてという内容で質問をいただいた経過がありますが、少子化だとか核家族化の進展で、また、お墓の維持管理に不安を持たれているという部分については、全国的に合同納骨塚が今注目されて、最近では帯広市もこれに対応するというところで、今、北海道では札幌、小樽、北見、さらに、今申し上げた帯広市が2,000体規模の納骨塚が中島霊園内で供用されているということでありまして、帯広市にお聞きしますと、直近で、市民からの申請があったのは427件、市外の在住者からの申請が68件で、合計495件とのことでしたが、通常、自治体が設置する合同納骨塚は、一般的には、利用に係る費用は安価でありますけれども、複数人の遺骨を骨つぼから出した状態で、まとめて埋葬するということでもありますから、二度とこれは、1回埋葬すると取り出すことはできないということがありまして、公営のために、また、宗教的な儀式というか、行為はしないということでもありますから、このような扱いについて、いろいろまた御遺族の判断もあるのかなというような気がしていますが、ただ、本町においても少子高齢化が進むという中では、高齢の御夫婦で、子どもが遠隔地にいてなかなかお参りにも、それぞれお墓の清掃にも来られないという方がふえてきているということは間違いなくありまして、町外に移り住んだ方から、高齢によってお墓参り、草取りができないとか、また、墓所の返還がふえてきているということも事実でありまして、内容といたしましては、平成28年度ですけれども、本別墓所が14件、本別霊園が4件、平成29年、昨年ですが、本別墓所で16件、本別霊園で2件で、その後は、居住地の霊園だとか納骨堂への移しかえをされているということでもあります。

住民のニーズを把握することはなかなか難しいところがありますが、平成27年度に御質問いただいた以降、現在に至るまで、実は合同の町有合葬墓設置の要望は、お

話としてはまだ承ったことがありませんが、このような状況の中では、共同がいいのかどうか、それらについても検討しなければならないというふうに、私どもも内部の職員の担当を含めて実はお話しさせていただいています。

今後、町民の皆さんの要望が高まるということは否定もできませんので、ニーズももう少し見きわめながら、これについてはいろいろ考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

大分前になりますけれども、先輩の議員からも、気楽にお参りしたり、お墓の管理がしっかりできるという町で、本別が全国に注目されるような取り組みをしたらどうだという、そういう話も以前にもいただきましたし、27年には高橋議員のほうからの一般質問がありましたから、そういうこともずっとあるのですが、それも世の中の今の人口減少含めて、都市と地方での少子化の中で、対応しなければならない時代になってくるのだらうなというふうに私どもも思っております。

私どもも、人ごとではないかもしれませんが、近くに子どもたちがたくさんいるとか何とかということではありませんので、そうすると、今の家族は、子どもたちに迷惑をかけないというようなことが一番先に、そういう思いというのがありまして、それであれば永代供養だとか何とかと、そういうことも含めていろいろ、皆さん今いろいろ考えていかなければならないということがありますので、そんな話もありますから、もう少しニーズも含めて、把握させていただきながら、必要であれば、そのときにまた、どういう方式がいいのか含めて検討させていただきたいと思いますが、実はこの質問が出ると思っただけではありませんでしたけれども、その前に、ふるさと納税などなどの対応を含めて、こういう方式も全国に呼びかけて、本別ならではの埋葬の仕方とか、いろいろ考えるところもあるなという話も実は内部で協議をされたということもあります。そんなことを含めて、本当に将来大事な場面にきつとなってくるのかなと思いますから、もう少し検討させていただきながら判断をさせていただきたいなと思います。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） ただいま答弁いただきましたとおりでいうふうに思っておりますけれども、私も今回質問をするに当たって、とりあえず全道の状況を、私のできる範囲なのですけれども、いろいろ調べました。先ほど町長、札幌市を初め幾つかの市の名前を挙げましたけれども、市が先に、帯広市も含めて全道的に進んでいます。町長が言った以外では、例えば北見市なんかもそうですし、函館市もそうですし、旭川市もそうです。まず、市が先行しているということと。苫小牧はこれからだったというふうに思うのですけれども、先ほどの町長のお話の中では、住民ニーズをつかむという点では、苫小牧はかなり詳しいアンケートをとりました。インターネットで見られる範囲で言うと、多分あれは10ページくらいになるアンケートです。この町

に住む住まい方を問うのと同時に、お墓の問題について、どういう意向があるかということを中心に詳しくアンケートをとって、市民が見てもわかりやすいように円グラフでやっているということです。

その中身を見ますと、苫小牧市のアンケートの結果で、回収率はちょっと調べてきませんでした。回収率は見ませんでしたけれども、十五、六パーセントから20パーセントくらいが合葬墓を求めているという苫小牧のアンケート結果でした。圧倒的なのは、地元にお墓があるから合葬は特に必要性は感じていないのが6割から7割くらい、66パーセントありました。

何を言いたいかということ、住民ニーズをつかむという点では、こういう具体的な方法もあるということと言いたかったのです。先ほど名前が出たので言いますけれども、高橋利勝議員に対する、同様の質問の中身だったと思いますが、答弁のときにも、ニーズがあるかどうかというのはもちろん基本です。だから、それは町として、この分野というのは、町としてなかなかつかみにくい分野だと思っています。非常にソフトな部分かなと思うのですけれども、だけれども、先ほど町長おっしゃったように、ふるさと納税の取り組みの中で、全国に今つながりがありますよね、七千何百万円になるというつながりがある中で、本別ではそういう人も合葬墓なり合同塚なりで受け入れると。例えばの話ですけれども、その時期は桜とか本別のツツジがきれいですとか、そんなことも含めて、ある意味人口対策というか、まちづくりというか、そういう一環としても、ただお墓のことだけに小さく考えるのではなくて、町を全国に知らしめていくとか、それは多分人口対策にもつながっていくように思うのです。

ですから、そういうちょっと緩やかで広い観点で合同塚や合葬墓のことを、御苦労でしょうけれども、取り組む時期に来ているのではないかな。私も今回の質問をするに当たって、個々の希望を聞きそびれております。現象としては、さっき町長からもおっしゃったような数字で、墓の撤収なんかもあるというのは数字としてはつかんでおりますけれども、なぜという部分がかかめておりません。そういう意味では、苫小牧のようなアンケートというのは一つの方法論ではないかなということ、申し上げたいのは、住民ニーズ、あるいはお墓の利用者のニーズをつかむという意味では、何らかの具体的な方法がそろそろ始まっていいのではないかというふうに思うのですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 気持ちとしては、先ほど触れましたけれども、自分たちもかわるというか、対象になる得ることですから、それは本当にみんな同じような年代の方が集まれば、そういう話も出ることももちろんありますから、それはそうだなというふうに思うのですが、ただ、現実にはそれをどうやっていくかということは非常に難しいなということなのです。先ほども少し言いましたけれども、職員との意見交換とか協議した中もそこなのです。例えば納骨、要するにお堂をつくるのか、昔の無縁

仏のような形で塔をつくるのか、今のような樹木葬でやるのか、うちには海がありませんからそれは別ですけれども、そういうことも含めて、どういう方法ができるのだろうと。そういうことも含めて、それもただ納骨するとか、お墓対策とかだけでなく、今、阿保議員の御質問のとおり、本別町を知っていただくとか、本別の町おこしだとか、そういうことを含めて、本別にそういう依頼をすれば末代安心して、それはきちっと対応できるということを含めて、それが結果としてふるさと納税の、本別に思いを寄せていただく人たちだとか、またこれからそういうことで本別とかかわりを持っていただくとか、そういうことも含めてやろうと。

もっと言えば、ほかでやっていないこと。これならなと思えるようなことが何かできないだろうか。こんな話も今、実はさせていただいておりますから、本当に具体的にはまだ全然方向性も何もわからないですけれども、でも、どういう方法かは別にしても、本当にそういうことをしっかり取り組んでいく必要はあるということで、今、協議がちょうど始まったところでありまして。

特に今、苫小牧の例を出していただきましたけれども、地元にいる方はやっぱり地元の、先祖から含めて大事にしているお墓がありますから、そこはそんなにアンケートをとってもニーズは高くないのだろうと思いますけれども、離れた人だとか、家族がいなくなった人だとかというのは、それは間違いなくそういうことがなければならぬだろうというふうに思います。それは、本町の各お寺様方とか宗教の関係者も含めて、そういうこともいろいろ意見も聞かせていただきながら、どういう方法がいいのか、できる方法も含めて、いろいろ協議を、また、検討をさせていただきたいなというふうに思います。そういうことが具体的になれば、私どもだけでなく、それぞれ宗教関係、わかりやすく言うとお寺とか、現在、善意でお守りしていただいている宗教関係の人たちもしっかり協力していただけるような方法も含めて、何か方法論として考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 行政としては、非常にいずいというか、取り組みづらい部分はあると思うのです。すごいソフトな部分というか、精神論的な、宗教観とかがあるけれども、ただ、道東は結構町が多いのです。幾つかありますけれども、道東のほうの町で結構あります。美幌なんかもそうなのです。美幌もスタートしたりしているし、小清水なんかもやっているのです。

それで、その中で、一番最初にうたっているのは、今、町長おっしゃったような、いわゆる人口動態とか、少子化の問題というのが一番最初にももちろん掲げられているのですが、自治体がやるということは、もう一つの問題は、安価というか、そんなに所得が多くななくても対応できるというのが、自治体のある意味責務だと思います。

私も菩提寺は町内にあるのですけれども、そこは永代供養をやってくれるところで

す。ほかのお寺のことはよくわかりませんが、それはお金も結構かかる話なので、なかなか難しいところもあるなと思っていますので、自治体がそういう関係に乗り出すということは、所得が少ない方でも一定の、精神面になるのかもしれないけれども、永代供養ができるということが大事なことだと思うし、合同塚の場合は、要するに骨をばらまいて入れるということですから、後で回収ということは不可能ということが前提になっていますけれども、中には、記帳というか、石碑に刻むのに、それは別料金で、それはそんなにすごい金額ではないのですけれども、そういうことで対応している自治体もあるのです。

ですから、今スタートに着こうとしているところだというふうに理解しますけれども、もう先進例はいっぱい出てきていますので、本別らしき、それから先ほど町長がおっしゃったような、ふるさと納税とも絡めるような、そういうことを必要としている人たちが安心して納骨できるというか、委ねられるようなものを、この本別町につくるということはすごい大事なことでないかなというふうに思っているわけです。そういう点からも、ぜひ所得の少ない人なんかは、やっぱり自治体としてやるべき部分ではないかなと私は思うのですけれども、その点だけ再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） やりますというのも難しいし、やらないというのも、これも、そんなことにもならないし、本当にどうすれば、どういう方向が一番いいのかということが、まだまだ先が見えないというか、結論が見えない中ですから、やらなければならなくなるだろうなということは間違いなく思っていますし、やるほうが大事だなということは十分理解していますので、その方法論について、どういうぐあいにやったら、安心して納骨をしていただけたら、その後のかかわりも含めて、きちっと連携がとれるというか、対処ができるかということも含めて、十分に考えていかなければならないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、大変今、終活とかいろいろ含めて、大きな問題となっているこういう事例ですから、そのことも含めて、中途半端なことではなくて、本別ならではの方向も含めて、十分に検討しながら進めていきたいなと思います。

以上です。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長（方川一郎君） 皆さんこんばんは。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 1 番高橋利勝君。

○ 1 1 番（高橋利勝君） 午前中に保留をいたしました 2 問目の使用されていない公共施設の活用についてお伺いします。

本別町においては、現在、使用されていない主な公共施設として旧研修センター、旧ふるさと産業開発センター、旧子育て支援センター、旧南保育所がありますが、それぞれの活用について伺います。

まず 1 点目でありますけれども、旧研修センターは閉所されてからしばらくたち、このままでは使用不可能となってしまうのではないかと心配をしています。本別公園のそばにありますつつじそば跡で、町民有志によって運営している、森と川の舎化石博物館の関係者から、現在の場所が手狭になってきたことから、旧研修センターを使用させていただけないのかという声があります。関係者の皆さんと協議をする考えはないか、まず 1 点目に伺います。

2 点目でありますけれども、旧ふるさと産業開発センターには、その一部に現在災害用備蓄品が配備されています。町政執行方針では、災害用備蓄品については、年次的に食料、物資等の整備を行い、新たな防災プランの中に町内 1 2 カ所の配備箇所があるわけですが、その拠点となるべく備蓄センターとして活用する考えはないか伺います。

3 点目ありますが、旧子育て支援センターの活用について、現在どのようにされているのか、また、今後どのように考えておられるのか。また、旧南保育所については、その活用については追加議案として提案されることが、本日の議会運営委員会の中で明らかになりました。また、議員協議会でも出ましたが、詳しいことは補正の議案審議に譲りますが、農業関係含め定住施設として、新たに利用、活用するというふうにお話になっています。議会でもこれまでもいろいろ議論してきたことから、今日に至った経過、その概要について改めてお伺いいたします。

以上、3 点についてお伺いいたします。

○ 議長（方川一郎君） 高橋町長。

○ 町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の 1 点目、静山研修センターの使用についての御質問の答弁をさせていただきます。

昭和 5 4 年 1 月に開館をしまして、2 6 年間にわたり利用されて、平成 1 8 年 3 月末をもって閉鎖をした静山研修センターであります。閉鎖後も庁内関係機関各課によります静山研修センターの利活用検討会議を立ち上げるなどして、これまで利活用の検討をしてまいりましたが、改修や解体に要する費用が多額なことから、費用をかけずに現状のままとして、現在は歴史民俗資料館が所蔵しております大型の歴史資料の収蔵庫として使用をさせていただいています。

御質問の森と川の舎化石博物館に使用させてはとのことですが、以前におき

ましても民間の賃貸を検討して、あそこを活用したいということがありまして、それぞれ検討をしてきました。これについては、また、閉鎖したときからボイラー等の施設や給水設備の老朽化が著しくて、トイレを含む室内改修を行わなければ使用ができないということでもありますから、最終的に改修費用面で利用の希望者が多額の改修費用がかかるということで、断念をしたという経過も実はあるわけでもあります。

これら含めて、施設の一般開放する場合につきましても、施設管理や防火管理にも十分配慮しなければならないことから、協議はいたしたいと存じますが、現状では、貸し館としての利用は大変厳しいものであるというふうに考えています。

2点目の旧ふるさと産業開発センターを備蓄センターの軸という御質問であります。防火備蓄品のうちのポータブルストーブ、発電機、真空パックの毛布、それとアルミマットなどの機材や寝具につきましても、市街地ではふるさと産業開発センター内に、ふれあい交流館、そして新町集会所には備蓄用のコンテナを1基ずつ配置して配備するところではありますが、また、仙美里、勇足、美里別地区については、仙美里コミセンや勇足コミセン、美里別の西上地区農作業準備休憩施設に、それぞれ配備をしているところでもあります。

地区ごとに分散して配備している考え方としては、1カ所に保管していると、それぞれの地区で必要になったときに配付するのに時間を要するというのも含めて、さらには災害時にそれだけの機動力が確保できるかという、それらの問題も含めてそれぞれの施設に管理人、または自治会長さんに鍵をお渡しすることにより、防災機材が迅速に活用ができるようにするためのものでもあります。配備数につきましても、各地区の人口をもとに振り分けをしております、人口集中をしているふるさと産業開発センターが、そこは中心となっているところでもあります。

また、食料、飲料水、これにつきましても保存期間もありますことから、毎年入れかえを行っておりますが、食料品、飲料水についてはある程度、暖かい施設でなければ凍結となるなどのおそれがありますから、市街地は中央公民館、中央小学校、老人ホームに、各地区にはそれぞれ学校、仙美里地区には公民館、美里別西上地区には農作業準備休憩施設に配備をしているところでもあります。その他、トイレトーパー、紙おむつなどの衛生用品につきましても、ふるさと産業開発センターに一括して保管をしている状況であります。

主な配備の状況につきましても、以上のとおりですけれども、ふるさと産業開発センターを軸という御質問につきましても、先ほど申し上げました効率的に活用できることが一番優先するものと考え、配備をしているところでもあります。

次に、3点目の旧子育て支援センター(西保育所)、旧南保育所の活用についてであります。旧子育て支援センターですが、これは御承知のとおり、旧南保育所については釧路カトリック学園が運営する、幼保連携認定こども園ほんべつの開設に合わせて、平成29年3月議会において、それぞれ廃止の議決をいただいたところでありま

すけれども、平成29年3月31日をもって、これら両保育所を閉鎖してきました。

御質問の旧子育て支援センター、西保育所につきましては、旧中央保育所、旧南保育所、旧子育て支援センターで使用してございましたさまざまな児童に係る遊具だとか、お遊戯会の衣装や備品、さらには各施設で使用してございました管理用の備品を備蓄し、その都度、役場内で所管がえをして、利活用するためのストックヤードとして使用しているところであります。

次に、南保育所の活用であります。現在、本町におきましてただいま質問にありましたように、地方創生推進施策の一環として、農業や医療、介護、福祉分野におきまして、研修の施設などと連動する人材確保の取り組みの中から派生する本町への移住、定住策の促進もしているところであります。

旧南保育所の利活用につきましては、この間、そういった取り組みの受け皿となります、宿泊のできる研修施設として利活用について、地方創生関連の交付金などの活用を視野に国と協議を行ってきたところであります。このたび平成29年度の国の補正予算における生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の事業採択において、地域を支える人材確保拠点施設として、旧南保育所の改修、利活用事業について採択の決定となりましたので、平成30年度における事業として、今後、利活用に向けた整備を進めていく予定であります。

なお、関連予算につきましては、本定例会に追加補正予算として提案させていただく予定でありますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 旧研修センターの利活用については、今、答弁ありましたように、これまでもいろいろな議論をしてきたわけですが、ただ、私は、あのセンターの施設の整備からいって、やはり単なるストックヤードというか、資料の保管ということではなくて、もっと逆に有効な活用をするべきではないかと思っています。

先ほど申しあげました化石博物館、5月から10月までの夏期間といいますか、春から秋にかけて無料の入場で、化石の博物館として運営しています。民間といたしましてもボランティアによる運営でございまして、本別公園というのは、以前にも申しあげたことがありますけれども、本別沢含めて化石が出たところでありまして、本別公園としての別な一面を持っているというふうに思っています。

今、申しあげましたように、ボランティアによる運営でありますから、そう大規模な使用ということにはならないと思いますし、その一部を利活用するというような方法でいけば、何とかなるのではないかと思っていますが、その辺も含めてどういうふうに活用したいのかということと協議する考えはないかということで、改めてお伺いしたいと思います。

協議といいますのは、今、言うようにいろいろな条件があるわけですから、そう簡

単な、「貸していただけますか」、「はい、そうですか」ということにはならないわけですし、では、その条件についてどうなのかということ、私は協議するべきだと思います。町民の皆さんもこの研修センターについては、何とか利活用するべきでないかという声は以前から強いわけですから、その辺について改めて1点お伺いします。

2点目でありますけれども、今、ふるさと産業開発センターの備蓄センターとしてということですが、今の答弁ですと、今回の食料、その他物資の備蓄保管場所ということで12カ所、先ほど答弁ありましたように設置されて、そこに配備をされるということになっています。確かに、それぞれの地区に配備をするということについては、それは効率的なものもありますが、しかし、一方でこれらの施設については、ほとんど間借りといいますか、学校だとかいろいろな施設の一部をコンテナの部分もありますけれども、活用してやるということでありますから、私はいわゆる備蓄でもそういう具体的に12カ所に配備しなければならないものと、拠点を持ってそこに大型備蓄品等も含めてそうですが、拠点を持って配備をするということも大事ではないかと思っています。

ふるさと産業開発センターについては、以前に総務常任委員会の所管事務調査で、備蓄しているところを視察させていただきましたけれども、いろいろな備蓄品があって、正直言って今のスペースではなかなかきつという部分がありますけれども、開発センターは、そのほかにステーション持っているわけですから、やはりそのスペースを活用するなりして、拠点としてそこに一定のものを集中して、さらにそこから残る11カ所に具体的に配備含めて、全体で受けとめていくべきでないかと思うのですが、その点について。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、静山研修センターの利活用について、協議をすべきでないかということでありますが、協議をするのも何も別に、協議はもちろんだろうというぐあいに使われるか、使える方法含めてそれはそういう申し入れがあれば、それはしっかりと協議させていただきたいと思っておりますし、ただ、私ども心配しているのは、そこでそれぞれ展示館要るとか何とかとなると、トイレの問題など含めても、非常に不便をかけるということになるのではないかなというそういう心配ありますけれども、ただ、そういうことも含めてどのような利活用ができるかということについて、それぞれ申し入れがあればそのものについては協議して、できれば活用していただくことも私どもは逆にありがたいというふうに思うことでもありますから、そのことも含めてしっかり申し入れ、今、初めてのお話ですが、お話が正式にあれば協議をさせていただきたいというふうに思います。

また、2点目のこの開発センターを中心ということでありますけれども、開発センターの中心に備蓄をしているのですけれども、さらにやっぱり開発センターというの

は、特に人口が今、割と町内ですから、市街地区ですから集中しているということでありまして、それはふるさと産業開発センターを中心としてそれぞれ配備するにつきましても備蓄しますが、さらに先ほど言いましたけれども、トイレトペーパー、紙おむつなどの衛生用品については、ふるさと産業開発センターに一括して保管しています。

ただ、食料だとか飲料水、これについては冬期間の凍結がありますので、暖房がありませんので、そこは凍結して使えなくなるということもありますから、それは暖房とか一定の温度がとれるところに保管しながら、そのほかにそれぞれ地区に距離的な問題ありますから、美里別、勇足、仙美里含めて、配備を必要なものはしていくと、こういうことになっておりますので、それは御質問の内容については、同じ方向だと思っておりますので、そのような方向でいきたいなというふうに思っています。

以上であります。

○11番（高橋利勝君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、4番大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、日中、保留してありました一連の不祥事の対処と今後の考え方は、について質問をいたします。

元町職員は、昨年、地方税法違反、加重収賄、さらに業務上横領で逮捕、起訴され、現在、公判中です。このことを鑑み、これまでの対処と今後の考え方を伺います。

元町職員が起こした事件は、町民の方々の信頼が著しく失墜いたしました。事件は、現在、札幌高裁にて公判中ですが、裁判の結果、これは元職員の量刑でございますが、そのことがどのようになるかは別として、一日も早い信頼回復が望まれています。

本年2月7日、はじめとして報告させていただくとした町民報告会においても、多くの質疑、意見がありました。特に、不納欠損処理の対応、また、今回のさまざまな答弁に対しては、さらに疑問が増したなどの意見が出されました。今回の事件の一因とも言える、元職員に対する管理、監督の責任を明確にし、適切な処分を関係職員に科することが重要だと思います。

さらに、昨年12月定例会の質問に対しまして、町長みずからの処分が、これまで行った2回の処分を含めて、まだ処分の余地があるか専門家とも協議していくとの答弁がありましたが、町長自身の処分はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の一連の不祥事の対処と今後の考え方の質問の答弁をさせていただきます。

今回、元職員が起こしました不祥事につきましては、町民の皆様の行政に対する信頼を失墜させたということでもありますから、その事件の問題含めて、その責任の重大さを感じ、また、改めて職員一人一人の公正な職務遂行の重要性を感じているところであります。また、今、御質問にありますように、町民報告会の中で町民の皆様から

いろいろな御意見もいただきました。これについては、しっかりと受けとめさせていただきたいというふうに考えております。

御質問の管理、監督責任の明確化と関係職員の処分についてであります。当時、職員の管理に当たらなくてはならなかった担当課長につきましては、その責任の所在について明確化するために、倫理委員会により第三者の意見を踏まえた事案の考察及び処分の検討をしてきました。懲戒処分相当との報告を受けましたことから、昨日、担当課長に対して、懲戒の処分を行ったところであります。

また、当時、課長を担っておりました現副町長につきましては、職員としての処分の対象とはなりません。副町長からもみずからを律するという事で、自身の処遇についての具申がありましたことから、今定例会におきまして関係する条例を提案させていただくこととなっております。

私自身の処分につきましては、それぞれ御質問ありましたように、まだ、それなりについてはどのような処分をするのか、また、一連のこの処分についてはどういう判断をするのかということも含めて、それぞれ専門家含めて相談、協議をさせていただきました。特に、一昨年の6月の定例会におきまして、町税の不適切な処理に対し、町民の皆様にも多大な御迷惑をかけ、町政に不信を持たせたことに対しまして、3カ月間、30パーセントの給料を減額する条例を可決いただき、また、元職員が逮捕、起訴された際には、判決前でもございましたが、私の任期が9月22日と迫っていたこともあり、任期中にその責任を果たさなければならないということもありまして、昨年6月の定例会におきまして、1カ月、50パーセントの給料の減額につきまして、議会においもて減額の条例を可決いただいたところであります。

元職員が欠損処理を悪用して、また、巧妙に不正の発覚を防ぐという卑劣な行為を行ったことにつきましては、最終決裁権者としてもその責任の重さについて痛感しているところであります。公務員倫理やサービスの規律を徹底することによって、再発防止に取り組み、日々の業務を通じて役場に対する信頼回復に努めることが、私どもにも与えられた使命であると感じておりますし、その職責を果たすために、職員とともにまちづくりに全力で取り組んでいくということでありまして、それもしっかりと研修、また、コンプライアンス研修などを含めて、持っている職員の基礎的なそれぞれ法令遵守含めて、しっかりと取り組んでいって一日も早い信頼回復をすると、こういうことで、今、取り組みをさせていただいています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、町長のほうから答弁がございましたけれども、町長の処分についてとほかのことも何点かお話させていただきますが、一昨年の平成28年6月、私の一般質問から出ました不適切な処理、そのときには3カ月、30パーセントでしたか、昨年の5月に元職員が地方税法違反、加重収賄で逮捕、起訴されて、6月

定例で50パーセント1カ月を処分しております。

これから申し上げたいことは重要なことですが、その後の昨年8月14日に、元職員は三つ目の罪で逮捕、その後起訴され、公判中で控訴中でございます。その罪は何かといいますと、業務上横領でございます。これは税金を横領したということでございます。その横領した約210万円程度でしたか、その現金を不納欠損処理したということで、裁判で明らかになってございます。

昨年12月4日の元職員の結審のときに、私も傍聴しておりましたが、裁判長から、欠損処理をするということは著しく私腹を肥やし、卑劣な手法であるということを断罪されております。何回も私、議会だとか議員協議会通じて申し上げているのですが、不納欠損処理というのは、税の平等さを保つために税法上、どうしても必要な部分でございます。これはどうしても税金を払えない、体を悪くされたとか、いろいろな要素がございまして、その地方公共団体、ここで言いますと、本別町役場のトップである町長が決裁した時点で、不納欠損という処理が完結するというところでございます。それを犯罪に使ったということでございますから、町長、今、御答弁されておりましたように2回も処分をされた。それは理解しておりますけれども、業務上横領に対しては、まだ札幌高裁で結審はしておりませんが、釧路地裁では一応の3年6カ月という実刑判決が出ております。その辺の考え方を再度伺うものでございます。

ほかに何か細かいことも含めてありますけれども、さきの札幌での控訴審というのですか、元職員の控訴審の中で、元職員が270万円程度のお金を町に戻したというような報道がございました。私もその部分については傍聴しておりませんが、報道等しか理解はしておりませんが、町に戻ってきたということであれば、これは私どもも正式にまだ聞いておりませんが、きょう傍聴の方もおられますので、町民の方々にもきちっとした内容をお知らせするべきでないかということで、この辺も答弁を求めるものでございます。

それと、先ほど町長のほうからも答弁ありました。先月の2月7日に体育館で報告会がございました。この中でさまざまな御質問が出ております。不納欠損、これについては今申したとおりでございますけれども、これについての町民の方から御質問があります。不納欠損の全税別の件数、額等々について、お知らせいただけないかということでございましたのですが、それはなるべく早くということで、御答弁いただいているところでございますが、あれから1カ月が過ぎてございますので、どの程度作業が進んでいるのか、この後どのように進めていくのか、その辺を再度伺うものでございます。

それから、12月の定例会で私のほうからも質問させていただいて、御答弁いただいておりますけれども、2月いっぱいだったと思いますけれども、税金の相談窓口を設けるということで、もう3月ですから1カ月は過ぎておりますけれども、細かい内容まで当然聞くわけにはいきませんが、お聞きするわけにはいきませんが、

も、その相談窓口にどのぐらいの人数の方がお見えになって相談をしていったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは裁判が終わらないとわからないことかもしれませんが、平成28年の10月に捜査当局からほとんどの6課、7課にまたがりですか、書類を任意で押収されております。次の年の29年5月に逮捕時点で、これは捜査上ということで、また、新たに追加で書類が警察当局、捜査当局に押収されているというのが現状でございます。

裁判が終わらないということもあるのかもしれませんが、町民の皆様方の財産を預かる役場として書類がないというのは、著しく障害が出てくる部分があるのではないかという認識していますが、その辺、捜査当局とどういうお話になっているのか、差し支えない範囲の中でお知らせいただきたいと思います。

それから、先月の7日の日に、これも報告会でございますけれども、町長に対しまして、町民の方々から質問が出ておりました。町長も長く町長やっておられますので、相当多くの公職を持っておられると、それはそれで結構なことですが、今回、これだけの案件が地元であるものですから、それに信頼回復に町職員の方々の先頭になって、辞せるものなら辞した中で町長に専念していただいたらどうなのかという意見もあったやに認識してございますけれども、その辺の考え方について、どのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

それと最後でございますけれども、午前中の質問でもさせていただきました。職員の方々のモラルといいますか、コンプライアンスというのですか、横文字で法令遵守ですね、これについては研修を重ねるということでございますけれども、もう少し広報だとか、町民の方々にこういう形でやっているのだとか、いろいろなことをしていないと、信頼回復になかなかならないのではないかと思いますし、今の答弁の中でも町長のほうから、コンプライアンス、法令遵守ということも出ましたので、その辺どのようにお考えになっているか、再度お聞きいたします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、件数、少しありますので、もし答弁漏れがあったら指摘をしていただきたいと思います。

まず、28年度の発覚以来、それぞれいろいろな御質問いただきながら、また、再発防止に向けて取り組んで、職員一丸となって取り組んできましたけれども、その中で特に業務上横領など含めてですが、公判の中でも、それはまだ結審はしてないと言いながらも、被告側が全部認めているということでありますから、それらも含めてしっかりと私どもも判断をしながら、それぞれ私どもも、私も当時、副町長もそうですが、それなりの処分をみずから科して、議会に提案をして議決をいただいていたという結果であります。

また、横領分の金額が、それで返ってきたのかということではありますが、これは報

告させていただきましたけれども、私どもの役場のほうに返ってきているのではなくて、私どもが委託している弁護士の方に、被告の弁護士からその分を受けていると、こういうことでありますから、町に受けている部分については、まだ、受け取りということになっておりませんので、ここもそのように御理解いただきたいなと思っています。

また、それぞれ2月7日の説明会の中では、いろいろな御意見いただきました。また、その中で特に不納欠損の部分について、しっかり説明を、教えてほしいという意見も数件出ましたので、これは大住議員からも最後に質問ありましたけれども、なるべく早い時期に不納欠損についての仕組みだとか、それらの現状も含めて、それぞれ広報を通じてまた報告するということでありますが、今、担当のほうからまた答弁をさせていただきますが、今、税の納付期限も含めて大変多忙を極める中でも、それらを含めて精査をしながら、その報告に向かって整理をしているところでもありますから、もう少しお時間をいただきたいなというふうに思っています。

また、相談窓口の関係も含めて、これは今、書類が警察の方に行っている部分に支障がないのかということでもあります、これも担当のほうから答弁させていただきますと思います。

そしてまた、モラル、コンプライアンスについては本当に何度も言われてきていますけれども、これらも含めてその取り組み状況などは、広報も通じてそれぞれ町民の皆さん方にも発表させていただいていますけれども、さらにまたこの中でも、これは1回や1年だけでなく、これからも続けて本当に基本的なこの部分については、当たり前としてこれは絶対二度とあってはならないことですから、このこと含めて、そういう法令遵守だとか、心構えだとか含めて、全部しっかりと取り組んでいきたい。また、そのことによって、しっかりとした信頼回復をしていきたいなというふうに思っています。

また、いろいろな公職ということでもあります、私どもがそれほど公職が多くということではありませんから、それぞれ帯広に出かけることはちょこちょこありますけれども、それも本町の事業と関連のある事業でありますから、その辺は逆にそういうことも広く活動する中で、本町の行政の推進にさらに幅広く努めていくと。また、そういういろいろな情報だとか何かも含めても、それはしっかりとまちづくりに活かしていくと、こういうことでありますので、その辺もぜひ御理解いただきたいと思っています。

あと、今、数点にわたっては職員の担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） それでは、私のほうから3点について御答弁させていただきます。

1点目は、報告会の際に不納欠損の件数、額について、広報などで町民の皆さん

に知らせることはできないのかということで、これは決算審査特別委員会、議会の中で認定されて、数字も出している部分で、これは当然公表はできますよということで、現在、作業中でございますけれども、どうしても言葉が税金の用語、税務の用語が出てしまいますので、それをどうわかりやすくするかということで、ちょっと難儀しているところなのですけれども、できるだけ本当に早い時期に広報に掲載させていただきたいと思っております。できれば5月号に掲載できればと考えております。

それから、2月の1カ月間の納税相談の状況はどうだったかということですが、この1カ月間、1名の方が来られました。その方は、領収書が実は持っていなくて、いろいろ話をされて帰ったのですけれども、その中で納税相談等々もしながら、領収書がないのでどうしても話が進まないということで、そのような状況で1名の方が来られております。

それから、書類の関係ですけれども、警察のほうに2月に町民相談、税務相談をやるので書類がないと困るのですということで、以前から話はしてあったのですけれども、この書類は、この時点で札幌の地検の所有物になっていまして、警察署のほうでいろいろ取り合っていて、必要なものは一時貸し出しという形でいいでしょうということで、当然、書類も一時貸し出しということで、必要な部分だけは一時貸し出しをしていただいております。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 担当課長からも説明がありました。ちょっと順番逆になるかもしれませんが、押収されている書類については、必要があれば借りられるというのもおかしな表現かもしれませんが、町民の皆さんから相談があった書類等々については、業務に支障のない形でできるという解釈でよろしいのかと、いうことですね、それはまた後で御返事いただければと思います。

それから、相談は1名の方だったということですが、これは、その月だけでなく、これからも必要な部分も出てくるかも知れませんが、日ごろの業務の中でやはり町民の皆さんでいろいろ困っていること等々、年金の目減りだとか、いろいろな社会情勢等々で弱い立場の方々が、なかなか大変な部分でございますので、それは納税だけでなくやっぱり幅広く町民の皆さんに耳を傾けるというのは大事なことでないかと思っておりますので、その辺も再度お聞かせいただきたいということでもあります。

不納欠損の広報等でお知らせする分、私は、4月1日号ぐらいに出てくるのかなと思っておったのですが、5月号ぐらいでということで、今、課長のほうからかみ砕いて専門用語的なものもわかりやすくということでございますから、それは基本的な考え方で、そのとおりでよろしいのではないかなと思っておりますので、その辺、5月1日にどうしてもということではなくて、何かあれば延びるのは仕方ないと思っておりますし、告知板の5月15日の告知板でも知らせられる範囲は知らせられると思っておりますので、それ

は前向きといいますか、前向きに善処していただければと思っております。

それと、前段で質問させていただいたことをごさいますけれども、町に戻ってきたという270万円程度ですか、これは町長の今の御答弁の中で弁護士が預かっているというのはちょっと、今、傍聴に来ている方々もなかなか理解できないのではないかなと思うのですね。これは担当課長のほうから、私が指名するというわけにいかないのですけれども、細かく説明していただければいいのかなと思います。

それと、町長の処分の問題でございますけれども、昨年もお話させていただきました。それで前段でかみ砕いて、私のほうからお話させていただいたつもりでございすけれども、町長の2回の処分については不適切な部分で1回、2回目については昨年になりますか、一昨年、昨年と同じ6月定例会でやってございすけれども、その部分については、地方税法違反と加重収賄、ですから情報漏らした部分と収賄でお金をもらった部分の逮捕、起訴についての時系列と言いましたらですよ。時系列で6月定例会ですから、その部分だということでごさいます。それを細かく説明していくと、そうなると思います。

私が先ほど来から言っているのは、三つ目の罪状であります業務上横領、これは税金を横領したということでごさいます。この部分で先ほども言ったように、倫理委員会があつて、現在の担当課長が処分をなされたというような認識でございすけれども、それであれば、ここにも副町長としておられますけれども、当時の課長だった人間については課長としての処分は出さない、我々が議案審査していただく条例改正ということで御答弁いただきました。

町長御自身の処分について、当時の担当課長なり、退職した人も1人はいるようでごさいますけれども、その担当なりに処分を出しておいて、当時から町長をやっている現在も町長ですけれども、その不納欠損という最高高度な政治判断、行政判断をした処分がないというのは、これは誰が考えてもいかななものかと思ひます。

町長の処分については、私どもの議会に提案されて、私どもで内容を審査といひますか、論議させていただいて、可否をさせていただくということになろうと思ひますけれども、この部分について町長のお考えというのはなかなか見えてこないのです。先ほど来から言っているように、私は2回したのだというふうにしかな聞こえなかったものですから、今の担当課長の部分については倫理委員会できのう、12日に云々というお話もありました。副町長については、当時の課長だったので、それについては議会に条例提案をしたいというような先ほどの話でした。御自身の話については、1回目がこうだった、2回目がこうだったというお話は聞いたのですが、業務上横領、不納欠損処理をしたということについてのお話は何らないものですから、その辺はどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それと、町民の皆さんへの報告でございすけれども、町長は常に私ども議員協議会のときもそうでございすけれども、細かく丁寧というお言葉をお使いになって

ございます。そういうことであれば、やはりここは先月の2月7日にも皆さんから言われているように、折に触れて町民の皆さんのところに入って行って、議会のほうにも説明をしていただくのが、私どもも町民の皆さんから負託を受けている身でございますから、それは私どもにも細かくといいますか、丁寧な説明があつてしかるべきだと思いますけれども、その何点かについて再度、答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 私のまず処分の関係でありますけれども、罪状が出てから処分をするということでは決してありませんので、最初に、このようなあり得ないような不祥事が出てきたということで、みずから処分を御提案させていただきました。その後は、先ほど言いましたけれども、任期が去年の9月でしたから、それまでに、まだ判決は最終出ていませんけれども、そのときには収賄も全部ありました。

それと、この不納欠損についても、やり方についても、それぞれ何度かお話させていただきましたけれども、5年の中で見ますと、不納欠損だけで500件を超えるぐらいの不納欠損が出てくるのですね。その中で、それを私どもが最終的に決裁をするのですが、その中でも何度か不納欠損の内容を見て、まだまだ町に在住する人たちがこれまだ何というのですか、交渉の余地というか、説明なり、徴収の余地があるだろうと。こういうことも含めて、不納欠損に関したことがありますけれども、現場からこれだけ上がってきて、それをまた巧みに利用されてやったというものについては、本当にそのものについてはまことに申しわけないことだけれども、そこまでは私どもが発見できなかったということはあります。

それら含めて、任期もあるということも含めて、その一連の加重収賄も含めて、その責任の処し方として昨年6月に時期は早かったかもしれませんが、そこで処分をさせていただきました。その後、去年の12月に質問いただきましたように、また、専門家を含めてこれら一連の事件含めてお話させていただいたときに、それはしっかりと、そのものについては責任というものを明確にして議会の議決もいただいて、さらにまた任期満了で新しく選挙があつて、それでまた一つのけじめとして新しくやるということでもありますから、そのものについては、責任の処し方については、それでこれは理解をしていただくということではないかと。このようなアドバイスもいただきましたし、私どももそれは何回も言いますけれども、元職員が逮捕、起訴されたということを含めて、これは今までにない重大なことですから、罪状の中身を含めて任期の中でしっかりと責任を明確にするということで、2度にわたつてのみずからの処分を提案させていただいたということでもありますので、この辺については、そのように理解をいただきたいなと思っています。

その後、細かく丁寧に説明するということが、それぞれ先日、先月を含めて町民の説明会もいろいろ国保から含めてありますから、そのときにも話をさせていただいていますから、それぞれ必要なところというのですか、そういう説明のできる場所

では、その内容も現状も含めて説明させていただいていますので、それはこれからそのものについては、しっかり対応させていただきたいなというふうに思います。

そのほか質問いただきましたことについては、担当のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 最初のほうの御質問で、押収書類は支障がないから返してもらえたのかというような御質問かと思えますけれども、これについては警察が決めるわけでもなく、検察庁のほうで判断しますので、どのように捉えたかはわかりませんけれども、こちらからのお願いを聞いていただけたというような形になっております。

それから、日ごろから納税相談、これからもずっとしっかりやってくれというような話だと思えますけれども、これについて滞納されている方ですとか、やっぱり生活大変な方も来られますから、そういう方につきましてはケアセンターですとか、社会福祉協議会、こちらのほうにつないでいろいろ連絡とって、対応しているところでございますので御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） それでは、私のほうから3月6日に行われました札幌高裁の控訴審の中で、被告人側の弁護士のほうからありました、町から横領した現金と遅延損害金、約270万円を全額弁償したというところについて、経過を含めて御説明をさせていただきたいと思えます。

先月の2月26日になりますが、被告人側の弁護士のほうから、今回の被害額について弁済の用意ができたので、返済方法等相談をしたいという電話が町のほうにございました。町といたしましては、今回の被害弁済に関しましては、札幌にございます佐々木総合法律事務所に委任をしておりますので、佐々木総合法律事務所のほうと協議をしてほしい旨、返事をしたところでございます。

この関係につきましては、まだ、全体の被害額が確定をしておりませんし、被害額の確定に当たっては、町監査委員によります賠償命令が必要だということもございましたので、そのように被告人側の弁護士に伝えたところでございます。

同日なのですが、町が委任をしております弁護士、佐々木総合法律事務所の山田弁護士より、相手方に返済の意思があるので、立件された被害額に基づいた額を試算してほしいという依頼がございました。現時点で想定される被害額ですけれども、立件されている部分225万1,400円、それと、それにかかります遅延損害金、これは民法で定めます、年5パーセントで試算をしております。それが57万2,476円、合計で282万3,876円になります。ただ、新聞報道では270万円とございましたけれども、この辺は約ですので、刑事事件分を220万円、遅延損害金を50万円

という計算をして270万円なのかなというふうにとらえております。

町といたしましては、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、弁済されたからといって安易な示談はできないだろうということと、全体の被害額がまだ確定をしていない中での弁償でございますので、捉え方としては一部弁済という捉え方をいたしました。損害額の確定には、先ほど言いましたように、監査委員の賠償命令そういったものが必要ですし、示談をするには、当然、議会の議決も必要となってきますので、そういったことを整理してきたところでございます。

私どものほうから、委任弁護士の佐々木総合法律事務所山田弁護士のほうに、被害額の弁済がされるのであれば、一時的に佐々木総合法律事務所のほうで、弁護士預かりということにさせていただきたいということをお願いをしてきたところですよ。

この件につきましては、弁護士事務所のほうの了解もいただきまして、今現在も一時預かりをしていただいております。今後の関係もあるのですけれども、先ほども言いましたとおり、まだ、被害額としての確定ができていない部分と、あと今回の横領の中に町、道民税がございます。町、道民税ですから、町民税と道民税が一緒になっておりますので、その振り分けですとか、そういった件もありまして、北海道との協議も必要になってきますので、そういったことも含めて今現在、まだ佐々木総合法律事務所のほうにお預かりをいただいているということになります。

ですから、新聞報道にありましてとおりの、被告人側からは、先ほどお話ししました金額については、弁済という形でされておりますけれども、まだ、町のほうでは正式に受け取ってはいないということで御理解いただければと思います。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 担当課長から細かく説明いただきました。

重要なことだと思います。私ども議会としても、報告は前段で受けてございます。ただ、今みたいにかみ砕いた中で、報告を受けてなかった部分は確かにございます。

それと、きょう傍聴に来ている町民の方々も多数おられますけれども、初めて聞く人がほとんどでないかと思えます。町長が、日ごろからおっしゃる細かく丁寧にということから、かけ離れた現状でないかなというふうに私は認識してございますので、きょう来られた方々はもちろんでございますけれども、来られなかった方々、議会でこういうことを発してなかったら出てこなかったことも含めて、町のほうからきちっとした形で、広報等もございますので、その手法は幾らでもあると思えます。それをきちっとお話ししていくのが筋であって、それをどのように考えているかということでございます。

それと、先ほど来から町長とお話ししています、御自身の処分の問題でございます。昨年の12月も私同じことを申し上げたと思えますが、昨年の12月と今、著しく違うのは、先ほど来から言っているように、きのうの倫理委員会で担当の課長に処分を出したと、それは職員の管理、監督の部分ですね。町長がおっしゃっている2回やっ

たからいいとは言っていないけれども、逮捕されたから、犯罪の三つ目だからやるのではなくて、専門家とも相談したいというような趣旨でおっしゃっていると思いますけれども、町民の皆さんから、我々から見たらちょっとかけ離れている部分が、その部分についてはあるのではないかなと思うものですから、専門家と相談して処分出すなら出すということで、きちっとおっしゃっていただければいいのですよ。ただし、担当については処分を出したということで認識しています。それは確認しますけれども、それは出している。副町長のことについても、今定例会が今月の下旬近くまでございますので、その中で出してくるというようなお話でございますから、皆さんの前で、議員みんなの前で町長御自身の部分については、今回は専門家と相談するし、町長のお考えでいけば、今までやっているからいいのだということもあるのかもしれませんが、ただし、担当課長の分は、それは議会として預かりということではないですが、副町長も条例改正については、議論させていただくことが出てくると思います。

ですから、町長の部分についてわかりやすく言うと、今定例会には、これから専門家と相談するというのであれば、出てこないということなのかなというふうに聞いておりましたけれども、その辺を再度お話させていただきたいということと、公職の関係については仕事の関係ということでお話になれば、それは私どもでどうのこうのという立場でございませぬ。ただ、何回も言うようでございませぬけれども、今の課長から説明もありましたように、細かい数字を並べて丁寧に説明していくというのは、町長、毎回おっしゃっていますので、町長御自身としてそういうことも当然必要でないかと思っておりますので、この3点ほどについて再度伺います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 町民の説明については、細かくというのも限度があるのでしょうけれども、その都度の流れも含めて今までもやってきましたし、今、御質問のとおり広報も活用しながら、それはお知らせしなければならないところはしっかりとお知らせしていくと。そしてまだ結審ではないですけれども、おおよそ罪状も全部、本人も認めているということですから、大体そういう方向でいくのかなということも大体見えてきているような状況もありますので、そこはそのものについては、今の返還をするしないのお話も含めて、しっかりと流れも含めて広報等にしっかりと出していきたいなと思って、理解をしてもらえようようにしたいなというふうに思っています。

また、私自身の部分についてですけれども、職員のほうは今、申し上げましたように大体が、結論が見えてきたということもあって、また、これをどのような内容も含めて、倫理委員会にしっかりと諮りながら、また、第三者の御意見も倫理委員会の中身も精査していただきながら、どういう処分が制度、合法的に妥当なのかということも含めて、これは今まで協議してきました。その中で、この管理、監督のあるものについての責任という形の中で、こういう懲戒処分が適当であろうと、こういう結論が

出ましたので、そのことについて私どものほうで、改めて懲戒処分の発令をさせていただきたいということでもあります。

私の部分については、先ほども言いましたように、もしまだ私どもが責任という部分について、まだそういう処分などの余地があるとするなら、専門的な見地からもそれぞれアドバイスいただくということに、それはお約束しておりましたけれども、それはお約束どおり、それぞれ必要な専門家の御意見もいただきました。その結果、この事例ができたからということではなくて、最初に発覚したもの。そしてまた、先ほど言いましたけれども、加重収賄から含めて、それから横領も含めて、これは本人が認める認めないもの以前に、そういうことが逮捕、起訴されているということもありまして、また、任期が迫っているということもありまして、これはみずから、早い段階ですけれども、そういう処分の方向をしっかりと提案させていただいたということでありまして、加えて9月21日任期からまた新しくこの選挙をくぐって、また、新しい体制になった含めて、それはみずからの処分というのは、そこでけじめをつけて、2回の処分を含めて、また選挙も含めてということで、それはそういう判断が妥当ではないですかと、こういうことで私どもアドバイスもいただきましたし、そのことに含めて、あとは一丸となって本当に信頼回復に向けて二度とこのようなことのないように努めていくのが、新しく課せられた私どもの責務だというふうに思いながら、しっかりと提案していくということでもありますので、その点についても御理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 考え方の相違と言えばそれまでですけれども、専門家と相談して云々ということでございます。先ほど来から私がお話させていただいているのは、専門家のお話も当然、町長の立場からすれば必要なことかもしれませんし、将来に向けて云々というのも、これは誰かがかじ取りしなければならないということでございます。

私が先ほど来から言っているのは、一番の先ほども言っています、不納欠損は、町長、数がいっぱいあったというようなお話もされていますけれども、不納欠損処理をするということは、行政のトップである町長が決裁してこういうことになったと。それを当時の担当課長、今、副町長になっている方も含めてですが、今の現職の課長も処分を出すということになれば、当然、その部分では町長も処分があつてしかるべきでないかというのが、私どもの、特に私の考え方で、町民の方々もそういう考えの方は当然多いと思います。

それで、今回、私は単刀直入に聞いているのは、先ほども言ったように、今定例会には、副町長の案件は出すようなお話をしていましたけれども、町長御自身の部分については、27日に控訴審の結審になるかどうかわかりませんが、元職員の2

7日にあるということで聞いてございますので、その辺が終わったときに判断されるのか、その辺、かいつまんで詳しく端的にお答えいただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 職員の処分につきましては、先ほど答弁したとおりでありまして、倫理委員会含めて方向性が出ましたので、ただ、新しく副町長になった部分については、これは職員でありませので、直接懲戒処分ということには該当しないというもありますので、それで本人みずからが律するというので、みずから今議会に自分の部分についての提案をするということでもありますから、そこは私どもが処分するとかということではなくて、本人が自分を律するという意味で条例の提案をさせていただくということでもあります。

私どもについては、先ほどから申し上げていますように、そのことも含めて、それは考え方が違うと言われたらそうかもしれません、私どもは発覚したときから含めて、それぞれまた何度も言いますけれども、最終判断までということになると、私どもの任期が9月22日ですから、それまでにしっかりとそのものについては姿勢を示すという意味で、それは最終的に50パーセントの減額ということで、それぞれ私の責務をそこで果たしていきたいということで、提案させていただきました。

そういうことも含めて、それはこの事象が出た、出てこないのではなくて、この一連の不祥事について、それぞれ2度にわたってみずからの処分という形の中で、それぞれ議会に提案をさせていただいて、議決いただいていたということでもありますから、今後については、よほどまた別なことも出てくれば別ですけれども、この一連のものについては、私、今までのけじめということで御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 町長、何か理解されるつもりがないのか、しないのかわかりませんが、昨年の6月の定例会で50パーセント、1カ月、それは任期があるからとおっしゃいました。確か再三お話ししているのは、昨年の12月もお話しして、それからまた変わってきて、今回、担当の方が処分を出ている。副町長は、今、町長がおっしゃったように、みずから申し出てということでございます。それらを鑑みたときに、町長がおっしゃっている昨年の6月の時とは状況が違うのではないかと、それをおっしゃるのだったら、町長、あれですよ。専門家とお話することなので、全体の裁判がある程度目鼻がついたときに、全体的に考えてというお言葉でないと、みんな納得しないと思いますよ。

去年の6月に出したときには、まだ、三つ目の罪状で逮捕されていない。それから、三つの容疑で裁判があつて、控訴審までやっているという状況ですから、それらを踏まえたときは、昨年の6月とは全然違うということなのです。その辺を御理解いただいた中で御答弁をいただきたいというのと、副町長がみずから申し出たということは、

これは重いことだと思いますので、それらも町長として、副町長が申し出てきたということは、町長もそれなりの考え方があって、しかるべきでないかと思えますけれども、その辺の考え方。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 職員の部分につきましては、理事者側がやって、職員にまだしないのかという話が具体的にありました。それは一定の結果が見えてから、どのような責任というか、それを科せれるのか、これについてまだまだ先を見なければわからないということ含めて、一定の方向性が出るまでということでしょう。それで方向性が見えてきましたので倫理委員会に諮りながら、どのような方向ということでも来ました。

何回も処分するとかどうこうではありませんから、それについては逆に、この職員がまだ適切な処分がないというのはいかななものかと、こういうような意見ももちろんあったわけでありますから、その中で今回の不祥事の一連の結論が見えてきたということ含めて、倫理委員会に諮って、この処分が、懲戒処分を発令したと、こういうことではありますが、ただ、職員には発令できますが、職員でない副町長にはこの発令ができませんので、そのものについては処分でなくて、自分みずから律するという事で、これから条例の提案をさせていただくということでもありますから、その点は御理解をいただきたいと思えますし、私もこれは専門家とも、もちろん相談させていただきました。

結果として、これはもう私が昨年6月のときには最初から横領ですから、容疑がね、それから加重が出てきて、いろいろ出てきましたけれども、そのときには既に加重も収賄も全部出てきましたから、ただ、これが出てきたから、これも出てきたから、まだもう1回もう1回ということでは決して私はないと思えますから、一連の不祥事については何回も申し上げますが、時期は早かったかもしれないですが、あのときにしっかりと判断をするということで、それ2度にわたってのみずからの処分ということで、実施をさせていただいたところでもありますから、これについては全然考え方が違うのではなくて、私どももそういう時系列を含めて、そのような一連のこの結審はしておりませんが、こういう判断の中でみずからの処分をそれぞれ提案させていただいたと、こういうことでもありますので、ここは理解していただきたい。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 予定時間も迫ってきていますので、町長に端的にお聞きします。担当の課長と副町長の話はわかりました。これだけの傍聴の方もいますので、町長のお話になっているみずからの処分について、最終的な裁判の結果、何回もお話今までされていますけれども、それに近いことはされていますけれども、それが出てきた段階で全体を網羅した中で、当然、専門家の方と相談するのでしょうかけれども、そ

のときにみずからの処分を科するという考えがあるのかないのか。

町長の御答弁聞いていますと、あるのだからないのだからよくわからない部分も出てきましたので、その辺だけ再度お聞きします。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） あるのだからないのだからわからないではなくて、それはもちろん相談もします。これは議会で答弁していますから、します。その結果として、今、申し上げたように2回にわたっての判断と、そしてさらにまた任期満了で、新しくなっているということも含めて、それははじめがついただろうと、こういうことの判断でありますから、私どももそのことも参考にさせていただきながら、それはそういう判断ですから、私はそこではじめをつけることであります。

ただ、職員のものについては、職員がやっているのに何で町長がやらないのだということでもありますから、それは私がやるとかやらないでなく、職員は当初からのお話のように、全体像が見えてきたときに初めて職員として管理、監督責任者としての立場がどうなのかということ、これは判断をするということ、その判断について方向性が見えてきましたので、それは倫理委員会ということにしっかりかけて、また、倫理委員会だけでなく、その第三者の専門家の意見もいただきながら、こういう結論に達したということでもありますので、そこは今、御質問いただいたように、職員と私どもも、それぞれ既にその部分については処分がしっかり科されて、そのものについての責任は私どもは果たしてきていると、こういうことで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ちょっとかみ合いませんが、町長おっしゃっているのは、昨年は任期があるので、任期が迫ってきたので処分を50パーセント、1カ月出したと。ただ、私が申し上げているのは、それはそれとして重いことだと思いますよ。ただし、その後に町長がおっしゃるように何回も犯罪が出てきたから、その都度その都度ということではなくて、裁判も控訴審までして、大体結審までするこの時期まで来ていると。職員の方も処分が出た、副町長もみずから申し出て出てきたと、町長が再三おっしゃっているように、専門家の方と相談をしながら決めていきたいということであれば、私がそれ以上のこと申し上げるつもりもございませんし、それをきちっと述べていただければ何ら問題のないことであって、町長がお話ししているのは、昨年の6月の任期が迫っているというのは、そのときの話で、それで終わったというのであればそれでいいのですけれども、おっしゃっていることであれば、やはり専門家とも相談するということがありますので、おっしゃっていますので、その辺を再度確認させていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 同じことの繰り返しですけれども、専門家とも相談をしました。その結果として、もうけじめはついているだろうと、こういうことで、もうこのことについてはそういう判断をしていただくと、こういうことであります。

○4番（大住啓一君） 終わります。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 7時12分 休憩

午後 7時20分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 議長の許可をいただきましたので、通告をしております1問につきまして質問をさせていただきます。

先送りする地域密着型特別養護老人ホームの建設についてであります。

この件につきましては、昨年3月定例議会でも一般質問をしたところですが、今回、地域密着型特別養護老人ホームの建設が、さらにおくれることが知らされましたので、再度質問をすることにいたしました。

平成27年6月に策定されました、本別町特別養護老人ホーム、養護老人ホームのあり方に関する基本構想に基づいて、町内2カ所に地域密着型特別養護老人ホームの建設を計画、1カ所目20床については、清流町の現小規模多機能型居宅介護事業所に併設し、平成29年度には、社会福祉協議会が運営開始を予定しておりました。しかし、介護職員の確保が難しいことから先送りされてきましたが、今回、第7期銀河福祉タウン計画、これは平成30年から32年までの3年間ではありますが、これには第8期以降として平成32年度に工事を着工し、33年度に供用開始する構想が示されております。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず、1点目に地域密着型特別養護老人ホームの建設が、当初の計画より大幅におくれ、供用開始が平成33年度となることが示されております。大幅におくれることになった経緯や、おくれることによる影響はないのかについて、また、供用開始が平成33年度になっていますが、それがさらにおくれ、平成33年度以降にずれ込んでいくような心配はないのかについて、お伺いをいたします。

2点目としまして、2カ所目については、第8期銀河福祉タウン計画、これは平成33年度以降のことですが、この中で今後の状況を見ながら検討すると示されておりますが、全体的に取り組みがおくれていることから、特にひとり暮らしの高齢者の方や現在、町職員として特別養護老人ホームで働いている方々の関心が高まっていることはもちろんですね、不安を持っている方もおられると聞いております。そこで、今後の見通しや方向性を示すべきと思いますが、町長の考え方についてお伺いをいたし

ます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の先送りをする地域密着型特別養護老人ホームの建設についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

平成27年6月策定の本別町特別養護老人ホーム、また、養護老人ホームのあり方に関する基本構想につきまして、1カ所目は第1期の整備計画として、清流町の小規模多機能型居宅介護事業所清流の里と、高齢者住宅清流ハウス8に、社会福祉協議会を運営主体とします地域密着型の特別養護老人ホーム20床ですが、これを併設して、平成29年度の供用開始を目指してまいりました。

1点目の御質問にある経緯については、昨年3月の議員協議会及び今御質問にありましたように、昨年3月の議会で小笠原議員からの一般質問の中で、深刻な介護人材の不足によって、当初の計画であった平成29年度の供用開始を見送ることについて説明をさせていただいたところです。

この間、平成30年度からスタートする第7期の銀河福祉タウン計画の施設整備の方向性について、社会福祉協議会と協議を重ねました結果、地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、33年度の供用開始を目指すとの意向が示されたところでありまして、この判断に至った経緯としましては、町が進めております総合的な介護人材確保対策のうち、平成28年度に創設いたしました介護従事者就業支援等の補助の後押しがありまして、平成30年度には4名の介護職員を新規採用することができました。その中で支援事業補助金のほかに、福祉セミナーも実施をしていることもありまして、総合的な介護人材確保対策を町が継続的に実施することで、平成33年度の供用開始に向けて、介護職員の確保を計画的に実施することができる見通しが立ったということで、私どもはそれぞれ協議の中でお話をいただいております。

社会福祉協議会といたしましては、今後も介護職員の確保を最優先課題として、新規の採用に向けてのパンフレットの作成や介護福祉士の養成校の訪問、さらに範囲を広げて行いまして、平成33年度の開設までに、毎年4名程度の介護職員を確保していきたいとお話をいただいているところでもあります。

町は、社会福祉協議会の方針決定を受けまして、施設整備の方向性と整備年次については、健康長寿まちづくり会議において十分な検討をいただきましたところ、町広報紙2月1日号への掲載と意見募集、2月14日から16日まで町内3地区で開催いたしました町民説明会において説明を行い、また、2月28日に開催した第4回の健康長寿まちづくり会議で、第7期の銀河福祉タウン計画の最終審議をいただき、施設整備の方向性と整備年次について了承をいただき、さきの議員協議会の中でも考え方をお示しさせていただいたところでもあります。

次に、施設整備がおくれることの影響についてですが、今回の地域密着型特別養護老人ホームの建てかえは、現在、本町にあります特別養護老人ホーム50床のうちの

20床を地域密着型の小規模特別養護老人ホームに移行するものでありまして、町全体の特別養護老人ホームのベッド数が変わるわけではありませんが、建てかえがおくれることで、御利用を希望されている方の不利益にならないことに努めていきたいというふうに思っています。

また、今後の供用開始がおくれる可能性についてですが、現段階においては、社会福祉協議会の意向を尊重して、介護人材の確保に取り組んでいただくことを重要な第一だというふうに考えておりますので、町といたしましても総合的な介護人材の確保とその対策と推進に向けて、介護職員向けの住宅の確保など、新たな取り組みの検討や実施など、十分な連携を図りながら取り進めていくということであります。

2点目の御質問の2カ所目の整備の方向性についてですが、第7期の銀河福祉タウン計画でもお示しをさせていただきました。今後の要介護認定者やサービスの利用状況を見きわめながら、施設整備の規模だとか、場所、また、整備年次について考え方をお示しをしたいと考えております。

また、2カ所目の運営主体につきましては、昨年3月議会での小笠原議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、町が直接施設の運営を行い、職員を雇用していますことから、これまで培ってきた技術や経験を十分に発揮できるような施設運営が重要であるというふうに捉えておりますので、私といたしましても町直営による運営が望ましいと考えていますので、町民の皆様や本別の健康長寿まちづくり会議を初め各団体、町議会からも御意見もちょうだいしながら、スピード感を持ちながら引き続き慎重に検討を進めていきたいと考えています。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長のほうから、おくれることによる影響はどうかということをお尋ねしましたら、全くないということはないだろうと、しかし、利用を希望している方々に不利益を起ささないような対応をしていきたいというお話だったと思います。

この間、私も質問に立たせていただくということから、少しいろいろな確度の方のお話を若干ですけれども、集約させていただいたときに、去年もことしもそれなりにといいますか、町内の施設の中への希望が持たれない、それが全てとは言いませんけれども、いろいろな条件もおありですから、それが全てというふうには捉えることはできませんが、町内の施設の整備がおくれていることによって、町外へ出て行かれています方もいらっしゃるというふうに聞いております。

それは、整備がおくれることによる影響の一つではないかなというふうに、私は捉えているところでもあります。それらを1カ所目については社協で担っていただくと、2カ所目については、今、町長のほうから直営でやることを考えていくのだというお話だったと思うのですが、直営でやるとすれば、1カ所目が平成33年度の供用開始

ですから、まだ3年ありますよね。さらに、先日の説明の中では、今後の状況を見ながら、今後の状況というのは恐らく人材ということもありますけれども、人の動向なども見ながら検討していくというふうに、私は捉えさせていただいているのですね。

それは、私の側から言いますと、時間をかけて整備することを先へ送っていけば、町外へ流出をしていく方もふえるというふうに捉えますので、そうしますと、整備する例えば何十床という床数が、減らすところにもつながっていくのではないかなというふうに思ったりもするところでもあります。1カ所目は、社協にお願いをするということで、昨年、質問させていただいたときには、3人の方の人材の確保ができていたというふうにお話があったと思うのですが、それと今回4人の確保が決まっているということですから、合わせますと7人の確保ができたというふうに捉えていいのかどうか、その辺のところもちょっとお伺いしたいと思います。

それと、2点目でお伺いをしております2カ所目を先ほどのお話ですと、直営でやるということですが、直営でやるとなると、1カ所目は社協にお願いをしているわけですから、それはそれとして2カ所目の整備を考えることを早めていく必要があるのではないかなと思うのですね。というのは、一つにはもちろん入りたいと思っている方のニーズに応じていくということにも立たなければいけませんし、それから私は今回特に職員の方々が、自分の将来はどうなるかというようなことを考えている方が、結構おられるということが、深刻だということがちょっとわかってきました。

それで少し体調を崩されたりしている方もいるというふうに聞いておりますので、そういう皆さん方に一刻も早くこういう形で、皆さんの力をおかりしながらやるのだということを表明するということは、大切ではないかと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、本別全体の中で老健を含めて、老健は80床ですね。御案内のとおりですから、特養が50床あって、また、そのほかにグループホームもありますし、さらに養護もありますよね、清流ハウス8もできました。今、仙美里に7室の高齢者ハウスも建設中だということでもありますから、トータルしていくと、かなり本町のそういう施設についてはベッド数が多くて、本当に満度に入ったら介護保険料がかなりまた、というようなこともいろいろあるのですけれども、それでもまだ希望する人が、それと町外に行くという人も、もちろんいますよね。

それらを含めて、今、病院の中に病院と地域の連携室というのを新しく立ち上げて、そして退院した方の後の居場所というのですか、そういうこと含めていろいろ福祉現場と病院とが連携して、それぞれ町外に行かなくても済むようなそういう細かい連携をして、ここに住み続けていただくと、そういうようなものをつくりながら、新年度から実施をしていきたいと、こういうことにしております。

また、そういう中では、2カ所目を早く考えなければならないのではないかと
ことですが、それはそれぞれ計画の中で、この地域密着型を選びながら、そしてや
ぱり本別町の住民の皆さんが先行して入居ができるということを含めて、地域密着
型にしていくということでありますから、その担い手として社会福祉協議会が、その
運営も含めてトータルで、デイケアもデイサービスもヘルプもセットで、しっかりと
運営していただくということでありますから、この辺はそのことをしっかりと計画の
とおりに、多少ずれていますけれども、そこをまた信頼というのですか、人材を確保し
ながら、その計画の先延ばした部分についてもしっかりと運営できるように、これは私
どもも、もちろん支援をさせていただきますが、応援させていただければというふう
に思っています。

その後質問いただきました。この後のこともそうですけれども、私も前回の第6
期の福祉タウン計画の中でも、これは健康長寿まちづくり会議や何かでも多く議論を
いただきましたけれども、この場所についてそれぞれ候補地も出していただきながら、
住民説明もしてきましたけれども、やはり私は一環としてこの2カ所目は、これは間
違いなく直営でいくということで、職員の皆さんには言っています。それで今、小笠
原議員の御質問に、ひょっとした自分たちがどうなるのだろうかという不安の方もた
くさんいましたけれども、それは間違いなく今いる職員の皆さんが、本当に現場で支
えていただける人がいなければ、本別の介護は成り立ちませんので、全部それぞれ直
営も、そしてまた民間もそれぞれグループホームみんな含めて、オール本別でみんな
支えていただくと。このことについては明確にお話をさせていただきますので、その
ことについては、その方向性でしっかりと取り進めていきたいなというふうに思っ
ています。

なかなか進まないこともあります。昨年とことしを含めてですが、実は一昨年ま
では新しく入ってくる人もいたのですが、離職する人も若干多かったということであ
りまして、トータルでは非常に厳しい運営を強いられているということになりました。
それで、本年度は離職はなしで新しく採用する。今のいる職員の方も社会福祉協議会
によると、ずっと、例えば定年後もこの場でしっかりと働いていくというお話もいた
だいているところでありますので、それであれば新しく採用いただいた分の担い手
の方が、その分、人数としても人員としてもふえていくということでありますので、
それを含めてしっかりと対応がしていただけるものと思います。

万が一のことがあったら、町もそれはこれだけの人材がいるわけですから、そこ
も含めてしっかりと間違いのないように、今後はこの計画に沿って確実に実施でき
るように、これは私どももしっかりと対応させていただきたいと、そういうことであ
ります。

以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 町長のお話を伺っていると、将来、頑張っただけの

で、明るいのかなというふうに思いたいところもありますけれども、しかし、いろいろなデータを積み上げた資料を見せていただくと、2015年に7,561人の人口だった本別町の人口が、2045年には3,825人になるという推計をしているのですね、この間のデータを見ますと。そうすると、当然、高齢者の数も減っていきまじ、そうなってくると、そんな大がかりな施設をそこに近い段階のところになってからつくるといことは、ちょっと不可能になるのではないかなというふうに思うのですね。ですから、そこら辺のところを踏まえながら、もう少し、この町で最後を迎えたいと思っている皆さんが、希望の持てるような方向性をできるだけ早く示す必要があるというふうに私は思っております。

それで、先ほど来から2カ所目については直営でいくと、直営となる時に施設を新しくするのか、それから既存のものを利用していきのかということもあると思うのですね。私は、今、先ほども質問の中で申し上げましたけれども、形として今すぐではなくて、状況を見ながら判断をしていくということが示されているところが、私はとても気がかりなところなのですが、その状況を見ながらですと、それが本当は正しいのかもしれませんが、今の段階で少し具体的なことが示されないと、高齢になっていく私たちも不安でありますし、それから働いている方も不安を持たれるというのは、当然のことではないかなというふうに思いますので、2カ所目については新設でいくのか、それとも今までの施設を利用していき、そういう方向に行くのかということが、まだ決定していないと言われれば、それまでですけども、大体の目安といいますか、そういうものというのは今現時点ではないのでしょうか。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 前後するかもしれませんが、施設の部分については、2カ所目については新設をしなければ、今のやつも何回も大規模改修だとか改修やっていますから、昭和54年からですから、もうほとんど耐用年数が来ているということもありますから、それは今の時代というか、これからの施設のあり方についても大幅に変えるということもありますから、それは新しくこれからの合った施設にしていくべきだというふうに思いますし、今の建物を利用してやると、逆にお金がかかりすぎるというようなことももちろん出てきますので、それは新しくしたからといって、今のいろいろなRCコンクリでどうのこうのというだけの建築費が高いたけではなくて、別な工法もありますから、そういう方向でしっかり新築しながら、新しいこの施設の中で対応していくと。それももちろん直営の中で、しっかり対応していくということですから、それは何度も言いましたけれども、今、本別の施設含めて全部が今のままでいくということはなかなか難しいです。今のままでいくということは、直営でいくというのは難しいのですね。

それで、人口規模も財政規模もいろいろありますから、そのときに後から困らないように、今のうちから本別町のいる、それぞれ今頑張っている事業所だと

か、社会福祉協議会だとか、オール本別でという言葉を使いますけれども、そういう人たちに本当に力をかりて、これからの支えとして、また、皆さんでお力をかりながら本別の介護体制をつくっていくと、こういう考え方でおりますので、それにはうちの職員ももちろん全員入っていますから、そういう体制の中で使わせていただければと思っています。

例を言うと、アメニティーの80床が今のままでいいのか、それとも違う形態にして効率よく、また、その財政的にも困らないような方式も、そういう介護の連携も、施設間の連携も含めて体制を組んでいかなければなりません、そういう意味では状況、様子を見ながらというのは、そういう全体の規模の計画も勘案しながら、これからどういう方向で本町全体の銀河福祉タウン計画が進んでいくかということも、十分に検証していかなければならないと私も思っています。

その数字上では、ことしあたりが高齢者というか、そのピークにはなりますけれども、これから下がっていくということで、45年になれば、たしか5,300人ぐらいの人口という推計も出ていますけれども、そこを少しでも人口減に歯どめをかけながら、安心して暮らしていただけるようなそういう福祉政策をとっていくということは、私どものそれは願いでもありますし、そのことについてしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、また、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 昨年、同じことについて質問させていただきましたときには、職員の皆さん方に説明をするべきでないかというときに、町長は、施設長を通じて職員にはそういう話をしているというお話だったと思うのですが、今回、この質問するに当たってちょっと伺いましたところ、私が感じるには、少しその情報の提供が職員の皆さん方に、足りていないのではないかなというふうに私は感じる場所があったのですね。

今、町長は、丁寧に御説明をくださいましたけれども、そういうような形で町長みずから本当に介護職員の方が全国的に不足している中で、この町で一生懸命働いていただく、この町を背負って立っていただくような方々に対する説明をすることによって、期待をされているのだな、ぜひ頑張っていかなければならないというところに、私は立っていただけるような気がするのですね。ですから、毎度毎度ということでもなくていいと思うのですね。方向性が決まったということですので、それらを含めて介護職員の方ばかりではなくて、そういう関係の方々に詳しくお話をされることが、本別町から出て行かれる方を防いだり、それからそういう意味からいきますと、高齢者の方もそういうことが目の前に見えてきているのであれば、できる限り本別に残って過ごしていきたいなというところにも立っていただけるのではないかなというふうに思いますけれども、そのことについて町長はいかがでしょう。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今の御質問で、第6期の計画のときに地域密着型やると、自分たち、私たちどうなるのでしょうかという本当に率直な不安があったということは、もちろん私どもも承知をしています。それで施設長を通じて、そのような不安が払拭できるようにお話ししていますし、私も今、地域の包括ケアのセミナーなんかで、直接老人ホームの中で職員の皆さんに集まっていたところで、そういう説明もさせていただいていますから、全員が全員、皆聞いていない人もいたかもしれませんが、そういうこともちゃんとやって、直接お話をして、これからの今御質問ありますように、本当に本町で、また一層頑張ってもらいたいというエールも贈りながら、そのことはちゃんと話ししておりますので、何といたっても人がいなければ成り立たない職場ですから、そこは本当に人の一生の尊厳を預かっている大事なところでありますので、特に、そのことは今せつかくここまで、せつかくと言ったら変ですけども、ここまで技術力もそれぞれ意識も含めて本当に高い志の中で、介護現場で頑張っている人たちは、1人も本別から出さないという決意の中でお話させていただいておりますので、そのことはこれからもそれは福祉現場だけでなく医療も含めて、それも町の人材として大事なことはこれからも直接伝えながら、それはこれからも支えていただく、協力させていただいていく、また、元気に担っていただく職員づくりにまた努力していきたいというふうに思います。

以上です。

○7番（小笠原良美君） 終わります。

○議長（方川一郎君） 次、10番阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 議長のお許しをいただいて、日中保留をしていた1問について一般質問を行います。

住宅リフォーム助成制度の再スタート、波及効果はということで伺ってまいります。

新年度より、町内業者を利用して町内の自宅、賃貸住宅、空き家住宅をリフォームする際に、助成する方向を打ち出しています。その狙いや効果、需要の見込みなどについて伺います。

3年間実施した、私は第1期のリフォーム助成制度と言っていますけれども、この本制度は約8,000万円の町財政を支出し、約4億円の総事業費となりました。約5倍の経済効果を生み出すことができました。管内各町村でも同様の取り組みがされていますけれども、私の調べでは、移住、定住も若干含んでいます。1市15町が同様の制度を行っております。住環境の整備によって、定住促進や地域経済振興などにも、この制度はつながっていくものであるというふうに考えています。

そこで再スタートを考えている本制度について、一つ目に、その狙いや効果について、改めてどのように考えているか伺いたいと思います。

二つ目に、前回の制度では、多くの希望者が残っているというふうに思われます。

今回、どの程度の需要を見込んでスタートするのか伺いたいと思います。

三つ目ですが、平成31年度以降の定住対策の一つとして、本制度は継続すべきというふうに考えております。その点についても見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の3問目の質問ですが、住宅リフォーム助成制度の再スタートの波及効果についての質問の答弁をさせていただきます。

平成27年度より3年間で実施してまいりました本制度でありますけれども、本町の持ち家戸数ですが、2,153戸、これは27年度の国勢調査ですけれども、このうちの約2割に当たる435戸に対して8,230万円の助成を行ってきました。町内の26業者が受注をして3億7,328万2,000円の総工事費となり、約5倍の経済効果が出たところであります。

まず、1点目の狙いや効果について、どのように考えているのかの御質問でありますけれども、平成30年度からの制度におきましては、対象者を今までの持ち家を所有する方のみならず、個人の所有の一戸建て住宅を借りている方や空き家バンクに登録している物件を購入、または借りた方などに利用の範囲を拡大して、より多くの立場の方に利用していただけるようにと考えているところであります。

効果につきましては、住宅改修によって住み心地、住環境が向上するということはもちろんですが、住宅の寿命が延びることにより、長く住み続けることが可能になりますし、この事業をやることによって、それではこの建物だけでなく周辺の環境整備だとか、また基盤の条件整備とあって、私どもが把握している以外の波及効果も非常に高いということは、言えるのではないかとこのように思っています。これは住宅の寿命が延びることにより、長く住み続けることが可能となりますので、定住促進の一翼を担うと思うのと考えておまして、あわせて空き家の利活用の促進にもつなげていきたいというふうに考えております。

また、経済効果の面では、助成制度が変わっても今までどおり同様規模の工事費を見込んでおり、期待をするところでありますが、2点目の今回どの程度の需要を見込んでいるかについてですが、前回の制度は3カ年間の事業としてお知らせした中で行ってまいりましたので、期間内に一定の程度の方は、既に申し込まれたものと推測をしておりますが、今回、拡大した借家や空き家の方の申し込み件数は未知数でありますけれども、御質問のとおり、まだまだ需要はあるのではないかと考えておりますし、2,153戸のうちはまだ435戸ですから、これからもまだその需要はきっと多いなというふうに思っております。

3点目ですけれども、平成31年度以降も定住対策の一つとして、本制度は継続すべきについてですけれども、今回もこれまでと同様に、平成32年度までの3カ年の事業として、一応、一区切りとして考えております。その中で、また、それぞれ住民に周知をしながら、より利活用していただくように、その点はPRしていきたいな

と思っています。

以上、住宅リフォーム制度の再スタートと波及効果についての答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 前回の1期目の制度を、こういうことをやったらという提案もさせていただいた中で、その辺では国の何というのですか、地方創生のお金も使えたということで、いわばラッキーなスタートだったかなというふうに思います。

今回は町費からスタートするのかなというふうに想像しているところですし、3年間という今お話だったので、大体2,700万円くらいを考えているのかなというふうに、3年間でね、今回900万円ですから、それくらいの予定なのかなというふうに想像するところですが、経済効果は町が出すお金の数倍に多分なってくるし、もちろん経済的にも重要なことなのですが、前回の制度のときにも言わせていただいたのですが、傷んだ箇所の住宅を改修して、改修するということは、少なくともここに長く住むという決意のあらわれだということで、これは一つ目はもちろん住宅の改修というハードの事業のように思うのですが、一つはやっぱり定住対策、それから今回は賃貸住宅、空き家ということで範囲を広げるわけですから、ひよっとすると移住にもつながってくるのではないかなということを、非常に私自身は期待をしております。

前回の制度は、私、今回調べて15町と帯広市入れて1市15町なのですが、金額的には大体同じ金額なのですね、補助の限度額ね。ただ、移住や何かが絡まると50万円とか100万円とかという金額が入ってきますけれども、基本的には大体同じような金額で、それぞれの町が多分同じような考え方を持って取り組むのだなということで、十勝管内は特にそのことが全道的に見ても、非常に関心が高いのかなという状況です。ですから、そういう意味では、周りがみんなある意味ライバルというか、やはり本別を選んで来ていただくということも含めると、丁寧な説明やスピーディーな対応というのが、これから求められていくと思います。

先ほど、前回の制度で希望者は、網羅できたのではないかなというような見解だったのですが、ことしの申し込みをしますとって1週間から2週間で申し込みが埋まっていることが、3年間続いたというふうに認識しております。そういう点では、前回の制度の中では、まだちょっと申し込んだけれども、間に合わなかったという方もかなりいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

そういう面では、この制度を一刻も早く周知、もちろん予算審議しての話で、それが通ってからの話になりますけれども、そういう体制も必要になってきますし、きめ細やかな対応ということが必要になってくると思います。

予算の説明の資料の中では、今回の10万円の支援をするという中身で、前回の制度では本別町の商品券ということで補助をしていますけれども、今回も同じくそうい

う商品券の補助ではないかなというふうに思いますけれども、その点についても合わせて確認をしたいというふうに思います。

3年間を区切りとして、この制度を進めていくということですが、ぜひ移住や定住対策の一つのメニューとしても、それから昼間お話ししたとおり、ふるさと納税の事業なんかとも絡めながら取り組むよう知らしめていくと、そういう姿勢が必要ではないかなというふうに考えるのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきます。

まず、この制度を利用して、利用するというか、これによって移住、定住ということは本当にどうしようかなと考えているのですけれども、ここで思い切ってリフォームしてということを含めて、かなり効果が出ているなというふうに、いろいろリフォームした方のお話聞くと、特に高齢の方々は、そういう意見が非常に強いなと思っています。

今、商品券の話、先にしますけれども、これは同じくずっと提案いただいたように、商工振興含めて、町内で消費をしていただくということで、それは商品券も一緒にまたずっと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

また、移住、定住につながるということですが、移住、定住に当然つながるのですけれども、このPRも含めてまた新しい制度と言いながらも、本当にできるだけ町民の皆さんにもまたやるよと、こういう制度がまた継続するよというようなこと含めて、しっかりとやらせていただきたいなというふうに思いますし、特に最近、最近というか、全道人口減少含めて担い手を、人材を確保するという意味では非常に企業だとか、また、農業関係のほうからもその要望が出てきています。

例えば、複数戸法人は一つの例ですが、何人か雇用すると、そういう時に住宅のお世話をいただけないでしょうかとか、そういうことも農業関係のみならず林業もそうですし、また建設業の方も、最近では日本だけでなく外国からもその人材を確保するというので、そういう外国の方の住む住宅を確保すると、そういうことでありますし、中には企業の雇用される方が住宅を貸していただければ、一部は自分たちで内部をリフォームすると、そういうようなこともありますから、町の住宅支援策全般見ながらしっかりと取り組んでいくと。それで新築の100万円もまた町外の20万円も、これも合わせて実施していきますし、また、空き家対策、先ほど言いましたけれども、それらも含めて細かく対応して、より住民の皆さんがこの移住、定住含めて、利便性を高めていただけるようなそういう新しい、再スタートの効果をにらみながら進めさせていただければなというふうに思っています。

○10番（阿保静夫君） 終わります。

○議長（方川一郎君） これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆さんに申し上げます。

今回で19回目のナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたってお疲れのところ傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本別町議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導と御協力、御理解をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

あわせて、来月4月18日から3日間、町内6カ所において議会による町民懇談会を開催させていただきますので、お誘い合わせの上、御参加いただきまようお願いを申し上げます。

本日は、傍聴をいただきました皆さん方に厚くお礼を申し上げ、ナイター議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 8時05分）

平成30年本別町議会第1回定例会会議録（第3号）

平成30年3月14日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	議案第16号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2	議案第17号	本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第18号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 4	議案第19号	本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第20号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 6	議案第21号	本別町新規就農者等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第22号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第 8	議案第23号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第24号	本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第25号	本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第26号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12	議案第27号	平成30年度本別町一般会計予算について

○会議に付した事件

日程第 1	議案第16号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2	議案第17号	本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第18号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 4	議案第19号	本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第20号	本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第 6	議案第21号	本別町新規就農者等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第22号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第 8	議案第23号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

日程第 9	議案第 24 号	本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 10	議案第 25 号	本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 11	議案第 26 号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 12	議案第 27 号	平成 30 年度本別町一般会計予算について

○出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	村本信幸君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君
総務課主幹	小坂祐司君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	小出勝栄君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	阿部秀幸君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	村本信幸君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	塚谷直人君
------	-------	--------	-------

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第16号

○議長（方川一郎君） 日程第1 議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、初めに改正の概要について説明をさせていただきます。

本改正案につきましては、本年4月から施行される国保制度の広域化に伴い、国民健康保険の財政主体が市町村から北海道へと移り、北海道全体に係る医療費等の推計経費を北海道が道内市町村に対し所得水準、医療費指数に基づいて計算した額を国民健康保険事業費納付金という形で示し、本町では、合わされて示されます標準保険税率をもとに税率改正を行うものです。

本町の北海道へ納める事業費納付金は3億4,167万5,000円となっております。そのうち、国民健康保険税では2億9,922万2,000円、残り4,245万3,000円は道からの補助金等があてられ納付することとなります。

なお、今回の改正では、課税方式がこれまでの所得割、資産割、均等割、平等割の4方式だったものを資産割を廃止して3方式といたしました。資産割につきましては、1つには国民健康保険制度創設時は、多くの固定資産税の課税客体を有している農林漁業者が多く加入しておりましたけども、近年では年金所得者等低所得者の加入率が高くなり、資産税が課税されている場合、国民健康保険税においても資産割が課税されることから負担が大きくなるといったこと、更には、2つ目には町外で課税されている資産税は本町の国民健康保険税の資産割の対象とならないといったことも指摘されておりました。

それでは、改正の概要について御説明いたします。

国民健康保険税は、ただ今申し上げました通り、所得割、均等割、平等割の3方式とし、それぞれに基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分として税率が定められており、それらの合計額が国民健康保険税として課税されます。

改正の部分ですが、所得割基礎分については6.3パーセントから7.62パーセントに、後期分は1.70パーセントから2.44パーセントに、介護分は0.75パーセントから1.86パーセントとし合計で3.17パーセント増の改正となります。

次に、被保険者一人に対してかかる均等割の基礎分については2万5,200円から2万8,700円に、後期分は6,800円から9,300円に、介護分は7,500円から9,6

00円とし、合計で8,100円増となる改正となります。

世帯にかかる平等割基礎分につきましては2万6,800円から1万9,900円に、後期分は7,200円から6,500円に、介護分は5,500円から5,000円とし、合計で8,100円減の改正となります。

また、7割、5割、2割のいわゆる軽減額につきましても、ただいま申し上げました額にそれぞれの割合を乗じた額となりますので、それぞれ改正をしております。

次に納期ですが、改正により所得の中間層の世帯の課税額が上がるといった傾向があることから、納税環境の整備といたしまして納期を現在の6期から8期に拡大する改正を盛り込んでおります。

なお、本条例案につきましては平成30年4月1日からの施行となります。

それでは、改正条文の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

第1号、基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2号、後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3号、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第3項

中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」及び「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の7.62」に改める。

第4条を削る。

第5条中「25,200円」を「28,700円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第7条の3」を「第7条の2」に、「26,800円」を「19,900円」に改め、同条第2号中「13,400円」を「9,950円」に改め、同条第3号中「20,100円」を「14,925円」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「100分の1.7」を「100分の2.44」に改める。

第7条を削る。

第7条の2中「6,800円」を「9,300円」に改め、同条を第7条とする。

第7条の3第1号中「7,200円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,250円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「4,875円」に改め、同条を第7条の2とする。

第8条中「100分の0.75」を「100分の1.86」に改める。

第9条を削る。

第9条の2中「7,500円」を「9,600円」に改め、同条を第9条とする。

第9条の3中「5,500円」を「5,000円」に改め、同条を第9条の2とする。

第12条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期、7月10日から同月25日まで。第2期、8月10日から同月25日まで。第3期、9月10日から同月25日まで。第4期、10月10日から同月25日まで。第5期、11月10日から同月25日まで。第6期、12月10日から同月25日まで。第7期、1月10日から同月25日まで。第8期、2月10日から同月25日まで。

第21条第1項第1号ア中「17,640円」を「20,090円」に改め、同号イ(ア)中「18,760円」を「13,930円」に改め、同号イ(イ)中「9,380円」を「6,965円」に改め、同号イ(ウ)中「14,070円」を「10,448円」に改め、同号ウ中「4,760円」を「6,510円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「4,550円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「2,275円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「3,413円」に改め、同号オ中「5,250円」を「6,720円」に改め、同号カ中「3,850円」を「3,500円」に改め、同項第2号ア中「12,600円」を「14,350円」に改め、同号イ(ア)中「13,400円」を「9,950円」に改め、同号イ(イ)中「6,700円」を「4,975円」に改め、同号イ(ウ)中「10,050円」を「7,463円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「4,650円」に

改め、同号エ（ア）中「3,600円」を「3,250円」に改め、同号エ（イ）中「1,800円」を「1,625円」に改め、同号エ（ウ）中「2,700円」を「2,438円」に改め、同号オ中「3,750円」を「4,800円」に改め、同号カ中「2,750円」を「2,500円」に改め、同項第3号ア中「5,040円」を「5,740円」に改め、同号イ（ア）中「5,360円」を「3,980円」に改め、同号イ（イ）中「2,680円」を「1,990円」に改め、同号イ（ウ）中「4,020円」を「2,985円」に改め、同号ウ中「1,360円」を「1,860円」に改め、同号エ（ア）中「1,440円」を「1,300円」に改め、同号エ（イ）中「720円」を「650円」に改め、同号エ（ウ）中「1,080円」を「975円」に改め、同号オ中「1,500円」を「1,920円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,000円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、提案内容の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） まず最初に、事前にちょっと説明をいただいているところですが、非常に中身が複雑です。あえてまた同じような質問になるかもしれませんが、伺いたいと思います。まず第1は、今回の改正によって所得の低いほうの部分については保険税が下がるというふうに解釈していいと。それから今、初めにお話があったとおり中間層から上になる方々、主に農家の人なのかもしれませんが、その部分は保険料が上がると。なぜ上がるのかということ、本当に根本的なことで申しわけないのですが、なぜ上がるのかということ、まず伺いたいと思います。

本別はこれまで、私の記憶では確か平成15年位から国保の税額を上げないで今日に至っていたというふうに記憶をしているところです。それから、全道的にも本別の保険税額というのは中間位かなというふうに思っているのですね。非常に高いまちもあるようでしたが、本別は大体中間をずっと維持してきたと。その一番大きな要因は一般会計からの繰り入れだというふうにも言われていますが、町独自の努力が非常に反映された形で、平成何年かからずっと保険税が上がらないで維持されてきたという経過がある中で、今回なぜそういうことかですね、適わないのか、なぜ上がるのか。その本当に根本的な話なのですが、そのことを伺いたいというふうに思います。

それから、ただいまの条例改正の中では、なかなか伺い知れない部分なのですが、道の

ほうに全部国保の關係のいろんな処理が移ると。町としては保険税を集めるのが基本的な役割というふうに解釈しているわけですが、例えば保険者努力支援制度ということも説明を既にいただいているわけですが、保険者努力支援制度というのが、これは財政安定化基金に借入を起こしてですね、国保財政の穴埋めをするようなことも中身としてあるということで、今まで町として、本別の医療費の上がることを抑制する努力が本別町の国保税に基本的に反映していくと、それから一般会計からの繰り入れも当然反映していくという、大きく言えばそういう中身で進んで来たものが、今回のこの条例改正の意味するものは、そういうものが今度反映されにくくなるという中身のように捉えられるのですね。ですから条文の改正だけでなく、その意味するものが、町村の努力や町村の繰り入れというものを、道の側からいろいろ推しはかるというような中身にかわっているように思うのですが、そういうことが反映された条文のように思うのですが、その点について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 御質問の中間層から上は上がるのではないかと、なぜ上がるのかということですが、これは国民健康保険税については上限額がありますし、低所得者層については軽減というものがあります。一番影響を受けやすいのが中間層から上ということで、税率も上がりますので、限度額まで行ってない層についてはどうしても影響が出てしまうということになってきます。

それから一般会計からの繰り入れの話ですが、一般会計については、国からの指導では、国というか北海道からの指導ですが、基本的に法定外の繰り入れは望ましくありませんよ。もし一般会計から繰り入れをするなら、赤字解消計画、2年間位かけての計画になると思いますけども、これを北海道に提出しなさいというようなことになっております。国においては、当初かなり望ましくない望ましくないということでしたけども、だんだん実態もわかってきて、市町村の判断に任せますよ何ていうようなことも言ってきましたけども、基本的にはどちらにしても赤字解消計画を提出しなければなりませんので、考え方はかわっていないと考えています。よって、現段階においては繰り入れの考えは持っていないということでございます。

それから保険者努力支援の關係ですが、これにつきましては本町では特定検診等いろいろ保健活動を行って来ますが、これについてはこれまでと同様、交付金というのがあります。交付金のメニューとしてはかわっておりませんので、町としても持ち出しは出て来ますが、その交付金によってほぼ賄われますので、継続した取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

それと本別の医療費を何ぼ頑張って減額してもというお話ですが、考え方が、今までは市町村単位でしたけども、30年度以降は北海道全体ですので、全ての市町村がそういう意識を持って、保険者努力支援とかそういうようなものに取り組んでいかなければ、今後についても割り当てられる納付金の額というのは所得の高いほうには多く来ますし、

なかなか本町だけで取り組んでもその辺は改善されませんので、北海道単位でそういう保険制度を一生懸命取り組んで、医療費を抑制していくということが大事になってくると思っています。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） さきほど7割、5割の軽減措置も図られるということで、最初に申し上げた通り、所得の低い部分についてはむしろ減額になるという中身だということでもよろしいというふうに思っていますし、そのことについてはいいのかなという部分はあるのですけれども、今最後のほうで答弁いただいたとおり、今までは町村の、例えば本別は健康管理センターを持っていて、そういうところが中心で、いろんな健康相談会とか健康維持の活動とかやってきているし、かなり力を入れてやってきているまちの1つだというふうに思っているのですけれども、そういうようなことが今のお話だと本当に全道で取り組まなければならない、それはそのとおりだと思うのですけれども、やっぱり町村として、取り組みがなかなか保険税に反映されないような仕組みになってきたというふうなところがですね、これから逆に言うと、我がまちだけが頑張っても保険税引き下げにつながらないというようなことになりかねない恐れもあるのかなというふうに思うのですけれども。条例の改正について、範囲を広げた話をしてとは思っていますけれども、そういうことがこういう保険税に全部反映してくるというふうに思うのですよね。ですから、今までのいろんな健康維持や健康相談等の積み上げというのは、引き続きやはり行っていかなければならないことでもあるし、本当の制度の意味は国民医療費の削減だというふうに思うのです。それが病院にかかりづらくするとか、保険税を上げることによって診療を控えるとかという方向ではなくて、真に、例えば国内でいうと長野県はよく挙げられるように、県全体の医療費が下がるようなそういう取り組みをしているわけですが、今度は北海道が主体になるわけですから、町村としても道に対して、全体の医療費を真の意味で下げるようなそういう働きかけも含めてですね、やっていかなければ、中間層以上が今回は引きあがるというような形になってしまうのですけれども、条例改正は1町村でどうこうできるものではないというふうにももちろん思っているわけですが、大きな制度の流れの中で対抗できないというところにすごい歯がゆさを感じるわけなのですけれども、いずれにしてもこの条例改正と合わせてですね、健康維持、真の意味での医療費抑制ですよ、診療抑制ではなくて。そういう取り組みがより一層求められているというふうにも解釈できる条例改正ではないかなと思うのですけれども、同じようなことかもしれませんけど、もう一度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 今回の改正につきましては、全道の市町村の間で保険税率、料率がばらつきがあるので、それを平準化させようというのが一番の狙いだったと思います。例えば、後期高齢者医療のように北海道一律で税率が同じですと公平になるのですけれども、国保の場合については所得の高い低い、あと医療費指数、特に所得の水準が一番納

付金に反映されますので、この辺についてはどうしてもこの一次産業がしっかりしている十勝管内の町村ほとんどの所で納付金額が高くなっているというふうに思います。あと、その医療費の抑制につきましては先ほども申し上げましたとおり、保険者努力支援制度については交付金制度、今までとメニュー変わりませんので、それを活用しながら本町としても取り組んでいきたいと考えております。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） この最終の議案提案されるまでに、私の記憶では3回ほど北海道のほうから担当者集めての会議、2回か3回あったということで、その中でその度に示される国保料の金額が上がったり下がったり、上がってきたように思っています。その経過もあって、なぜそういうことになってきたのかということ、そういうことも経た結果として今回の提案だというふうに理解しているわけですが、その辺の経過についても伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 私も全部出ていないのですが、北海道とそれぞれの管内の市町村連携会議というのがありまして、その中では税率を示されたわけではない、そのあとに示されるのですが、その中で今までと比較するといろいろ矛盾点が見えてきますので、なぜ今まで一生懸命特定検診等に取り組んで医療費が下がって、国保税が低かったのに、所得水準が高いから上がるんだとか、そういうような論議もされてきました。その辺反映されれば良かったのですが、なかなか北海道も広いですから、いろんな産業があったり、国保の加入者の構造も違いますので、北海道のほうもいろいろ大変だったかと思っておりますが、市町村連携会議の中ではいろんな担当者とのやり取りがありましたけれども、最終的には今回この示された納付金というような形になってきたのが状況です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） ある意味若干関連することになるかもしれませんが、北海道に移行することにつきましては昨年来、議員協議会、所管事務調査等々で報告なり受けております。私の今話したいことはですね、町民の方々が、これだけ大きな制度改革でございますから、この条例が通ったとして、4月1日から納期も8期に分かれるというようなこと、また北海道からそういう文書が行くことも想定されます。何を言いたいかといいますと、当然町民の方々お支払いいただく部分が出てきますので、身近な役所、ここでいいですよと役場だと思っておりますけれども、そこに相談しに来ると思っております。まだ間に合うと思っておりますけれども、4月1日号辺りにですね、議会でこういうことで条例改正になったと、については北海道でこういうふうになるんだと、何回か説明していると思っておりますけれども、改めてですね、4月1日号辺りに、何か疑問な点があれば役場の住民課の、今でいう国保担当ですか、将来どうなるかわかりませんが、そういう所に相談をして来てほしいというようなことを考えていると思っておりますけれども、この条例制定を提案するにあたってどのよう

にお考えなのか、町民目線でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 今回の改正によりまして、今まで広報に2回ですかね、改正の内容について掲載しております。実際納付書が届きますのは7月に入ってからです。当然上がる方、何でこんな上がったんだとかいろいろあるかと思いますが、その辺については国保の窓口、それと税の窓口等々で当然対応していくことになるかと思いますが、その辺についても周知していきたいと思います。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 前の説明で予定収納率97パーセント位ということで出たと思うのですが、今の答弁を聞いていますと、低所得者は軽減になるけど、中間層が上がるということで答弁がありましたけども、そうなった場合にですね、この収納率というのは達成できるのかどうかということと、もし収納率がそこまで行かなかつたら、それについてはどのように考えているかお伺いします。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） この収納率につきましては、道が示しました標準保険税率、これは本別町の今までの過去の実績を見ると、だいたい97パーセント位にすれば、この位はちゃんと集められますよということで97パーセントなのですけども。今までの最近の実績でいいますと平成28年度は97.8パーセント、29年度、これはまだ2月末ですけども、収納率96.1パーセントで前年よりも1.3パーセント上がっています。このあとまだ収納がありますので、28年度の97.8パーセントと同程度か、それより上がるような見込みで思っております。もしこの収納率が低くて、道に納めるお金が足りないということになりますと、とりあえずは今基金がありまして、基金が29年度末で2,370万円ほどあります。29年度末に6,300万円ほどを取り崩しておりますけども、これは不確定な交付金等の額が確定しておりませんので、不確定な段階での概算での取り崩しですので、これについてももしかしたら積み戻しも出てくるかと思いますが、この辺を充てていくということと、さらには北海道からの借り入れもできます。その辺を活用しながら充当していければなと考えております。

○議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

○11番（高橋利勝君） 収納率が予定にならなければということで、今基金の切り崩しとか借り入れということでしたけども、基本的には収納率を上げていくということになるのだと思いますが、例えば先ほども言いましたように、どうも気になるのは中間層がね、けっこう高くなるということで、その辺で収納率がどうなるのかなというような思いはあるわけですけども、そこら辺のところはですね、今後そういう状況があれば、そういった見直しの議論とかそういうのは、可能性としてはあるのでしょうか。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 先ほども申しましたけども、本別町の税率につきましては、道が示した標準保険税率を用いて行っております。もちろん上がる方おりますから納めるの大変かと思えますけども、その対応として期別的には6期を8期にふやしたと。納める額はかわりませんが、その辺についてもですね、事前に広報で大体こんなような形になりますよということで周知して行って、あまり混乱の起きないような形で進めていきたいと考えておりますし、あと低所得者についても全員が全員下がるわけではありません、今まで資産割あったとか、なかったとか、いろんな条件がありますので、一概に全員が下がるということではありませんので御了解いただきたいと思えます。

○議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第17号

○議長（方川一郎君） 日程第2 議案第17号本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第17号本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

これまでの国民健康保険基金につきましては、保険給付費は予算の範囲内で支払っておりましたけども、これが賄えない場合の支払準備を目的として設置しておりましたが、このたびの広域化によりまして財政の責任主体が北海道となったことから、市町村の保険給付費の財政措置は北海道が全て負うこととなります。ただいまいろいろ御質問もありましたけども、市町村は割り振られた国民健康保険事業費納付金を課税して徴収し、北海道へ納付いたしますが、その際に収納率低下などによりまして納付金を下回るようなこととな

った場合に、この基金を取り崩して納付していくこととなります。

本改正案は、この設置の目的が変わってきますので、この目的を改正するためのもの、及び一部文言の整理となっております。

それでは、改正文の朗読をさせていただきます。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例（昭和39年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、「保険給付費支払準備の目的をもって」を「国民健康保険事業の健全な運営に資するため」に改める。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、提案説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 説明を伺って、収納が100パーセントできないときにこの基金を発動して、道に対して保険料を納めるというような趣旨だというふうに理解しましたがけれども、先ほど質疑があったとおり、収納率97パーセントということで一応進めるということですから、3パーセント分は収納できないのではないかという趣旨だというふうにも受け取れるわけですが、そういう意味ではその3パーセント分を踏まえた基金を設けていくというような考え方ということなのではないでしょうか。そういうことも含んでということだとは思いますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 先ほど基金の残額申しましたけども、これは現行制度の基金をそのまま引き継いでいくもので、3パーセント云々ということではありません。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） この条例改正した一部改正に基づいて、基金は継続していくということだと思うのですが、基金のいわゆる積立、取り崩しというのは今後どういうふうに、今までと同じなのか、それとも中身とか意味が変わるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 基金につきましては、今改正の部分で申し上げましたけども、医療給付費にあてるものだったのを今度事業費納付金にあてるものということで、目的が変わったために一部改正をしたもので、二千数百万円残っている基金の分、これを足りない部分にあてますし、恐らくそんなに今回の課税する分で、余計に残るということは余りないと思いますけども、もし残った場合はこの基金のほうに積み立てるような形になって

くると思います。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第17号本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号本別町国民健康保険基金の設置、管理、処分に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第18号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第18号本別町国民健康保険条例の一部改正につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

本改正案につきましては、国民健康保険法の改正により法律の中に、国民健康保険運営協議会という字句が削除されたため、条例において国民健康保険運営協議会の名称を定める必要があること、及び葬祭費が本町ではこれまで1万円でしたけども、広域化に伴いまして全道統一して3万円となったためのもの、さらには一部文言の整理というような内容となっております。

それでは、改正案の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「国民健康保険」の前に「本町が行う」を加え、同条中「本町」の次に「が行う国民健康保険について」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、

同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

名称。

第2条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により本町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第8条第1項中「10,000円」を「30,000円」に改める。

第9条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「法」に改める。

第14条及び第15条中「国民健康保険」を削る。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号本別町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第19号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第19号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、初めに改正の概要を説明させていただきます。

本改正案につきましては、都道府県単位で運営されている後期高齢者医療について、他府県の病院や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、介護保険施設な

どの福祉施設に転入して入院、入所した国民健康保険加入者が75歳に達するなど、後期高齢者医療に保険が移行した際は、75歳未満までは国民健康保険の住所地特例により前住所地の国保の被保険者となる扱いですが、後期高齢者医療ではこの住所地特例の制度が現在無いため、転入先の被保険者となります。これについては例えば、ある広域連合内に、都道府県単位ですけれども、病院ですとか福祉施設がどんどん建設されまして、入院、入所者が次々と転入して入所、入院して来ると、その病院が所在する後期高齢者医療広域連合の負担がどんどん増大してしまいます。その課題を解消するため、転入して入院、あるいは入所したまま国民健康保険から後期高齢者医療に保険が移行した際についても、国民健康保険と同様に住所地特例を適用させるための改正となっております。恐らくこれは本州の方で多いのかと思いますけれども、そのような内容となっております。

それでは、改正文の朗読をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

本別町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条」を「法第55条（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「もの」を「被保険者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 条例案文の前段で説明がありましたけれども、ちょっと聞き洩らしたところもあろうかと思しますので再度質問をいたしますが、この部分についての住所地特例、これは今も進めているところでございますけれども、かみ砕いて言うところの住所地特例を、今回の国民健康保険の関係でも適用する部分が新たに出てきたということによるのか、それとも全く違うことで今回やるために一部を改正するんだという解釈なのか、その辺をかみ砕いた中で御答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 今回の改正につきましては、例で国民健康保険を出しましたけれども、後期高齢者医療の関係です。例えば本別町の後期高齢者医療に入っている方は北

海道の被保険者なのですね。この方が例えば青森の施設に、そちらに転入して、入所しましたよと。そのときは、転入したときはまだ75歳になっていないので国民健康保険の被保険者でした。まあこれ当然、国民健康保険の住所地特例になるのですけど。その方が今度75歳になった場合、今度後期高齢者医療の保険の適用なのですね。後期高齢者医療の保険には、この住所地特例という制度が今ないのです。ないので国民健康保険で青森の施設に入って、75歳になると青森県の広域連合の被保険者になります。例えばそれがすごくいい病院で、いろんな所からどんどんどん人があると、青森県の負担がどどんふえるのですね。それを解消するために、後期高齢者医療にもこの国民健康保険と同じ住所地特例の制度を適用させようということで、その方が国民健康保険被保険者のときに、北海道から青森の施設に転入して入所しました。そしたら国民健康保険の住所地特例受けますよ。その方が高齢で、間もなく75歳になりました。そのときについても、前住所地北海道の、青森にはいるのですけども、転入して、北海道の被保険者の扱いにしましょうというこの住所地特例、これを創設するための、今回条例改正となっています。ちょっと非常にわかりづらいのですけども、そういうような内容となっています。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 説明する担当課長がわかりづらいという位ですから、私ども聞いてもなかなか理解できない部分があります。要は住所地特例、課長の説明にもありましたとおり、そこで受け取る側の、大きなまちだとか市がなかなか大変だから、残ってる住所を移しても元いた所から負担する部分が、わかりやすく言うのですよ、住所地特例だというふうに認識しています。これが今お話になっているように県レベルになるものですから、北海道から隣の県、もっと奥の方の東京に行ったとか、その分でも今度適用になりますと。さらに後期高齢者の分で云々ということもあるので、後期高齢者の分にも住所地特例を適用するので、今回の条例を改正するという事でよろしいのかどうなのか、再度伺います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） そういうことでよろしいかと思えます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第20号

○議長(方川一郎君) 日程第5 議案第20号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第20号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、昨年3月議会で議決をいただき制定いたしました本別町放課後児童クラブ条例の一部を改正し、現在、仙美里地区公民館内で行っております仙美里地区放課後子ども教室を、地域子ども・子育て支援事業の対象事業となる仙美里学童保育所に改めるため改正するものであります。

なお、今回の変更は子ども・子育て会議、並びに現在子ども教室に通室しております保護者の方々の了解をいただき、改正の提案をさせていただきます。

それでは条例の案文を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

本別町放課後児童クラブ条例(平成29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。仙美里学童保育所、本別町仙美里元町166番地19。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

準備行為。

第2項、入所にかかる手続きその他必要な準備行為は、この条例の施行の日、前においても行うことができる。

以上、議案第20号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 説明では地域子育て支援事業を受けることができるようになるということで、具体的にはどういうふうになるのか、要するに国の支援が受けられるということだと理解していますけども、その中身で、わかる範囲で結構ですがお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） お答えいたします。現在は、子ども教室ということで文部科学省の補助金を3分の1ほどいただいております。この事業に乗っかりますと、国のほうから3分の1、北海道のほうから3分の1、合わせて3分の2の補助が受けられますので、この学童保育所ということで運営をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 1点だけ確認させていただきますが、昨年条例制定して云々ということで、今説明の中でありました。これはどこに置くのか。具体的な説明がなかったものですからお聞きすると、保護者の方等々には連絡をしたということでございますけれども、当然公民館等々ということになれば、地域で使っている施設でございますので、元町の自治会長はもとより仙美里連合会の自治会長さんたちにも連絡をすべきでないかということと、各行事との兼ね合いも出てくる部分もございますので、施設名きちっと聞いておりませんからわかりませんが、その辺の整合性を取るようなことをしての今回のお話であればいいのですけれども、その辺の確認をさせていただきたい。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 仙美里子ども教室ということで、学童になる前の、まだ改正の議決いただいてませんけども、現在は子ども教室ということで、現在も公民館の中で行なっております。平成28年度から、仙美里の地区の保護者の方から学童保育所がほしいということで、課としてもすぐ対応させていただきまして、28年子ども教室、29年子ども教室、30年から学童保育所という名前で、同じ内容で進めたいと思います。以上であります。

地域の方々には当然、28年にオープンさせたときに御理解をいただき、仙美里地区公民館の方、自治会長の了解をいただきまして、28年、29年、運営しているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 冒頭から公民館ということであれば、私も早く理解できたのですけれども。私何もこれに対してどうのこうのということではございません。いろいろな部分で、きのうの一般質問に出てございましたけれども、施設を再利用するだとかそういう部分についてはですね、地域の方々には連絡をし、了解を当然いただくことになると思います。

のでね。多岐にわたって使っていただくという広い観点から言えば、やはり自治会長さん方にも、今御答弁の中にもありましたように、28年、29年と続けて来ているのですからということですが、さらに30年の4月からはこういう名称で行うんだということもですね、議会がまだ終わっていないものですからまだそれはしていないかもしれませんが、これが議決されたとすれば当然準備もできるということになりますので、その辺も含めて、どういうお考えか再度伺います。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） 子ども教室自体もですね、小学校の教頭先生、自治会長も一緒に入った協議会をつくって運営をさせていただいております。議決終わったあと、4月になりましたら総会が当然ございますので、その中にもですね、自治会長さん来ていただくことになっていきますし、仙美里地区的には公民館で学童保育所がやっているということは理解されているかと思えます。以上であります。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 学童保育所ということになりますと、指導する方が配置されることになるんだと思うのですよね。それで、仙美里ということですね、対象となる子どもさんはどの位の数が想定されるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君） ちょっと2年間のケースでお話をさせていただきます。指導員は2名を28年度から配置をしております。指導員の資格は、本当は教員ですとか保育士の資格があったほうがいいのですが、そのほかですね、北海道が行う指導員の研修を受けた先生方が張りつくような形になっております。

対象児童は仙美里小学校の子どもさんですので、すいません、正確な数字は私わからないのですが、約30人は間違いなくおります。今、正確な数字は僕よりちょっと教育委員会のほうが詳しいと思うのですが、全員の方に御案内をしながら進めています。入って来る子はもう募集をかけておりますので、11人入るということで今進めております。以上であります。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号本別町放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議長(方川一郎君) 日程第6 議案第21号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

○農林課長(菊地 敦君) 議案第21号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、本条例の第7条第1項第3号に定める新規就農者支援事業の農業経営開始補助金、年100万円の限度額を200万円に改正するものです。

この補助金は、新規就農者の認定を受け、営農を開始した年から5年以内の期間補助するもので、これまで本条例の補助と同様に、本別町農協で新規就農者特別助成事業として年50万円を補助しておりましたが、廃止をされ、今回、本別町農業振興基金を活用する中で補助金の増額を図り、新規就農者等の就農及び就農後における負担軽減と今後の新たな就農者の確保、拡大を目指す目的として本条例の一部改正を提案するものです。

それでは、条例案文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町新規就農者等に関する条例(平成29年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1(第7条第1項関係)第7条第1項3号に定める新規就農者支援事業の部(1)農業経営開始補助の項中「年100万円」を「年200万円」に改める。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第21号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

篠原義彦君。

○3番(篠原義彦君) 100万円から200万円ということですが、この使い道は主にどんなことを考えているのでしょうか。

○議長(方川一郎君) 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦君） ただいまの御質問ですが、別表に支援の内容について記載されておりますが、その内容につきましては、農業経営の維持、発展に必要な種子、肥料、農薬等の営農資材の購入費用、及び農地、農業用施設、機械、家畜等の取得のために借り入れた農業関係制度資金の借入金、償還利息、及び農地、農業用施設等の賃借に対する補助というふうになっています。ですから、限度が200万円ですので、最終的には補助、支援のときに、その内容について精査をして、限度200万円の範囲の中で補助するという内容になっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

○1番（矢部隆之君） 1点だけ。ここの表現で新規就農者という表現使ってますけども、該当する方についてはですね、昨年3戸法人ということで、新規就農者といえば個人が入って来るよというようなイメージでありますけれども、そこら辺で、今後も1戸法人から複数の方々の方が法人をつくってというような形になろうかと思うのですけれども、その辺の明確な何かこう、新規就農者はこういう方ですよという何か決めというかね、そういったものがあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思いますけども。

○議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦君） 矢部議員の御質問ですが、昨年もこれまで条例改正のとき含めてお話をさせていただいておりますが、もちろん新規就農者という形で新たに本別町で農業を始める、昨年条例改正で就農に向けて2年間の研修ということで条例を改正させていただいて、研修後、本別町で就農すると、そういった新規就農者、あわせて条例にありますように、3戸以上の者が一緒になって法人を組んだ形でということも記載があるように、これまでもお話していた、基本的には独立したそれぞれの法人が一緒になって規模拡大や経営を拡大していく、経営をしていくといった場合については、条例に記載のとおり対応させるという形で今のところは考えているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号本別町新規就農者等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第22号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第22号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用を賄うため、介護保険料の改定をするものです。

第7期の介護保険料につきましては、第1号被保険者の負担割合が22パーセントから23パーセントになったことや、介護報酬の引き上げ、介護給付費や地域支援事業費などの介護保険事業費の増により大幅な引き上げが見込まれたことから、介護保険準備基金から1,550万円を取り崩し、第6期より210円増の5,980円といたしました。

また、改正にあわせて条文の精査を行い、介護保険法施行令に沿った形で字句の修正を行っております。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 町が行う介護保険（第3条・第3条の2）」を「第2章 保健福祉事業（第3条）」に改める。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「の介護」を「が行う介護保険」に改める。

「第2章 町が行う介護保険」を「第2章 保健福祉事業」に改める。

第3条を削る。

第3条の2の見出しを削り、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条第3号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条を第3条とする。

第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「34,680円」を「35,880円」に改め、同項第2号中「43,320円」を「44,880円」に改め、同項第3号中「51,960円」を「53,880円」に改め、同項第4号中「60,600円」を「62,760円」に改め、同項第5号中「69,240円」を「71,760円」に改め、同項第6号中「83,040円」

を「86,160円」に改め、同項第7号中「90,000円」を「93,240円」に改め、同項第8号中「10万3,920円」を「10万7,640円」に改め、同項第9号中「11万7,720円」を「12万2,040円」に改め、同項第10号中「13万1,520円」を「13万6,320円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第6項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「31,200円」を「32,280円」に改める。

1号から10号までは、平成30年度から32年度までの各段階における年額の介護保険料を示したものです。

第3項および第4項は、国の所得段階基準額の変更に伴う改正です。

第6項は、低所得者への介護保険料軽減で、第1段階の基準額に対して5パーセント軽減する額とするものです。

第5条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に、「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下 納付義務者 という。）」を「当該第1号被保険者及びその連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条の見出し中「資格取得」を「資格の取得」に改める。

第7条中「納付義務者」を「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）」に改める。

第8条第1項中「(第5条第2項の規定による同条第1項に規定する納期によりがたい場合は、別に定められた納期限とする。）」を「(第5条第1項に規定する納期（同条第2項の規定により別に納期を定められた場合は、当該納期）の末日をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「の規定により」を「において」に、「第10条の規定による」を「第10条第1項の規定により」に改め、同条第2項中「発した」を「発する」に改める。

第9条第1項中「場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額」を「場合において、当該納付金額が2,000円以上であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額」に、「3月」を「3か月」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改める。

第10条第1項中「納付義務者」の次に「(法第135条第5項に規定する特別徴収対象

被保険者を含む。)」を加え、「6カ月」を「6か月」に、「徴収猶予」を「、保険料の徴収を猶予」に改め、同項第4号中「、その他」を「その他」に改め、同条第2項中「申請をする者」を「申請をしようとする者」に、「証明すべき」を「証明する」に改める。

第11条第2項中「受けようとする理由」を「必要とする理由」に改める。

第12条中「6月15日」の次に「まで」を加え、「賦課期日後」を「賦課期日の翌日」に、「を含む。)まで(」を「も同様とし、」に、「所得状況並びに」を「所得状況、」に、「課税者」を「課税」に改め、同条ただし書中「当該第1号被保険者本人並びに」を「第1号被保険者本人及び」に、「すべて」を「全て」に、「同法第317条の2第1項」を「同項ただし書」に、「第3項」を「第4項」に改める。

第14条中「対し」を「対し、」に改める。

第15条中「第1号」を削る。

第16条中「詐欺(サギ)」を「偽り」に、「この法律」を「法」に改める。

第17条第1項中「前4条」を「第13条から前条まで」に改め、同条第2項中「前4条」を「第13条から前条まで」に、「発布」を「発付」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、改正後の本別町介護保険条例第4条の規定は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第22号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番(阿保静夫君) 年額で示されているというふうに理解しますが、月額では先ほど基金を取り崩して、標準と言われるところですね、第5段階を5,770円から210円アップの5,980円、これ月額ですよ、にされたというような話だったというふうに思います。基金を取り崩さなかったらもっと、210円アップではなくて、この第5段階のいわゆる標準、基準と言われるところは、月額で言われたほうがわかりやすいのですけれども、本当はどれ位になっていたのか。基金を取り崩すということは、介護保険財政としての努力だというふうに私は感じているわけなのですが、それにしても年額にするとやはり、基準の第5段階だけで見ても相当な金額の増になりますよね。ですから基金の取り崩しがもし仮に行われなかったらどれ位のものだったのかということが、まず第1点です。

それから、このようにそれぞれの介護保険料が10段階の中でそれぞれ上がったわけですが、受ける介護サービスの限度額というか、受けられる介護サービスの内容とい

うのは、このことによって変化するのか。先ほどの説明の中では、これも一つの問題として、介護職員の給与の問題がずっと取り上げられてきてて、そこの改善もしなければならぬというのはいもう、一つの課題としてずっときてることだったので、先ほどの説明の中にも入っていたのは理解していますけども、保険料を納めて介護サービスを受ける側から言うと、保険料が上がった分、少しはサービスの内容とか拡大されるのではないかという期待も当然あるわけで、その辺はどうなっていくのか伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 阿保議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、基金を取り崩さなければ月額保険料がいくらになるかという点ですが、基金を取り崩さなければ第5段階で6,142円になります。それを、基金を入れることによって162円下げたということになります。

二つ目についてですけれども、一応介護保険料に関しましては、総体の介護サービスを利用される方の数ですとか、どういうサービスを利用するかの総体量によって保険料が導き出される仕組みになっております。一応現状としましては、各介護認定の要支援ですとか要介護1から5のそれぞれに上限が決まっております、そこに関する変更はございません。使える上限額というのは今回はかわっていないというのが現状です。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 数年前のこの介護保険財政の議論の中で、確か基金の積立目標が6千万円あれば、そういうのを大いに、こういう場合に活用できるという趣旨の話だったように、ちょっと金額は定かではない、私の記憶では6千万円なのですが、いずれにしても今回基金を、これは町が努力したというふうに私は評価しているわけなのですが、中で、この先ほど第5段階の標準と言われるところで6,142円が今回5,980円ということで、引き下げを基金を活用して図ったということで、正直、前と同じ金額とまでは言いませんけども、基金の現状からしてこれが活用の限界の金額だったのかどうか、その辺について再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 今回の1,550万が本当に基金を取り崩せるぎりぎりのラインかなというふうに思います。この後30年、31年、32年と、やはり給付が伸びて行くことが予測をされていますので、それを考えますとですね、ちょっとこれ以上取り崩すと今後借金になってしまう可能性が多いかなというところで、今回の判断をさせていただきました。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 介護保険の料金の改定条例でございますので、1点だけ確認させていただきますけれども、前段での議員協議会だと思っておりますが御説明がありました。その中で今回細かく基金を投入した場合とか云々でございますが、今回の月額標準でいきますと5,980円ということでございます。この料金は、十勝管内でどの位置にあるのか。碎けて言いますと、順番的に言いますと上から3番目なのか2番目なのか、10番目なのか16番目なのか、かみ砕いた話でございますけれどもそれをお知らせいただきたいのと、介護保険料算出にあたってですね、これは我々も勉強不足かもしれませんけれども、主だった算定する要素、要するに施設の多い少ないだとか、職員が多い少ないというのは、細かい計算式まではいりませんけれども、そういう部分についてカウントされているんだという部分について、我々にかみ砕いた中でですね、お知らせいただきたい。以上2点。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。まず介護保険料の十勝でどの位置にあるかというところですが、この5,980円というのは、今聞いているところでは十勝で高いほうから3番目というふうに聞いております。

2点目の介護保険料を算定するときに加味される、要は要素ということで捉えてもよろしいでしょうか。そのことについてですが、一応介護サービス、施設サービスも含め、在宅サービスも含め、使っている介護サービスの全体量がまず一番の基本になるかと思っております。そのほかにも地域支援事業という事業がありまして、それは介護予防に使われる部分ですとか、いろんな利用者様の御相談を受けたりする包括支援センターの運営ですとか、そこにも一部介護保険料が投入されておりますので、この介護ですとか介護予防に関わるような総体の費用を、3年間の高齢者人口の推移を見ながら全体量を計算をして、それを割っていくというか、そういう形で介護保険料を出しているという状況です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 担当課長から細かくいただきましたので、理解いたしました。十勝管内で、今現在として3番目でございますから、前は2番目だったという認識してございますので、これは順番がどうのこうのではありません。

それと、後段の中での御答弁もありましたように、あらゆるサービスの全体像というのですか、全体量を把握した中で進めていくということでございますから、町民の皆さんに御負担いただくことですから、先ほどの条例改定でも、国保税の関係出てきました。私が言うのはこういう細かいことをですね、町民の皆さまにお知らせしていると思っておりますけれども折に触れてですね、特に保険業務だとか、そういう部分で町民の方々と接することが多いと思っておりますので、その辺はですね、自治会の総会等々にも何か案内が来ればですね、行った中で説明していくことも必要ではないかと。ということはもう、町民の皆さんも本当に年金も目減りしている中で介護保険料も上がって、これは全体量を見た中では仕方ない部分もあるかと思っておりますけれども、町民の皆さんの懐の中から町に払っていただく分

でございますので、それは細心の説明をしていくのが私は常套でないかと思っておりますので、その辺の考え方もいいですかね、お知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 大住議員の御質問にお答えをいたします。高齢者の方含めて、町民の皆さんに折に触れて細かく説明をしていくことが重要ではないかというお話をいただいております。この計画をつくる段階においてもですね、住民の皆さんの意見を聴取すべく、町内3カ所での説明会をさせていただきました。また、今回計画ができたというか、保険料も含めて認めていただければですね、4月1日号の広報にまず今回の第7期計画についての概要版というのを、広報と一緒に全戸に配布をさせていただく予定になっております。また、これは今期に限らずですけども、各自治会ですとかいろいろな高齢者の団体ですとか、いろんな御希望がありましたらいつでも地域に出向いて説明はさせていただきますということもお伝えをしておりますし、実際に要望があって説明に行っている地域も本当に、数はあまり多くないですけどもありますので、その辺の点についてもあわせて周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 3回目でございますので、細かく出していただくということで、それに越したことはないと思います。町民の方が注視するのはですね、内容をこういう状況で、サービス料も本別はこうなっていると。ただ町民の方々が一番注視するのはですね、4月1日から介護料金が標準で五千九百何がしになる、ほかの町では、ほかの村ではどうなのかなということも当然気にいたしますのでね、その辺も一覧表で載せていただければ、我が町はこのレベルなんだと。やっぱり、トップクラスの介護の量があって、サービスも行き届いている、だから5,900円なんだということも一つの周知の方法だと思いますのでね、十勝の全体像も含めて出していただければと思うのですが、その辺の考え方について再度伺います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 御質問にお答えいたします。十勝全体でどの位置にあるですとか、ちょっと出し方については内部でも検討させていただきたいなというふうには思っておりますが、介護保険料が十勝管内で高いというようなところにつきましては、やはり介護基盤も整っていて、サービスが充実しているからこういう状況になっているところについては、御説明というか周知をしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第23号

○議長（方川一郎君） 日程第8 議案第23号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第23号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定により、指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めた省令が一部改正されることを受けて、本別町指定介護予防支援等の人員及び運営の基準に関する条例を一部改正するものです。

指定介護予防支援等基準省令のおもな改正内容は、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携であることを受け、本条例に改正関連事項を追加するとともに、項、号及び字句の整理を行っております。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改め、「基準該当介護予防支援」

の次に「の事業」を加える。

第2条第3項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第2条の改正は、障害福祉制度の相談支援専門員との連携を位置付けているものです。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項で」を「第7項に」に、「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

この第3項は、医療と介護の連携強化のために、指定介護予防支援の利用者が入院する場合に、担当職員の氏名および連絡先を医療機関に伝えることをあらかじめ利用者に説明することを定めているものです。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に、「認める」を「認めた」に改める。

第12条中「（以下同じ。）と」を「（以下同じ。）の額と」に改める。

第13条中「前条の」を削る。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加える。

第17条第1号中「。以下同じ」を削る。

第20条第2項本文中「の業務」を削る。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第30条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

「第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「第4章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改める。

第32条第5号中「適切」を「適正」に改め、同条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第12号中「介護予防訪問介護計

画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第39条第2号」を「第76条第2号」に改め、「をいう。」の次に「次号において同じ。」を加え、「計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。」を「計画の提出を求めるものとする。」に改め、同条中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、同条第24号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第25号とし、同条第23号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

第21号の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第20号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号中「退所しよう」を「退所をしよう」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号中「又は入所」を「若しくは入所」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条第14号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

第14号の2、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

この第14号は、医療と介護の連携の強化のために、必要時、利用者の健康状態などを医師、歯科医師、薬剤師に情報提供することを定めているものです。

第32条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

第13号、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1カ月に1回、聴取しなければならない。

この第13号は、医療系サービスと指定予防介護支援事業所との連携強化のために、少なくとも月1回、サービスの利用状況や利用者の状態を聞き取ることを義務付けたものです。

第32条に次の1号を加える。

第28号、指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

この第28号は、地域包括支援センターから地域ケア会議などにおいて、利用者の検討を行うための資料や情報提供を求められた場合に、協力することを定めたものです。

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第34条中「(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定」を「まで(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定」に改める。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第23号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

阿保静夫君。

○10番(阿保静夫君) 条文の改正点の説明だけでは、どうも私は、現行の行われている事業がどのように変わるのかというのを、例を挙げてちょっと説明をしていただくとありがたいというふうに思いますので、介護予防の行われている事業がある意味強化されたり、それから連携強化とか医師との連携とかが強まるよという趣旨に受け止めましたし、そういうことだと思っておりますけども、現行の行われている介護予防の事業などを、一例でよろしいですから、これはこういうふうに強化されますとかというふうに一例を挙げて説明していただくとありがたいのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(方川一郎君) 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美君) 阿保議員の御質問にお答えいたします。例を挙げてということなのですが、まず介護予防支援といいますのは、要支援1、2の方が介護予防サービスを利用するときに行うマネジメントのことを言います。これまでもですね、介護保険のケアマネジメント業務と同様に、利用者さんの状況に応じて要介護状態にならないようなサービスを組み立てて、御本人の同意を得て提供するというようなことをやってきておりますけれども、特に今回の改正点の中で強化されている部分というのは、医療と介護の連携をきちんと取りなさいということで、例えば今までであれば、この利用者さんがここの病院でこういう治療を受けていてという主治医の先生のことを伺ったとしても、こういう介護予防計画でサービスを提供しますよということをきちんと伝えていない場合もあったというか、それは伝えなければならないというものではなかったので必要に応じて伝えたりとか、あるいはこれ位のことであれば伝えなくてもいいかなという個々の判

断で行われていたものが、今回は主治医がいる場合にはきちんと予防計画の内容もお伝えをするし、状態の変化があったときには主治医等にも報告を下さいというようなことが明記されたということになります。

また、障がいの相談支援担当者との連携をきちんと図るところでは、最近ケースとして多くなっているのは、若い年齢のときには障がいのケアマネジメント、障がいのサービスを受けていても、65歳を過ぎて高齢者になってくると今度介護予防ですか介護保険のほうに移ってくる方が、少しずつ見られて来ております。そういう場合に今までどういう状況だったのかだとか、どういう観点で障がいのほうでは支援をしていたということの連絡ですか、介護保険、介護予防サービスの中で提供できる部分と、介護の中にはないけれども障がいサービスではある部分というものの整合性を図っていくために、障がいの相談支援担当者との連携をきちんと取っていくようにというところが主な部分というふうに理解をしております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

○議長（方川一郎君） 日程第9 議案第24号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第24号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、介護保険法の一部改正により、条文に項の追加や変更があったことから、本条例において対応している部分の改正を行うものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「第1号」を削る。

第6条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第8条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第9条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第10条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第6条の改正は、介護保険法において認知症の状態を定める項が分かれたことに対応するものであり、それ以外は地域密着型サービスの事業を規定する条文中の項が変更したことによるものです。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第24号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、公務のため小坂主幹が一時退席いたします。

◎日程第10 議案第25号

○議長（方川一郎君） 日程第10 議案第25号本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第25号本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、介護保険法の一部改正により条文に項の追加や変更があったことから、本条例において対応している部分の改正を行うものです。

それでは改正条文の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

これは、地域密着型介護予防サービスの種類を規定している部分で、14項を12項に変更しております。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

これは認知症の状態を規定している部分で、項が追加されております。

第6条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

これは介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、の事業を規定している部分で、第17項を第15項に変更しております。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第25号本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号本別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議長（方川一郎君） 日程第11 議案第26号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第26号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備に関する法律、平成26年法律第83号の施行による介護保険法の一部改正により、これまで都道府県が実施していた居宅介護支援事業者の指定等が、平成30年4月1日より市町村に権限移譲となることから、居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項や、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、条例を定めるものです。

それでは、括弧書き、括弧内の条文等、一部省略の上朗読し、提案にかえさせていただきます。

本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事

業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

目次は省略させていただきます。

第1章、総則。

趣旨。

第1条、この条例は、介護保険法第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章、指定居宅介護支援事業者の指定。

第2条、法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3章、指定居宅介護支援の事業の基本方針。

第3条、指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

第2項、指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

第4項、指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

この第3条は居宅介護支援の事業の基本方針を定めたもので、介護保険制度の基本理念である高齢者自身によるサービスの選択、保健、医療福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立などを掲げているものです。

第4章、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準。

従業者の員数。

第4条、指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

第2項、前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

第4条は介護支援専門員の員数を定めたもので、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、また、介護支援専門員は利用者の数35人に対して1人を標準とすることを定めています。管理者。

第5条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

第2項、前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ第3号に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

第3項、第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第1号、当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。

第2号、当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合

第5章、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準。

内容及び手続の説明及び同意。

第6条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第4項、指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

第1号、第2号についての朗読は省略させていただきます。

第5項、前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力する

ことによる文書を作成することができるものでなければならない。

第6項、第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第7項、指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第1号、第2号についての朗読は省略させていただきます。

第8項、前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第6条は基本理念としての高齢者自身によるサービスの選択を具体化したものです。利用者は指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、利用申し込みがあった場合は、あらかじめ、当該利用者や家族に対し、事業所の運営規定の概要など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書や電子媒体などを用いて説明し、居宅介護支援を受けることについて同意を得なければならないこととしたものです。

提供拒否の禁止。

第7条、指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

第7条は居宅介護支援の公平性に鑑み、原則として、指定居宅介護支援の利用申し込み者に対しては、これに応じなければならないことを定めたもので、正当な理由なくサービスの提供を拒否することを禁ずるものです。

サービス提供困難時の対応。

第8条、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

受給資格等の確認。

第9条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

要介護認定の申請に係る援助。

第10条、指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

第10条は要介護認定に関わる援助を定めたもので、被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合の協力や、利用申込者が要介護認定を受けていない場合の援助、要介護認定等の更新の申請に係る必要な協力することを定めたものです。

身分を証する書類の携行。

第11条、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

利用料等の受領。

第12条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条の第1項は、居宅介護支援において、償還払いなどの場合も法定どおりの金額しか受け取ってはいけないことを定めているものです。

第2項および第3項は、通常のサービスを提供する以外の地域で支援をする場合には、交通費の支払いを受けることができますが、その場合はあらかじめ利用者に費用などの説明を行い、同意を得ておくことを定めているものです。

保険給付の請求のための証明書の交付。

第13条、指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

この13条は、居宅介護支援に係る保険給付が償還払いとなる場合に、指定居宅介護支

援事業者は、利用料の額、その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付すべきことを定めたものです。

指定居宅介護支援の基本取扱方針。

第14条、指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針。

第15条、指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第15条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの、居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものです。第1号から第30号については朗読を省略させていただきます。

3ページほど進みまして、一番下の行に移ります。

法定代理受領サービス等に係る報告。

第16条、指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。

第16条第1項は、指定居宅介護支援事業者に、市町村、これは委託をしている場合は国民健康保険連合会に対して、居宅サービス計画において、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書、いわゆる給付管理票と言われるものですが、これを毎月提出することを義務付けたものです。

また、第2項は、基準該当サービスに係る情報も併せて国民健康保険連合会に提供することで、居宅介護サービス費の支払いと同時並行的に行うことができるようにするための規定であります。

利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付。

第17条、指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

この第17条は、利用者が支援を受ける事業者が変わる場合、変更後の事業者が滞りな

く業務ができるよう、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画やその実施状況に関する書類を交付しなければならないことを定めているものです。

利用者に関する市町村への通知。

第18条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第1号、正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

第2号、偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

管理者の責務。

第19条、指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。運営規程。

第20条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

この第20条は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを、指定居宅介護支援事業所ごとに義務付けをしたものです。なお、第1号から第6号の朗読は省略させていただきます。

勤務体制の確保。

第21条、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

設備及び備品等。

第22条、指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

従業者の健康管理。

第23条、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

掲示。

第24条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

秘密保持。

第25条、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

この第25条は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員、その他従業者に、利用者及びその家族の秘密の保持を義務付けるとともに、居宅サービスの担当者等と個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及びその家族から同意を得る必要があることを規定したものです。

広告。

第26条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

指定居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等。

第27条、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

第2項、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

この第27条は、指定居宅介護支援事業所の管理者および介護支援専門員が、利用者

対して利益誘導することや、解決すべき課題に即さない、いわゆる不要な居宅サービスを居宅サービス計画に位置づけることを禁じたものです。

苦情処理。

第28条、指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第4項、指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

第5項、指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

第6項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第7項、指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

事故発生時の対応。

第29条、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

会計の区分。

第30条、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分する

とともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

記録の整備。

第31条、指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第1号から第6号の朗読は省略させていただきます。

第6章、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準。

第32条、前3章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条（第20号に係る部分に限る。）（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置。

第2項、平成33年3月31日までの間は、第5条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ第3号に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

以上で、議案第26号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第26号の質疑からとします。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 提案理由のところにも書いてあるのですが、指定居宅介護支援事業者を町が指定というか許可というか、そういうことをした上で、そのほかのいろんな細かな、例えば医療との連携とか何かも入っていますし、30条で言うと会計の関係

何かも入っているのです、全体のイメージとしてはどうなのかなということ、本当に初歩的で申しわけないのですけれども伺いたいのは、一つは現状の本別町の各介護関係の事業所があるわけですが、今回のこの条例の中身で、それぞれの事業所が関係してくるのかなのか、そういう事業所のいわゆる居宅介護支援の事業を行っているとしたら、ここに関係してくる事業者ということになると思うのですけれども、そういうようなものの指定を、この条例によって町が責任を持って行うという解釈でよろしいのかなのか、まずその点を伺いたいと思います。

それから、ただいま申し上げたように30条では、一番後ろのほうですけれども30条で、指定居宅介護支援事業者の経理のことが書いてありますけれども、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないというふうに書いてあるのですが、それは事業ごとにきちんと二つなら二つで分けなさいという意味だというのはよくわかるのですけれども、ここにこういうふうに書いてあるということは、じゃあこれの監査はどこがやるのかなというふうに思って聞いていました。町の条例の中でこういうふうになっているところを見ると、この会計の監査というのが、町が関わっていくのかなのか、その2点について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 阿保議員の御質問にお答えをいたします。まず1点目の、この条例に関わっている本別町内の事業者はということだと思っておりますが、今現在、居宅介護支援事業所は直営の1カ所のみです。ケアセンターにあります指定居宅介護支援事業所が、この条例に該当してくる部分になります。

あと2点目の会計の区分につきましては、今町でやっておりますので、介護サービス特別会計の中の居宅介護支援事業所分の会計ということで区分をして、やっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 町が行う居宅介護支援の事業についての条例的な定めをしたという解釈でいいということだと思います。ちょっと意外だったのは、今社会福祉協議会がやっているいろんな事業とか、その他の事業所も町内に民間もあるのですけれども、そういう所がもし同様の支援事業を行った場合は、この条例の定めに関係してくるのかなのか、それで先ほど申し上げたように会計の所を気にしたのは、そういう事業者が当然入ってくるものだとということで、そういうふうに思って聞いたので、町がやっている直営の事業ということになれば、その会計の部分はね、ちょっと私の勘違いということになると思うのですけれども、その辺の民間との今後の関わりも含めてですね、どういうふうなことなのか伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 居宅介護支援事業につきましては、当然民間の事業者さんも事業所を開設することができます。もし、本別町内のどこかの事業者さんが居宅介護

支援事業をやりたいということが出てきた場合には、本別町のほうでこの条例を基にですね、適した事業者かどうかということ審査をさせていただいて、許可をするということになります。会計につきましては、例えば社協さんのようにいくつかのサービスを持っている事業者さんであれば、介護のヘルパーさんの部分とか通所の部分とかと同じように、居宅介護支援の部分というふうに会計を分けて、事業所の中でやっていくようになるかと思えます。

○議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 一番最初に聞くべきだったのは、居宅介護支援事業というのは、私はいわゆる通所も含めて居宅介護サービスというふうに思っていたのですが、事業そのものの中身をまず最初に聞くべきだったと思うのですが、まずその点と、今最後のほうでおっしゃった、例えば社協さんという話だったのですが、町内の民間の事業所がこの事業を行った場合に会計は分けると。会計分けてるかどうかの、監査というか、条例に定めてあるわけですから、ちゃんと分けていますねという確認は必要ではないかなと思うのですが、それは今度逆に町がやるべきことということなのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 御質問にお答えします。まずサービスの位置付けの部分ですが、介護を提供するのは居宅サービス事業者ですね。ケアマネジメント、要は介護支援専門員がいて調整をするのが居宅介護支援事業というふうになりますので、直接の介護のサービスを提供するのか、ケアマネジメントを提供するのかの違いになると思います。

あと、もし民間の事業者さんがこういう事業に参入してくる場合の会計の区分をどうしているかということにつきましては、一応これからは指定の権限が市町村に移ってくるということになりますので、事業に対する指導ですとか監査というのは、定期的に町のほうで入っていくような形になります。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第27号

○議長(方川一郎君) 日程第12 議案第27号平成30年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

はじめに、平成30年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

大和田副町長。

○副町長(大和田 収君) それでは私から、平成30年度本別町各会計の予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

まず先に、国の財政運営について申し上げます。国は平成27年6月に閣議決定の経済、財政運営と改革の基本方針2015において、平成28年度以降5年間の経済、財政再生計画を決定し、計画期間の当初3年間は集中改革期間と位置付けられており、平成30年度が最終年度となりますが、その内容は、国、地方とも歳出全般にわたり、質的な改善を求める厳しい内容となっております。

中でも、地方に対し、財政の体質改善として、地方交付税の算定に委託等の業務改革を反映させるトップランナー方式を徹底するとしています。これを受けまして、ことし2月に閣議決定されました平成30年度地方財政計画は、通常収支分で8兆6千8百97.3億円、前年度に比較いたしまして0.3パーセントの増、別枠の東日本大震災分は1兆1,079億円で、13.7パーセントの大幅減となりました。

地方税や地方交付税などの地方一般財源は、総額で6兆2千1百15.9億円、対前年比0.1パーセントの増で、前年並みが確保されました。

次に、歳入中、地方税は全体で0.9パーセント増で、昨年の0.9パーセント増と同程度と見込んでおります。

自治体の主要財源となります地方交付税は、総額で1兆6千85億円、対前年度3,213億円、2.0パーセントの減となりました。

歳出では、平成27年度に創設されました、まち・ひと・しごと創生事業費として昨年同額の1兆円が計上され、公共施設等の適正管理の維持事業費は4,800億円が計上されております。

地方財源の不足額は6兆1,783億円で、前年度より7,927億円、11.4パーセントの減となり、臨時財政対策債の抑制が計られたところであります。

こうした状況を踏まえまして、本別町の平成30年度の予算編成にあたりましては、3

月定例会に計上いたしました国の補正予算分、小中学校の煙突改修費5,061万8,000円、橋梁長寿命化事業6,286万円を30年度へ繰越し、新年度予算と一体的な執行を図ることといたしました。

新年度予算編成の重点といたしましては、第6次本別町総合計画及び本別町人口ビジョン・総合戦略並びに町が策定しております各種計画を基軸に据え、町長が先に掲げた政策実現にも意を注ぎ、補助、交付金等のハード事業に加え、優先度の高い子育て支援、地域包括ケアの推進、介護・人材確保の対策、農福商連携、空家対策など町民生活に密着したソフト事業にも配慮し、あわせて予算の重点化、効率化を図り、財政基盤の安定に努めたところであります。

それでは次に、各会計の概要について御説明を申し上げます。一般会計予算書の212ページをお開きください。

本別町予算総括表一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は115億1,593万5,000円で、対前年比3.2パーセントの減となります。

上段の一般会計は66億9,151万3,000円で、対前年度734万8,000円、0.1パーセント増となりますが、地方交付税など歳入が伸び悩んでおります。

特別会計は、国民健康保険が制度改正に伴い、北海道が財政運営の責任主体となり、主に保険給付費に係る交付金、拠出金等が北海道に移管され減額となる見込みから、2億2,476万2,000円、15.9パーセントの減、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業はほぼ前年並みの計上、簡易水道は量水器更新工事の事業費減で1,693万円、12.3パーセントの減、公共下水道は污水管渠新設、及び公債費の減額などの事業費減で3,844万3,000円、7.3パーセントの減となります。

企業会計では、水道事業会計の資本的収支の大幅減は、浄水場の現場操作盤更新工事の完了、排水施設テレメータ更新工事完了等、事業費の減によるものです。病院事業会計の資本的収支の大幅減は、医療器械器具オーダリングシステム更新事業完了によります。

次に、予算書の9ページをお願いいたします。

1、総括歳入でございます。右端の比較欄の増減の大きいものについて御説明いたします。

1款町税の総額は9億127万5,000円の計上で、対前年度881万6,000円、1.0パーセントの増となりますが、内容は町民税の個人所得割が対前年度1,902万2,000円、6.2パーセントの増によるものです。

その他町税では、固定資産税が2.9パーセントの減、軽自動車税及び町たばこ税は前年並みの計上です。

7款自動車取得税交付金は、対前年度1,008万円、34.0パーセントの増で、決算見込み等により計上しております。

9款地方交付税は、対前年度2億737万1,000円、7.0パーセントの減を見込みましたが、総務省の地方財政対策では総額で2.0パーセントの減となっておりますが、本町

の普通交付税の算定にあたっては、歳出特別枠廃止など、基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、公債費の算入額、人口減の影響などを精査し、前年度決算比では7.3パーセントの減となります。

次に、11款分担金及び負担金、対前年度1,015万円の減額は道営畑地帯総合整備事業、畜産担い手総合事業の受益者分担金の減額、13款国庫支出金3,936万1,000円の増は、公営住宅整備事業など補助金の増が主なものであります。

14款道支出金3,316万3,000円の増は、農地耕作条件改善事業、森林環境保全整備事業補助金等の増が主なものであります。

次に、17款繰入金1億8,458万2,000円の増は、財政調整基金、対前年1億円、減債基金3,000万円、農業振興基金3,958万5,000円増が主なものであります。

20款町債7,359万7,000円の減は、国営利別川左岸土地改良事業完了が主なものですが、今後とも計画的な起債の発行に努めてまいります。

次に10ページ、11ページの歳出をお願いいたします。

比較欄の増減の大きいものでは、4款衛生費、対前年度5,885万6,000円、6.1パーセントの減は、池北三町行政事務組合負担金、汚水処理施設共同整備事業負担金等の減によります。

6款農林水産業費5,289万円、9.2パーセントの減は、道営美蘭別営農用水事業925万2,000円の増、農地耕作条件改善事業3,720万円の増、道営畑地帯総合対策事業1,013万円の減、畜産担い手育成整備事業951万5,000円の減、国営利別川左岸土地改良事業負担金1億1,573万2,000円の減が主なものであります。

8款土木費3,984万8,000円の増は、モーターグレーダー購入事業4,522万7,000円の減、地方道路整備事業7,251万2,000円の減、砂散布機購入490万7,000円の増、除雪ダンプ購入事業5,657万1,000円の増、栄町公住建替事業7,503万円の増、向陽町公住改善事業4,169万9,000円の増が主な要因であります。

次に、9款消防費4,595万6,000円の増は、科学消防ポンプ車購入事業の増によるものであります。

次に、人件費であります。全会計の職員、準職員の人件費総額は21億4,964万2,000円で、対前年度3,803万9,000円、1.7パーセントの減となり、一般会計では2,174万8,000円、2.0パーセントの減となります。これは、職員数減等によるものであります。

投資的経費は、一般会計で10億7,065万6,000円、対前年度3,913万円、3.5パーセントの減、うち補助事業分は7億4,506万2,000円、前年度比18.5パーセントの減となります。

これに前年度からの繰越明許分1億1,347万8,000円を合わせますと、総額では11億8,413万4,000円となり、対前年度5億9,755万3,000円の減となります。

当初分の特別会計、企業会計を含めました投資的経費の総額は12億5,404万5,000円となります。

次に、基金の繰入額は4億8,018万5,000円で、対前年度1億8,458万5,000円、62.4パーセントの増となります。内容は、新規就農者等支援事業、地域農業支援事業貸付金及び利子補給事業に、農業振興基金から5,203万5,000円、保育料軽減事業、発達支援センター訪問指導車購入事業、学校給食費多子世帯軽減事業、本のまち夢づくり講演会費として、個性あるふるさとづくり基金から3,185万円をそれぞれ運用を図ってまいります。

基金の平成29年度の見込みは、当初の取り崩し額に対し、地方交付税の大幅な減額等により、積戻しができる状況ではございません。

以上が平成30年度予算の概要であります。本町の将来を見据えた事業や緊急の諸課題に積極的に取り組み、町民生活に密着した事業の推進と町民生活の安定に全力を傾注した予算編成となりました。

一方では町財政は、平成29年度におきまして、普通交付税及び臨時財政対策債合わせて1億4,518万7,000円の減収となり、平成30年度の予算編成に影響を及ぼしております。

歳出を見ましても、社会保障費等が増加傾向にあります。本町の財政環境は厳しさを増しております。更なる財政運営の効率化が求められますが、職員一丸となって努力してまいります。

以上、大綱の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これより、提案理由の説明を求めます。

議案第27号平成30年度本別町一般会計予算について。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第27号平成30年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に、増減の著しい部分に絞って御説明をいたしますので御了承願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

平成30年度本別町一般会計予算。

平成30年度本別町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億9,151万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

213ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。長等は、3人、町長、副町長及び教育長であります。議員は12人、その他の特別職は380人、計は395人で、報酬から共済費までの総額は1億381万8,000円で、対前年118万2,000円の減となっておりますが、議員報酬等が244万9,000円の減、その他特別職が70万4,000円の増になっているものであります。

次の214ページですが、2、一般職であります。職員数は前年度より4名減の129人、給料4億8,073万7,000円、職員手当3億8,112万4,000円、共済費1億7,448万7,000円で、合計は10億3,634万8,000円となり、対前年3,005万円、2.8パーセントの減であります。

増減の主なものといたしましては、勤勉手当の支給率改正による増、退職手当負担率の改正による減、給料及び共済費で退職者が増えたことによる減が主なものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページ、49ページをお開きください。

歳出であります。各科目の給与費等の説明は省略をしておりますので御了承願います。

なお、賃金中、嘱託職員賃金は平均2.5パーセント単価アップをしております。

50ページ、51ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金中、嘱託賃金1,368万5,000円は嘱託職員5人分を、次の臨時職員2,011万円は、この科目の計上人数でございますけれども、本別高校卒業生のワークシェアリング2名分を含めた12人分を計上しております。

次の8節報償費中、弁護士相談謝礼金40万円は、元職員の業務上横領による損害賠償請求訴訟に係る経費30万円、一般相談経費10万円を計上したものです。

記念品代中、ふるさと納税2,500万円は、本別町個性あるふるさとづくり寄付金5千万円を見込んだことによるものです。

下段にあります9節旅費中、特別旅費371万4,000円は、対前年度313万9,000円の減額となりましたが、厚生労働省への実務研修及び、とちぎ圏複合事務組合への派遣が終了したことによるものです。なお、自治大学校への研修は引き続き1名分を計上しております。

52ページ、53ページをお開きください。12節役務費中、55ページをお開きください。上から14行目、ふるさと寄付金業務481万8,000円は、ポータルサイトによる寄付受付サービス利用手数料、クレジット決済システム利用手数料、寄付金事業総合支援業務手数料、返礼品用特産品の開発、商品化業務手数料となっており、入金、寄付者情報、配送、商品等の管理、寄付者からのクレーム対応など、スムーズな処理を行うものがあります。

次の13節委託料中、上から7行目、会計年度任用職員制度構築・導入支援業務174万9,000円は、地方公務員法の改正により、平成32年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることから、臨時、非常勤職員の実態調査及び任用、勤務条件の検討などを進めるものであります。

56ページ、57ページをお開きください。中段にございます18節備品購入費全国瞬時警報システム585万3,000円は、平成31年度より消防庁の伝達システムの運用が切り替わることから、この伝達システムに対応する新型受信機及び自動起動装置に更新するものであります。

飛びまして、62ページ、63ページをお開きください。6目財産造成費13節委託料中、町有林造林事業3,275万円は、対前年1,159万円の増額で、新植5カ所で18.11ヘクタール、下刈15カ所で38.66ヘクタール、地拵1カ所で5.0ヘクタール、間伐1カ所で26.52ヘクタールの事業となります。

次の段、7目交通防災対策費11節需用費中、印刷製本費、防災ガイドマップ90万2,000円は、利別川上流の3日間の想定総雨量を308.1ミリとしたハザードマップを作成することとなり、これに基づいた防災ガイドマップを作成し、全戸に配付するものでございます。

64ページ、65ページをお開きください。

13節委託料、業務委託料、防災行政無線調査486万円は、平成31年度の防災行政無

線更新に向け、コスト的にも有利で、本町の地理的条件に見合う機種を選定するため、調査、実施設計を行うものでございます。

下段の8目企画費7節賃金中、嘱託賃金1,322万4,000円は、対前年521万9,000円の増額で、これまで移住サポートセンター1名、地域おこし協力隊2名を計上しておりましたが、新たに地域おこし協力隊として2名を増員するものでございます。

66ページ、67ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金中、十勝圏複合事務組合広域事業運営負担金29万6,000円は対前年73万5,000円の減で、十勝環境複合事務組合との統合によります共通経費削減効果によるものでございます。

68ページ、69ページをお開きください。9目コミュニティセンター費、次のページをお開きください。18節備品購入費、施設等備品、看板40万円は、道の駅に駐車場案内看板を設置するものでございます。

下段の10目電算事務処理費18節備品購入費、事務用備品パソコン1,000円は、北海道備荒資金組合を通じ職員用のノートパソコン20台を更新するものでございます。

72ページ、73ページをお開きください。上から2行目、LGWAN機器1,000円は、北海道備荒資金組合を通じLGWAN、総合行政ネットワークサーバーを更新、次の、住民情報システム機器8,000円は、北海道備荒資金組合を通じ平成22年度に導入した総合行政システムの更新を行うものでございます。

飛びまして、80ページ、81ページをお開きください。4項選挙費2目北海道知事及び道議会議員選挙費689万9,000円及び、82ページ、83ページにあります、3目町議会議員選挙費677万7,000円は選挙執行経費を計上しております。

飛びまして、86ページ、87ページ。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、次のページ、19節負担金補助及び交付金中、補助金、社会福祉協議会、一般分3,977万円、対前年度1,250万円の増額は、仙美里高齢者住宅備品購入費補助213万7,000円、人材確保対策として801万4,000円を計上したことによるものでございます。

90ページ、91ページをお開きください。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億2,492万4,000円は対前年1,319万9,000円の減額で、財政調整分1千万円の減によるものでございます。

92ページ、93ページをお願いします。2項老人福祉費1目老人福祉総務費、次のページ、19節負担金補助及び交付金中、補助金、社会福祉協議会、福祉有償運送運営費672万4,000円、対前年398万6,000円の増額は、運営経費に対する財政支援を行うことにより、事業の安定化を図るものでございます。

一番下にあります、仙美里高齢者住宅建設費658万円は、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる仙美里高齢者住宅建設事業資金に係る元利償還金への助成であります。

98ページ、99ページをお願いします。下段の4目高齢者福祉施設費、次のページ、13節委託料中、業務委託料、環境整備453万2,000円は、太陽の丘環境整備業務と

して草刈業務、除雪業務を委託するものであります。

102ページ、103ページをお開きください。3項児童福祉費2目児童福祉施設費7節賃金中、次のページ、上段にございます、パート等賃金、学童指導員1,138万3,000円、対前年445万1,000円の増額は本別及び勇足学童保育所の増員及び仙美里学童保育所の新設によるものでございます。

下段の3目特別保育費7節賃金中、臨時雇賃金、保育士212万2,000円は、勇足保育所1名分を計上しております。

飛びまして、108ページ、109ページをお願いします。4目発達支援センター費、次のページ、3段目にございます、18節備品購入費197万5,000円は、発達支援センター訪問指導車1台を購入するものでございます。

飛びまして、116ページ、117ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費6目環境衛生費、次のページの1番下段にございます、19節負担金補助及び交付金中、負担金、地球環境を考える自治体サミット10万円は環境問題に取り組んでいる全国24市町村が加盟するものですが、本年度本別町でサミットを開催する予定となっております。

120ページ、121ページをお願いします。2項清掃費2目塵芥処理費19節負担金補助及び交付金、池北三町行政事務組合6,086万1,000円は、対前年2,066万6,000円の減額となっておりますが、施設建設に係る起債償還の終了によるものでございます。

下段の3目し尿処理費19節負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金1,176万円は、対前年463万3,000円の増額ですが、新たに建設した、し尿処理施設に係る下水道建設及び管理負担金の増によるものでございます。なお、汚水処理施設共同整備事業負担金につきましては平成29年度で終了しております。

122ページ、123ページをお願いします。3項上水道費2目簡易水道費、28節繰出金5,901万2,000円は、対前年1,022万3,000円の減となっておりますが、単独事業の減によるものでございます。

下段の4項病院費1目病院公営企業費3億5,745万4,000円は、繰出基準に基づいて支出いたします病院事業会計への負担金、補助金、出資金であります。前年度より1,899万6,000円の減でありますが、19節負担金補助及び交付金、救急医療確保経費などで前年度より425万2,000円の増額、次のページの上段にございます24節投資及び出資金が、医療機械器具整備事業の減などで2,324万8,000円減額となったことによるものでございます。

中段にございます、5款労働費1項1目労働諸費13節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料441万6,000円は、冬季間の雇用対策として中央小学校教職員住宅2棟2戸の解体業務を行うもので、延べ119人の雇用創出を見込んでおります。

126ページ、127ページをお願いします。一番下段にございます、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、129ページ、補助金中、9

つ目にごじます鳥獣被害防止総合対策事業15万6,000円、対前年1,714万8,000円の減でございますが、平成28年の台風で被災いたしました鹿柵修繕事業が終了したことによるものでございます。

2つ下の、てん菜収穫原料ストックポイント整備事業580万円につきましては、新たに雪よけネット購入費補助を導入すること等により、対前年244万2,000円の増額となっております。

その下、農業次世代人材投資事業交付金（経営開始型）600万円は、これまでの青年就農給付金（経営開始型）から事業名が変更になったことによるものでございます。

その下、新規就農者等支援事業（農業振興基金事業）1,121万円は、本町での就農を目指し、営農実習、農業体験、研修を実施しようとする新規就農予定者及び受入れ農家を支援するとともに、新規就農者に対して農業経営の維持発展に必要な営農資材等を支援するものでございます。

次の地域農業支援事業（農業振興基金事業）50万円は、技術習得、先進地農業研修等を支援するものでございます。

下段の21節貸付金、農業振興資金貸付金4千万円は、運転資金及び運営資金を農業、農作業支援組織等に貸し付けるものでございます。

次の段、4目畜産業費、131ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金中、畜産担い手育成総合整備事業2,748万9,000円は、対前年951万5,000円の減ですが、本年度は、草地整備38.5ヘクタール、暗渠整備3.5ヘクタール、草地造成改良0.5ヘクタール、家畜排せつ物処理施設294平米を実施するものでございます。

下段の5目農地費13節委託料中、調査設計委託料、明渠排水520万円、133ページをお開きください。15節工事請負費、農地耕作条件改善事業3,200万円は、国営大森明渠排水、延長180メートルを改修するもので、財源内訳は道補助金2,046万円、地方債1,500万円、一般財源174万円となっております。

その下、19節負担金補助及び交付金、道営畑地帯総合整備事業367万円は、防災減災事業として美里別東地区の排水路調査設計を行うものでございます。

次の多面的機能支払交付金4,357万1,000円は、環境保全活動として農道、農業用排水路などの維持管理を行うもので、継続の16地区の取り組みに対する交付金であります。事業費は4,357万1,000円で、国庫負担金2,178万5,000円、道支出金が1,089万2,000円、一般財源が1,089万4,000円であります。

次の段、6目営農用水管理費、135ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金、道営美蘭別地区営農用水事業1億3,691万円は、事業期間平成25年度から平成33年度までとなっております。

道営事業費の負担割合ですが、国が45パーセント、北海道及び本別町が27.5パーセントとなり、非農事業費は全額町負担となります。

本年度の事業につきましては、道営事業費として配水地2カ所、電気計装設備、減圧施

設の用地測量、過年度管路工事箇所の舗装復旧、防除で4億4,150万円、非農事業費分として1,490万3,000円となっております。

事業費は、町負担分1億3,691万円で、地方債が1億3,690万円、一般財源が1万円でございます。

一番下段でございます、2項林業費2目林業振興費、137ページをお願いします。13節委託料、業務委託料、中型獣類捕獲対策事業20万円は、これまでエキノコックス症対策としてキツネの捕獲に対する出動費を計上しておりましたが、近年、タヌキ、アライグマの生息数が増加していることから、対象をキツネ、タヌキ、アライグマに拡大するものでございます。

その下、19節負担金補助及び交付金中、未来につなぐ森づくり推進事業1,126万円は、森林所有者負担を軽減する事業であり、事業の負担割合は、北海道が16パーセント、本別町が10パーセントとなっております。

本年度は、民有林の植栽45ヘクタール、準備地拵35ヘクタールを実施し、財源内訳ですが、事業費は1,126万円で、道支出金692万9,000円、地方債430万円、一般財源が3万1,000円であります。

下段の7款1項商工費2目商工業振興費8節報償費、奨励金、地域ブランドPR推進26万1,000円は、地場産カラマツ材等の木材活用普及事業として、普及イベント、商談会等への参加奨励金、マーケティング調査等の経費を計上するものでございます。

140ページ、141ページをお開きください。3目観光費、次のページをお願いいたします。下段でございます19節負担金補助及び交付金、補助金、観光協会1,740万8,000円は、対前年1,024万1,000円の増額でございますが、これまで13節委託料で計上しておりました本別公園運営管理業務を一括計上し、補助するものでございます。

飛びまして、148ページ、149ページをお願いします。8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、次のページ、18節備品購入費中、車両等備品、砂散布機490万7,000円は、老朽化により更新するものでございます。

下の車両、普通自動車64万1,000円は、現在使用しております電気自動車1台のリース期間が終了することから、買い取りをするものでございます。

その下、除雪ダンプ5,657万1,000円は、現在の除雪ダンプの老朽化により更新するものです。事業費は5,657万1,000円、国庫補助金3,321万8,000円、地方債1,950万円、一般財源は385万3,000円となっております。

下段でございます、2目道路維持費15節工事請負費中、153ページをお開きください。町道補修工事1,800万円は、町内全域で、面積は2,300平方メートルを見込んでいます。

次の16節原材料費中、材料費1,079万9,000円は、道路補修用砂利の購入が主なものでございます。

中段の3目道路新設改良費2億8,735万円は、対前年7,233万1,000円の減額

です。

右側の説明欄の事業別で説明いたしますが、上から道路新設改良人件費2,980万2,000円は、この目の人件費の合計でございます。

次の道路新設改良事業134万8,000円は、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料の事務費、次の地方道路整備事業2億5,620万円は、予算説明資料の10ページをお開きください。右側中段、事業説明でございますけども、事業路線は町道美蘭別活込横断道路、改良延長115メートル、函渠1カ所、補償。町道東中西中間道路、暫定土工延長290メートル。調査設計委託、用地買収、補償。町道美里別川沿道路、改良延長180メートル、補償。町道負箆西4線道路、改良延長300メートル、補償。町道南広場1号通り、舗装延長259メートル。町道南広場2号通り、舗装延長213メートル。事務費を含めました総事業費、2億5,823万円、6事業でございます。

左側の財源内訳ですが、事業費2億5,823万円、国庫支出金1億5,922万7,000円、地方債9,640万円、一般財源260万3,000円となっております。以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、153ページをお願いします。下段の4目橋りょう維持費13節委託料6,230万円、15節工事請負費1億600万円は、別添の予算説明資料の17ページをお願いいたします。右側中段、事業説明でございますが、本別町管内橋りょう長寿命化事業として、中央橋、南1号橋、南2号橋、第3号橋、橋りょう補修、架換工事、1億600万円、義経橋、南3号橋、南4号橋、南5号橋、第5号橋、第10号橋、橋りょう補修調査設計委託3,800万円、愛の架け橋ほか、全149橋、橋りょう計画策定1,500万円、中央橋、物価調査30万円、水道橋、架換予備設計900万円、総事業費1億6,830万円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費1億6,830万円、国庫支出金9,900万4,000円、地方債4,910万円、一般財源2,019万6,000円となっております。

予算書に戻りまして、154ページ、155ページをお開きください。4項都市計画費2目公園費7節賃金、作業員賃金2,107万2,000円は、対前年533万2,000円の減額ですが、パークゴルフ場の維持管理業務を委託すること等により、減額となったものであります。

156ページ、157ページをお開きください。中段にございます13節委託料、調査設計委託料、都市公園安全・安心対策事業1,800万円は、平成21年度に策定した計画の見直しを行うものでございます。

158ページ、159ページをお開きください。5項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費、北6丁目団地公営住宅改善事業521万7,000円は、給湯器給排気筒取替工事2棟12戸を行うもので、161ページをお願いします。向陽町団地公営住宅改善事業、個別改善4,015万5,000円は、向陽町にございます老人同居住宅1棟4戸の居住性の向上、長寿命化を図るものでございます。

下にあります19節負担金補助及び交付金、住宅改修費等補助金910万円は、対前年2,280万円の減額ですが、平成27年度から平成29年度までの3カ年事業として実施してまいりましたが、町民の皆さまからの要望も多く、平成30年度は町内業者を利用し、町内の自宅、賃貸住宅、空き家住宅の改修費用に対する助成を行います。

自宅、賃貸住宅の場合は、改修工事費30万円以上で助成額10万円とし、空き家は、空き家バンク登録を条件に購入または賃借の場合、工事費100万円以上で30万円を助成するものでございます。

2つ下にございます、木造住宅耐震改修等105万円は、昭和56年5月31日以前に着工した2階建てまでの木造住宅を対象に、耐震診断、耐震改修を行った場合にその要した経費に対して助成するものでございます。

助成額は、耐震診断は上限3万円、耐震改修は改修工事に要した額に応じ、上限30万円まで助成するものでございます。

中段の2目公営住宅建設費1億4,213万2,000円は、対前年7,522万5,000円の増額となります。

説明欄の事業別を御覧ください。上から公営住宅建設人件費1,646万7,000円は、この目の人件費の合計でございます。次の栄町公営住宅建設事業42万7,000円は、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料の事務費、及び19節負担金補助及び交付金の合計でございます。次の栄町公営住宅整備事業1億2,523万8,000円は、13節委託料、15節工事請負費となります。

それでは、別冊の予算説明資料で説明をさせていただきます。

27ページをお開きください。右側の事業説明ですが、10号棟、木造平屋建1棟2戸、168.49平方メートル、駐車場整備、改良舗装2台。11号棟、木造平屋建1棟2戸、168.49平方メートル、駐車場整備、改良舗装2台。道路整備、改良延長118.87m、舗装面積179.12平方メートル、団地内給水整備、延長107.61m。建替設計委託、事務費を含む総事業費は1億2,575万9,000円となり、左側の財源内訳でございますが、事業費1億2,575万9,000円、国庫支出金5,020万5,000円、地方債5,610万円、一般財源1,945万4,000円となっております。

予算書に戻りまして、161ページをお願いします。3目空き家等対策費19節負担金補助及び交付金300万円は、隣接者に悪影響を及ぼす著しく管理不良な空き家住宅の除却を促すことを目的に助成するものであります。なお、助成額の2分の1が国からの交付金となります。

162ページ、163ページをお開きください。9款1項消防費1日常備消防費19節負担金補助及び交付金中、とちち広域消防事務組合2億1,691万7,000円は、対前年4,626万5,000円の増額であります。化学消防ポンプ自動車更新に対する負担金の増が主なものでございます。

飛びまして、166ページ、167ページをお開きください。10款教育費1項教育総

務費 2 目事務局費 7 節賃金中、嘱託賃金、英語教諭 3 2 5 万 2, 0 0 0 円は、英語教育の充実を図るため新たに英語教諭 1 名を任用し、義務教育や生涯学習の場で活用するとともに、高校生等を対象とした無料英語塾を開設するものでございます。

1 6 8 ページ、1 6 9 ページをお願いします。下段にございます、4 目諸費 1 9 節負担金補助及び交付金中、1 7 1 ページをお願いします。補助金、国際交流研修 3 4 0 万円は、国際姉妹都市オーストラリア・ミッチェルに中高生 1 0 名、団長、随員 2 名を派遣するものでございます。

その下、本別高校の教育を考える会 2, 8 7 0 万 5, 0 0 0 円は、対前年 4 3 7 万 1, 0 0 0 円の増額ですが、町外からの入学生を確保するため、新たに音更、本別間の無料通学バスを運行することによるものであります。

飛びまして、1 8 4 ページ、1 8 5 ページをお開きください。4 項社会教育費 2 目公民館費、1 8 6 ページ、1 1 節需用費、消耗品費、庁舎等 4 6 0 万円は、中央公民館大ホールの椅子 4 0 0 脚を更新するものでございます。

一番下の修繕料、施設 1 8 3 万円は、中央公民館非常照明設備修繕、屋内消火栓呼水槽修繕等によるものであります。

1 8 8 ページ、1 8 9 ページをお開きください。1 8 節備品購入費、施設等備品、会議用テーブル 1 4 1 万 7, 0 0 0 円は、中央公民館視聴覚室の会議用テーブル 2 6 枚を更新するものでございます。

飛びまして、1 9 6 ページ、1 9 7 ページをお開きください。5 項保健体育費 2 目スポーツ振興費、2 0 1 ページ、1 3 節委託料、業務委託料、パークゴルフ場 8 0 5 万 6, 0 0 0 円は対前年 4 3 3 万 7, 0 0 0 円の増額ですが、これまでの太陽の丘及び弥生コースパークゴルフ場に加え、直営で管理しておりました 3 コースを含む 5 コース全ての維持管理業務を委託するものでございます。

2 0 2 ページ、2 0 3 ページをお願いします。3 目体育施設費 1 5 節工事請負費、本別町体育館、玄関屋根防水工事は玄関庇の改修を行うものです。

2 0 8 ページ、2 0 9 ページをお開きください。1 2 款 1 項公債費 1 目元金 6 億 2, 5 9 0 万 5, 0 0 0 円、下段の 2 目利子 5, 2 8 6 万 8, 0 0 0 円を合わせた元利償還金の額は 6 億 7, 8 7 7 万 3, 0 0 0 円で、前年度に比較して 1, 2 3 6 万 6, 0 0 0 円の減額となっておりますが、本別中学校校舎改築事業等の償還終了が主な要因であります。

以上で歳出を終わりました、1 2 ページ、1 3 ページをお開きください。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承ください。

1 2 ページの町税につきましては、副町長から説明がありましたので省略させていただきます。

1 4 ページ、1 5 ページをお開きください。2 款地方譲与税 1 項自動車重量譲与税から 1 6 ページの中段にあります 8 款 1 項地方特例交付金までは、平成 2 9 年度実績見込み及び地方財政対策を参考にそれぞれ計上しております。

次の9款1項1目の地方交付税についても、副町長から説明を申しあげましたので説明を省略させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項使用料ですが、使用料等の改定による影響額でございますが、前年度当初予算比較で129万8,000円の減、パークゴルフ場の無料化による影響額につきましては119万円の減で予算を計上しております。

飛びまして、22ページ、23ページをお開きください。下段でございます、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金1億3,733万円は、対前年度1,815万1,000円の増額ですが、介護給付費等負担金障害福祉サービス費等及び障害児入所給付費等の給付費が増額となったことによるものでございます。

24ページ、25ページをお願いします。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金中、保育補助者雇上強化事業補助金332万2,000円は、幼保連携型認定こども園ほんべつに勤務する保育教諭の業務負担を軽減するため、保育教諭等の資格を持たない保育補助者に対する経費に対して補助されるものでございます。

2段下でございます、4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2億9,144万9,000円は、町道整備6事業、除雪ダンプ購入及び橋りょう長寿命化事業に対する補助金でございます。

2つ下の3節住宅費補助金公営住宅整備事業等7,675万3,000円は、栄町団地公営住宅建替事業、向陽町団地公営住宅改善事業等に対する交付金でございます。

飛びまして、28ページ、29ページをお開きください。14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金、次のページの上から8行目でございます、農地耕作条件改善事業補助金2,046万円は、国営大森明渠排水改修事業に対する補助金でございます。

飛びまして、36ページから39ページにかけて、17款繰入金2項基金繰入金は、16の基金で総額4億8,019万3,000円の繰り入れを計上いたしましたが、前年度と比較し1億8,458万2,000円の増額となっております。

37ページを御覧ください。主なものでございますが、1目の財政調整基金は財源調整として対前年1億円増の3億3,000万円、2目の減債基金は公債費償還一般財源として対前年3千万円増の5千万円、5目の農業振興基金は新規就農者等支援事業に1,116万円、地域農業支援事業に50万円、農業振興基金貸付金利子補給に37万5,000円、農業振興基金貸付金に4千万円、合計5,203万5,000円となっております。7目の町有林振興基金は町有林造林事業に350万円、8目の酪農ヘルパー振興基金は前年同額の280万円、9目の社会教育施設等整備基金は中央公民館大ホールの椅子、視聴覚室の会議用テーブル購入費に600万円、町体育館玄関屋根防水工事に150万円、合計750万円、12目の公共施設等整備基金は、全国瞬時警報システム新型対応自動起動装置購入に250万円、38ページでございます13目の個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に35万円、保育料軽減事業に2,900万円、発達支援センター訪問指

導車購入に150万円、学校給食費多子世帯負担軽減に100万円、合計3,185万円をあてるものでございます。

飛びまして、44ページ、45ページをお開きください。20款町債でございますが、次のページの合計欄を御覧ください。計6億9,631万円で、対前年7,359万7,000円、9.6パーセントの減ですが、主な要因といたしましては、防災行政無線整備事業債が480万円、公営住宅建設事業債が5,270万円、消防設備整備事業債が3,220万円の増となりましたけども、医療機械器具整備事業債が1,980万円、地方道路整備事業が2,560万円、臨時財政対策債が1,849万7,000円、国営土地改良事業債が1億1,570万円の減となったことによるものでございます。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも、4億1,070万円で対前年4,700万円、10.3パーセントの減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に6ページをお開きください。第2表、債務負担行為、事項、市内LAN用パソコン購入事業、期間、平成30年度から平成34年度、限度額、237万6,000円。事項、LGWAN、総合行政ネットワーク、機器更新事業、期間、平成30年度から平成34年度、限度額、248万6,000円。事項、住民情報システム更新事業、期間、平成30年度から平成34年度、限度額、8,157万5,000円。事項、戸籍電算システム更新事業、期間、平成30年度から平成34年度、限度額、1,744万8,000円。事項、農地流動化資金に対する利子補給、期間、平成30年度から平成40年度、限度額、利子補給対象額500万円に対する利率、年0.8パーセント以内の利子相当額。事項、農業振興基金貸付金に対する利子補給、期間、平成30年度から平成40年度、限度額、利子補給対象額4千万円に対する利率、年1.4パーセント以内の利子相当額。

次の7ページ第3表、地方債。起債の目的、公共事業等、限度額6,980万円。公営住宅建設事業、限度額7,320万円。一般補助施設整備等事業、限度額970万円、緊急防災・減災事業限度額770万円。

8ページにございます、辺地対策事業、限度額3,410万円、過疎対策事業、限度額3億3,320万円、臨時財政対策債、限度額1億6,861万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、平成30年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君） お諮りします。

議案第27号平成30年度本別町一般会計予算については、明日15日議事とする予定の議案第28号から議案第35号の説明を受けたのち、設置を予定する、議長を除く10名の委員をもって構成する平成30年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算については、明日15日議事とする予定の議案第28号から議案第35号の説明を受けたのち、設置を予定する、議長を除く10名の委員をもって構成する平成30年度各会計予算審査特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日、3月15日の会議は、議事の都合により、特に、午後1時30分に繰り下げて開くことにいたします。

これをもって、通知済みとします。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告(午後4時12分)

平成30年本別町議会第1回定例会会議録（第4号）

平成30年3月15日（木曜日） 午後 1時30分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 28号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 2	議案第 29号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3	議案第 30号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 4	議案第 31号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 5	議案第 32号	平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 6	議案第 33号	平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 7	議案第 34号	平成30年度本別町水道事業会計予算について
日程第 8	議案第 35号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第 9	議案第 36号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 28号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第 2	議案第 29号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3	議案第 30号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第 4	議案第 31号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第 5	議案第 32号	平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第 6	議案第 33号	平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第 7	議案第 34号	平成30年度本別町水道事業会計予算について
日程第 8	議案第 35号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第 9	議案第 36号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について

○出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	村本信幸君	
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君	
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	大橋堅次君	
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君	
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君	
総務課主幹	小坂祐司君	総務課長補佐	三品正哉君	
建設水道課長補佐	小出勝栄君	教育長	中野博文君	
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	阿部秀幸君	
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡弘幸君	
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	村本信幸君	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺巢正樹君 総務担当主査 塚谷直人君

開議宣告（午後 1 時 3 0 分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 28 号

○議長（方川一郎君） 日程第 1 議案第 28 号平成 30 年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし、日程第 8 議案第 35 号平成 30 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上 8 件についてを一括議題とします。

これより、各会計について順次提案理由の説明を求めます。

議案第 28 号平成 30 年度本別町国民健康保険特別会計予算について、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第 28 号平成 30 年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、平成 30 年度における国保運営の概要について説明をさせていただきます。

予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、総体で被保険者数 2,215 人、内訳は一般被保険者が 2,206 人、退職被保険者数が 9 人、世帯数を 1,115 世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数と比較しますと、7.0 パーセント、169 人の減となっています。

なお、加入割合は 1 月末現在の人口、世帯数で申し上げますが、被保険者数で 30.6 パーセント、世帯数で 30.1 パーセントの加入割合となっております。

それでは予算書の 1 ページをお願いします。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 9,098 万円と定めるものでございます。

第 2 条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を 1 億円と定めるものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入歳出ともに、制度の広域化によりまして財政運営の責任主体が北海道へ移行することによりまして、いくつか廃止となった款がございます。

歳出の合計の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして 2 億 2,476 万 2,000 円、15.9 パーセントの減となっております。

次に歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。

3、歳出です。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 3 節委託料中、システム修

正81万3,000円は、高額療養費制度改正に伴う改修費を計上しております。二つ下の行の19節負担金補助及び交付金の国保情報集約システム39万5,000円は、国保連合会と本別町の情報を回線で結ぶための負担金となっております。

次に、下段の1款総務費2項徴税费1目賦課徴収費、20ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金61万4,000円につきましては、十勝滞納整理機構へ10件の依頼分を計上したものです。

下段の2款保険給付費1項療養諸費から、次のページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭費につきましては、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去3年間の実績から示した額を基に計上しております。

23ページ、24ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業納付金1項医療給付費分、本年度の計の欄を御覧ください。2億3,865万9,000円、次の2項後期高齢者支援金等分同じく計の欄ですが7,413万2,000円、次の3項介護納付金分2,888万7,000円の合計額3億4,167万8,000円は、本町が北海道へ納める納付金で、制度改正により新たに設けられたものでございます。

25ページ、26ページをお願いします。中段の5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費13節委託料中、5行目の特定健康診査395万8,000円、特定保健指導38万9,000円、特定健診未受診者対策326万7,000円は、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策についてはハガキの送付などにより健診の勧奨を図ってまいります。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入です。1款1項国民健康保険税につきましては、次のページをお願いします。一番上の段の計の欄2億7,832万1,000円となっております。現年課税分につきましては、平成29年度決算見込みと比較して1,738万6,000円、6.75パーセントの増となっております。このうち、一般被保険者現年課税分2億7,346万8,000円と、12ページをお願いいたします。5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金2,736万3,000円の合計3億83万1,000円が納付金の保険税分にあてられる財源となります。

また戻りまして9ページ、10ページをお願いします。3款道支出金1項道補助金1目1節保険給付費等交付金7億4,780万8,000円は、広域化によりまして北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用にあてられます。

11ページ、12ページをお願いいたします。2段目の5款繰入金2項1目基金繰入金140万円は、納付金を賄うため不足分を基金から繰り入れを行うものです。

なお、35ページ以降の添付資料、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第28号平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

たきます。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

平成30年度は2年に1度の保険料率見直しの年でありまして、所得割につきましては現在10.51パーセントが10.59パーセントに、0.08パーセントアップ、均等割は4万9,809円が5万205円に、0.80パーセント396円のアップ、後期高齢者医療広域連合の資料によりますと北海道の一人当たり保険料は6万4,241円が6万5,655円に、2.20パーセント1,414円アップとなっております。これに合わせまして軽減基準額の見直しも行われているところでございます。

本予算案は改正後の税率を適用して作成したもので、年間平均被保険者見込数につきましては1,609人としております。前年度当初は1,626人で17人の減と見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,746万3,000円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。3段目の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比3.9パーセント、465万6,000円増の1億2,421万6,000円を北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上し、このうち広域連合の事務費負担金として521万8,000円、保険料等が1億1,899万8,000円で、保険料の内訳といたしましては、保険料分が8,281万5,000円、保険基盤安定制度の軽減分が3,618万3,000円となっております。

戻りまして、6ページ、7ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比4.4パーセント、351万円増の8,281万5,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,609人分の保険料で、一人当たり平均5万1,469円の収納を見込んでおり、全道平均の一人当たり保険料6万5,655円の78.4パーセント程度となっております。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、対前年比2.8パーセント、118万円増の4,360万2,000円で、歳出で説明いたしました保険基盤安定繰入金3,618万3,000円とその他一般会計繰入金741万9,000円の合計額であります。

以上で、議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第30号平成30年度本別町介護保険事業特別会計予

算について、飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美君） 議案第30号平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,302万円と定めるもので、これは対前年度比0.3パーセントの増となったところであります。

平成30年度の介護保険事業特別会計は、先に策定いたしました第7期介護保険事業計画の初年度として、計画に基づき執行することとなります。

第1号被保険者につきましては、2,878人を見込み、高齢化率は40.3パーセントと推計しております。

それでは、事項別明細書により、歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費中、介護保険冊子47万8,000円につきましては、介護保険制度および介護保険料を周知するために、3年に1度、65歳以上の方がいる世帯に配布する啓発用パンフレットを作成するものです。

13節委託料中、地域包括ケアプロジェクト推進事業1,100万円は、平成29年度から実施しております、医療介護の連携事業や本別を知ってもらうための星空キャンプ等に加えて、平成29年度に立ち上げる、民間による本別応援サイトや、首都圏で開催する地域医療塾の運営などに係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金中、下から二つ目の、本別町介護従事者就業支援等補助金395万円は、平成30年度から介護の有資格者が、継続して1年就業した場合に支払われる就業支援補助金の該当者が見込まれるため、前年度より増額しての計上となっております。

15ページ、16ページをお開きください。

下段の2款保険給付費1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費につきましては、居宅及び施設介護サービス給付費の合計で、前年度と比べ1,068万9,000円、1.3パーセント増の8億281万2,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください

3款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費13節委託料中、地域包括ケアプロジェクト推進事業150万円は、平成29年度は一般会計の保健衛生費で計上しておりました地域健康づくり活動謝礼金を移行し、地域包括ケアシステムに健康づくりを位置づけ、壮年期から高齢期まで一貫した介護予防、健康づくりを進める事業を推進するものです。

下段の19節負担金補助及び交付金中、介護予防・生活支援サービス事業費905万円

につきましては、要支援者等の方を対象に予防訪問サービスと予防通所サービスについて実施するものです。

19ページ、20ページをお開きください。

3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は人事異動等により2名分の計上となっております。

2目任意事業費13節委託料中、一番下の認知症高齢者見守り事業38万9,000円は、オレンジセーフティネット、これは、スマートフォンアプリを活用した、認知症高齢者等の徘徊を捜索するシステムの運用、保守等にかかる費用であります。十勝管内の近隣5町での年度当初からの運用を検討しておりましたが、今月に入ってから厚労省が平成30年度に全国展開の仕組みを再検討するという連絡がありまして、導入の時期が遅れる見込みとなっております。

以上で歳出を終わりました、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入であります、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は2,878人、1億9,004万5,000円を見込んでおります。

9ページ、10ページをお開きください。

一番下の段になります、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の総額は1億6,166万1,000円で、前年度と比較し787万9,000円、4.6パーセント減となっておりますが、2節地域支援事業繰入金のうち交付金限度額超過分が、前年度比2,047万4,000円の減となっているのは、地域包括支援センターの人件費が4名から2名になっていることが主な理由であります。

3節その他一般会計繰入金が前年度比1,020万2,000円の増となっているのは、地域包括ケアプロジェクト推進事業の拡大、介護従事者就業支援等補助金の該当者の増が主な理由であります。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第31号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第31号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,026万円と定めるもので、前年度と比較しまして478万3,000円、率にして1.7パーセントの増になったところであります。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして歳出から御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出ですが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2億5,102万円、これにつきましては特別養護老人ホームの運営経費であります。前年度と比較しまして346万4,000円、率にして1.4パーセントの増となっております。

増額の主なものは、11ページ上段2節給料、3節職員手当等は人事異動や給与改定によるもの、その下4節共済費は負担金率の変更によるもの、7節賃金中、準職員賃金は人事異動や給与改定によるもの、さらにパート等賃金につきましては業務の効率化を図るため、代替職員とパート職員を統一したものによるものでございます。

中段、11節需用費中、燃料費は単価アップによる増となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。上段12節役務費中、手数料の四つ目、重油タンク検査8万1,000円は、3年に1回の地下タンク漏洩検査によるもの。その三つ下、生ごみ処理は運搬を直営から委託することによる増になってございます。

10ページ、11ページにお戻り願います。減額の主なものは、上段7節賃金中、臨時雇、これにつきましては年間を通して職員を募集しておりましたが、応募がないことによる減でございまして、昨年につきましてはパート職員等のお力をお借りして、1年間運営をしてきているところでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

中段、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費3,711万6,000円は、総合ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、2節給料、3節職員手当等、科目はございませんが7節賃金、準職員賃金は介護支援専門員の人事異動による人件費の増減であります。

2目介護予防支援事業費212万4,000円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費で、28節繰出金は居宅予防支援サービス計画の件数の減による繰出しの減でございます。

次に歳入にまいります。6ページ、7ページにお戻り願います。

2、歳入ですが、上段1款サービス収入1項1目介護給付費収入2億116万1,000円は、対前年95万9,000円、率にして0.5パーセントの増となっております。

次に8ページ、9ページをお開き願います。上段、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,370万2,000円は、前年度より239万1,000円、率にして4.7パーセントの増となっております。先ほど述べました歳出のうち、人事異動や給与改定による人件費増に伴うものが主なものでございます。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、18ページからの添付資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算に

ついて、大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,019万5,000円と定めるもので、前年度より1,693万円の減となったところであります。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8千万円と定めるものでございます。

次に、本年度の給水計画でございますが、給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3カ所の簡易水道を合わせまして430戸、1,250人、年間の総配水量は23万1,000立方メートルを計画しております。

それでは事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費中、光熱水費・電気料は燃料費調整単価の値上がりによるもので、対前年56万2,000円増の845万7,000円を見込んでおります。

13節委託料中、保守点検等委託料、次のページをお願いいたします。上段の計装設備は3年から5年おきに行なっておりまして、保守点検対象機器が減ったことにより対前年111万9,000円減の173万6,000円となっております。

2目維持修繕費15節工事請負費2,154万3,000円の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器更新工事75カ所で、対前年158カ所減となっております。また、勇足簡易水道では浄水場の次亜注入ポンプ及び制御装置の更新工事を実施するものでございます。

美里別簡易水道では配水池取水ポンプの更新工事、導水ポンプ場のパネルヒーターの更新工事、町道美里別川沿道路改良工事に伴います配水管移設工事を実施するものでございます。工事請負費は対前年1,129万4,000円の減となっております。

16節原材料費108万2,000円は、量水器更新工事の量水器75基分の購入費でございます。対前年557万1,000円の減となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。3款1項公債費1目元金では対前年168万円増の3,029万1,000円となっており、2目利子では対前年83万8,000円減の1,125万9,000円となっております。

次に8ページ、9ページにお戻りください。歳入であります、1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金200万円は町道美里別川沿道路の道路改良に伴う補償金ですが、今まで使用していたことによる減耗があるためでございます、約37パーセントの補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分は対前年74万円増の4,061万7,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年1,022万3,000円減の5,901万2,000円となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。下段の7款1項町債1目簡易水道事業債は、前年度より450万円減の1,780万円となっております。

次に4ページをお願いいたします。第2表、地方債であります、起債の目的、簡易水道事業、限度額を1,780万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございます。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成30年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について、大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,668万1,000円と定めるもので、前年度より3,844万3,000円の減となったところでございます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によるものでございます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

平成28年度末における下水道の普及状況でございますが、公共下水道計画区域内の下水道普及率は98.99パーセントとなっております。また水洗化率では90.75パーセ

ント、浄化槽の普及率は45パーセントとなっております、これを両方合わせた汚水処理人口普及率は81.46パーセントとなっております。

次に事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。下段の1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中、修繕料の管渠・ポンプ所汚水ポンプ376万円は、3年に1回実施する北部及び西部マンホールポンプ所のポンプ修繕により175万円の増となっております。

2目処理場管理費11節需用費中、次のページ、15ページ、16ページをお願いいたします。修繕料、対前年284万3,000円の減は、3年に1回実施している汚水ポンプ3基の修繕および汚泥供給配管等修繕が完了したことによるものでございます。

13節委託料中、業務委託料、汚泥運搬処理93万7,000円の増は、汚泥受入れの農家の方が1件減したことにより、汚泥の運搬処理量がふえたことによるものでございます。

3目個別排水処理施設管理費の対前年57万6,000円の増額は、浄化槽の管理基数の増によるものでございます。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費、次の17ページ、18ページをお願いいたします。13節委託料、下水道施設調査設計280万円は、平成31年度の更新機器の調査設計等でございます。

15節工事請負費中、公共下水道污水管渠新設工事450万円は、栄町団地内の污水管渠新設工事、またマンホール等の改修工事でございます。その下、公共下水道終末処理場機器更新工事7,600万円は、引込盤、受電盤、変圧器盤、外4機種の新設工事を実施するものでございます。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費1,813万円は、浄化槽8基の新設を予定しているものでございます。

次の19ページ、20ページをお願いいたします。3款1項公債費1目元金は、対前年504万8,000円減の2億3,843万2,000円、2目利子は対前年553万3,000円減の4,398万7,000円となっておりますが、既往債の支払いの完了によるものでございます。

次に9ページ、10ページにお戻りください。歳入でございますが、中段の2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料は6,712万1,000円で、2目個別排水処理施設使用料は1,186万5,000円を見込んでいるところでございます。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年1,893万8,000円減の2億3,481万4,000円となっております。

次の11ページ、12ページをお願いいたします。下段の7款1項町債1目土木債、前年度より700万円減の1億2,360万円となっております。

次に、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為であります、平成30年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成30年度

から平成35年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成30年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成30年度から平成35年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものでございます。

次に、5ページの第3表をお願いいたします。地方債につきましては、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を3,710万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を1,430万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を7,220万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございます。

なお、添付資料の説明は省略をさせていただきます。

以上、平成30年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算について、大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有君） 議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,659戸、年間総給水量を52万1,700立方メートル、1日の平均給水量を1,429立方メートル、主な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費450万円、配水施設整備改良事業費619万4,000円、営業設備整備事業費1,221万円を予定しているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年102万8,000円減の1億6,448万8,000円と定めるところでございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,901万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,757万7,000円、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額144万円を補てんをするものでございます。

収入の第1款資本的収入では、対前年4,610万円減の230万円、支出の第1款資本的支出は、対前年5,376万5,000円減の6,131万7,000円と定めるところでございます。

2ページをお開きください。第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額を190万円、配水施設整備改良事業の限度額は40万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございます。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるところでございます。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与

費で、対前年41万6,000円増の3,981万6,000円でございます。

第11条の一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年191万9,000円増の3,207万5,000円でございます。

第13条のたな卸資産の購入限度額は516万3,000円と定めるところでございます。

次に、予算説明書により主な事業内容について説明させていただきます。

19ページ、20ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、対前年151万6,000円減の1億2,100万6,000円と見込んだところでございます。

2項営業外収益対前年53万2,000円の増は、一般会計補助金の増額が主な要因でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費委託料保守点検等委託料、対前年69万8,000円の増は、浄水場計器を3年から5年ごとに保守点検しているためで、点検対象機器がふえたことによるものでございます。

2目配水及び給水費、次のページ、23、24をお願いいたします。下段の通信運搬費電話回線専用料16万4,000円の増は回線使用料単価の増によるものでございます。

1段下、委託料、対前年41万4,000円の増は、3年ごとに弥生町ポンプ場、向陽町ポンプ室、山手町ポンプ場及び浦幌坂配水池の機器の保守点検を行うもので、30年度は弥生町ポンプ場の電気計装設備の保守点検を行うものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。4目総係費手数料対前年86万2,000円の増は、銀行口座振替手数料の単価増とLG-WAN伝送手数料の増によるものでございます。

続きまして中段、5目減価償却費でございます、134万1,000円の減は、主に構築物の減価償却費の減によるものでございます。

続きまして6目資産減耗費43万5,000円の減額は、固定資産除却費の内、機器及び装置は量水器更新工事による量水器撤去箇所数が減になったものによるものでございます。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費93万9,000円の減額は、財政融資資金等の償還額減によるものでございます。

次に、31ページ、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります、1款資本的収入1項1目企業債、対前年4,610万円の減は、支出の工事請負費などの減額によるものでございます。

支出であります、1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費199万8,000円は、浄水場のナンバー1後次亜注入ポンプの更新工事でございます。

2目配水施設整備改良費委託料456万9,000円は、今後の人口減少も考慮し、水道

事業の給水区域の変更も含めた視野を入れました計画を策定するアセットマネジメント作成業務を行なうものでございます。

工事請負費47万5,000円は、山手町ポンプ場及び向陽町ポンプ室のパネルヒーター設置工事を行うものでございます。

3目営業設備費1,221万円は、計量法による8年で更新する量水器の購入費と工事費で本年度は335台の更新を行なうことになっております。

2項企業債償還金につきましては、3,841万3,000円であり、年度末の未償還元金は9億4,238万6,000円となる見込みでございます。

以上、平成30年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。
どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸君） 議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

業務の予定量、第2条であります。病床数は、一般病床60床、年間入院患者数1万8,250人、年間外来患者数4万6,170人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者で50人、外来患者で190人となり、前年と比較しますと入院で3人、外来で27人減少しておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。

新年度の診療体制は、内科医師2名、外科2名、耳鼻咽喉科1名の常勤医師5人体制で運営していく予定であります。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益は11億3,548万5,000円で、前年度当初比9,061万9,000円、7.4パーセントの減、支出の第1款病院事業費用は12億8,841万7,000円で、前年度当初比915万5,000円、0.7パーセント増としたところであります。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入は8,765万7,000円で、前年度当初比7,613万5,000円、46.5パーセントの減、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億2,160万1,000円で、前年度当初比7,214万8,000円、37.2パーセント減の予算といたしました。

企業債、第7条であります。起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,200万円、起債の方法、利率、及び償還の方法は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

きます。

一時借入金。第8条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、職員給与費7億7,458万4,000円、交際費45万円とするものであります。

他会計からの補助金。第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息2万8,000円、医師看護師等研究研修経費200万円、退職手当組合事前納付金643万4,000円、基礎年金拠出金公的負担経費1,662万1,000円、公立病院改革推進に要する経費270万円であります。

次の3ページ、たな卸し資産の購入限度額。第13条は1億9,641万4,000円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分。第14条、700万円以上の重要な資産の取得は、医療器械器具で、X線発生装置、人工透析液供給システム一式を予定するものでございます。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

21、22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益は4億3,800万円で、前年度比11.2パーセント減、1日平均単価を2万4,000円で見込んだところであります。2目外来収益は3億2,319万円で、前年度比11.8パーセント減、1日平均単価は7,000円で見込んだところであります。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1億6,194万3,000円、下段2項医業外収益2目他会計補助金2,778万3,000円、及び次の23、24ページ、上段の3目負担金交付金9,827万4,000円を合わせました2億8,800万円は一般会計からの繰入金で、前年度比300万円増となっております。

7目繰入金1節国民健康保険特別会計繰入金1,001万2,000円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国保調整交付金401万2,000円を当初予算で見込むものであります。

次に25、26ページ、支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は7億7,458万4,000円、前年度比1.8パーセント減の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が60名、臨時職員等が46名で、総数106名の予算計上となります。

2目材料費1節薬品費8,373万1,000円、前年度比14.7パーセント増及び2節診療材料費7,375万2,000円、前年度比6.8パーセント増は、前年度実績を勘案したものです。

下段、3目経費ですが、次の27、28ページをお開きください。上段、2節報償費4,356万2,000円は、前年度比1,500万5,000円の減であります。週1回、応援の内科外来及び当直業務の終了、週2回の外科外来応援の終了が主なものであります。

一番下段、13節賃借料1,277万5,000円は対前年度比269万9,000円の減

ですが、ハイヤー借上料102万7,000円減、在宅酸素濃縮装置借上料171万7,000円減を計上するものであります。

29ページ、30ページの15節委託料は対前年992万円の増ですが、オーダーリングシステム更新に伴う保守908万7,000円、診療報酬請求事務2,258万5,000円の計上が主たる要因です。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、39ページ、40ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費3,320万8,000円で7品目を購入予定です。

X線発生装置。一般撮影用のX線発生装置で、本装置は平成12年に導入し本年度で18年目を迎え、老朽化しているため更新するものです。事業費は1,188万円で、財源内訳は地方債が1,020万円、交付金が162万円で、一般財源が6万円であります。

次に、人工透析液供給システム。本装置は透析液を製造する機器と、製造した透析液を透析装置に供給する装置で、平成12年に導入し、耐用年数7年のところ本年度で18年を経過し、耐用年数を超えて使用している状況にあり、老朽化しているため更新するものです。事業費は1,512万円で、財源内訳は地方債が1,180万円、交付金が324万円で、一般財源が8万円あります。

次に、予算書の37、38ページに戻っていただきまして、収入であります。1款資本的収入1項1目企業債1,200万円は、医療機械器具整備事業に係る病院債、2項出資金1目他会計出資金6,795万円は、企業債償還元金の3分の2及び一般会計が借り入れる過疎債分を一般会計から出資を受けるものであります。次の3項負担金1目他会計負担金150万4,000円を合わせました6,945万4,000円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入額となります。収益的収支と合わせた一般会計繰入金総額は、前年度比1,899万6,000円、5.1パーセント減の3億5,745万4,000円となります。

4項繰入金1目他会計繰入金567万円は、器械、備品購入に係る国保調整交付金を国保会計から繰入れを受けるものでございます。2目医療施設等整備基金繰入金53万円は、支出の機械及び備品購入費中、電動ベッドの購入財源として基金から繰り入れることとしたものであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、議案第28号平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び昨日14日議事とした、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算について、以上9件については、議長を除く10名の委員をもって構成する平成30

年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第
35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、
議長を除く10名の委員をもって構成する平成30年度各会計予算審査特別委員会を設置
し、これに付託をして閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時54分 再開

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成30年度各会計予算審査特別委員会の正、副委員長の互
選の結果について申し上げます。

委員長に山西二三夫君、副委員長に大住啓一君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第9 議案第36号

○議長(方川一郎君) 日程第9 議案第36号特別職の給料の減額支給に関する条例の
制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田副町長。

○副町長(大和田 収君) 議案第36号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定に
ついて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、私が住民課長時代に在職しておりました、元職員の逮捕、起訴され、
実刑判決に対する管理、指揮、監督責任として、本別町の税務行政、さらに公務員の公正
に対する社会の信頼を著しく損なわせ、本別町役場に対する社会的信用の棄損の重大さか
ら行うものであります。

本当に申しわけございませんでした。

なお、処分につきましては、今回、当時担当課長の懲戒処分、戒告を参考にさせていた
だき、自ら10パーセント、1カ月減額するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略さ
せていただきます。

特別職の給料の減額支給に関する条例。

給料の額。

第1条、特別職の給料の月額、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）第4条の規定にかかわらず、別表（1）に掲げる副町長の給料月額の10パーセントの額を減じた額とする。

支給の期間。

第2条、前条の規定により給料を支給する期間は、平成30年4月1日から平成30年4月30日までとする。

附則。

第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、この条例は、平成30年4月30日限り、その効力を失う。

以上、議案第36号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） まず、副町長の件について、ただいま管理、指揮、監督責任として、1カ月10パーセントの給料の減額をするという今お話だったと思いますが、そうですね。そういうことですが、私としましてはね、なぜ今の時期かということと、1つお伺いしたいことと、それからですね、今説明の中でですね、現課長の戒告処分を参考にしたというお話があったと思いますので、その点についてもお伺いをしたいと思います。現課長がですね、戒告処分を受けたわけですが、その決定するに至った経緯ですね、根拠も含めて、それからどういう形で戒告という処分に至ったのかということと、それからもう1点はですね、戒告処分となると履歴に残るといふようなこともあるようございますけれども、現課長はもうやがて退職は目の前に来ていると思うのですが、このことによるですね、再任用に関わる影響とかというものはないものか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） まず、なぜ今時期に減額を提案したかということでございますが、元職員の判決が出まして、実刑判決、それを踏まえまして、当時の担当課長は私、そしてそのあと戒告処分を受けた担当課長というような形になっています。当時、その責任に関して、重大さということ、重たい処分を今回担当課長が受けましたので、その分を参考にして、今回自らということで提案した次第でございます。

昨年の12月の4日に判決が出たかと思っております。その後、弁護士等々の協議と調整、それから相談等によりまして1月の末に元職員の弁護士と協議をした中で、判決事由については本人が認めているというような部分がありましたので、その時点で倫理委員会のほうに当時の課長の処分等を踏まえた諮問をしたところでございます。その中で、倫理委員会の中で2回ほど開催をされまして、当時の担当課長、当時まだ現職でしております。私は昨年一度退職をしておりますので、その当時の担当課長についての処分について、倫理委

員会の中で協議をいただきました。この中では、やはり町にとって初めてのケース、数年前に起きた刑事事件に関する管理不行届きがどこまで影響するのかと、そういう部分がありましたので、そういう部分で慎重に協議をしていただきまして、最終的には専門家、弁護士のほうとも協議をいただきまして、その結果、3月の12日に当時の担当課長の処分をしたところであります。当時、私もその前2年間、住民課長としてその責務にいましたので、その結果を踏まえて今回減額提案をしたというところでございます。私からは以上でございます。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 私のほうから、倫理委員会での経緯等について説明をさせていただきます。

今副町長のほうからもございましたけども、1月下旬に倫理委員会の中での協議についてということで指示がございまして、そのあと事務局のほうで調査、あるいは資料の作成等行いました。

倫理委員会につきましては、2月の22日と3月の5日、2回開催をしております。

この倫理委員会の中での検証といいますか、その趣旨といたしましては、管理、監督責任の処分について、その責任が結果責任とならないことから、部下の行った秘密漏洩、個人情報への不当利用、収賄、勤務態度不良、虚偽報告、横領、この6つの非違行為について、その行われた内容や手口、そういったものを考察をして、非違行為が行われたことを発見、防止することができたかを調査、検討してまいりました。

発見、防止についての考察につきましては、秘密漏洩、個人情報の不当利用、虚偽報告、横領につきましては、特に巧妙な手口により発見されないように細工をされ、部下の手口から上司が発見、防止することは困難であろうと。これをもって上司の壊怠にあたるものではないと考えております。ただ、勤務態度不良につきましては上司として改めさせなければならないもので、これを怠ったのであれば上司の壊怠が認められるのではないかとというふうに考えたところです。

委員会の中でもいろいろ議論をいたしまして、そして一定程度整理したものを本別のひまわり基金法律事務所の弁護士のほうに依頼をいたしまして、意見書として3月の7日に提出をいただきました。

意見書の中身としましては、戒告の懲戒処分とすることは社会通念上著しく妥当性を欠くものではなく、懲戒処分としての相当性を逸脱するものではないと思量するという中身でございました。この第三者意見を踏まえまして、本別町職員倫理委員会の報告として、3月7日、町長のほうに提出をしてきたところです。

今回の判断の基準でございますが、本別町職員の懲戒処分等に関する基準というのがございまして、そこで指揮監督不適切というところで、処分は減給、または戒告と定められております。これを根拠にして、戒告処分相当であると委員会の中では判断したところです。

二つ目の御質問の関係ですが、再任用につきましては最終的に町長が選考するものではございますけども、この戒告処分によって、この任用を妨げるものではないというふうを考えております。町の再任用制度事務取扱要綱というのがございまして、その第12条の中で、内定決定後に停職または免職の懲戒処分を受けた場合、内定を取り消すことができるという規定がございまして。こういった規定での位置付け等も考えまして、この戒告処分をもって再任用を妨げるものではないというふうに捉えております。以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

ただいま説明を受けました。倫理委員会の中で決定をしたということですがけれども、その倫理委員会の委員のメンバーですね、倫理委員会を設置するときには副町長がトップになってやるというお話だったと思いますので、その辺のところを後でお聞かせください。

副町長の件について、もう少し伺いたいと思います。実はね、なぜ今なのですかとお尋ねしましたのは、2月の7日に町民の皆さんに対して説明をしましたよね。私はそのときの時点でね、ある程度のことわかっていて町民の皆さんに御説明ができればね、ベターだったのではないかなというふうに今も思っております。あそこに来られた方々は帰りがけに、非常にそのことに触れておられました。現課長が謝罪は一人で背負ってしていたような気がする。それ以外のところにそういうものは見えなかったというふうに、口々におっしゃっておられましたのでね、私はそこら辺でもう少しはっきりと町民の皆さんにね、謝罪なり御説明をですね、はっきりと明確にさせるべきだったのではないかなというふうに思っているものですから、なぜこの時期ですかというふうにお尋ねをしましたが、その辺のところについてね、どういうふうにお考えになりますか。お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 当時の担当課長、現職でいたときには、私と私の後任の課長です。そのときの責任、指揮監督の部分についての処分は、まだそこまでは行っておりませんでした。やはり、私はその刑事責任にまでなったという不祥事について見逃していたという部分はあると思います。ただ、そのとき処分ははっきり出ていませんでしたので、私としても7日の報告会では自らということは判断できない状況でありました。以上です。

○議長（方川一郎君） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 私のほうから、倫理委員会の構成について御報告をいたします。倫理委員会につきましては、委員5人以内をもって組織をするというふうに条例のほうで定められておりますけども、小笠原議員おっしゃいましたとおり、大和田副町長が委員長を務めて、そして町長の指名する職員4人をもって構成をするというふうになっております。ただ、今回の検証をするにあたりまして、やはりその影響等を考慮いたしました。元々が総務課長、住民課長、企画振興課長、教育次長、そして副町長、この5名だったのですけども、今回の倫理委員会の2回の協議の中では大和田副町長、それと住民課長は議論の中に入っていたかかないというか、はずすといいいますか、そして私、総務課長が委員

長代理となりまして、企画振興課長、それと教育次長、もう一人、監査委員の事務局長にも入っていただきまして、4人で協議をしてきています。以上です。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） ただいまですね、副町長のほうから責任の所在がはっきりしない段階では難しかったというふうにお話しをされていたと思うのですが、私は12月の判決、元職員に対してね、判決があった後に議員協議会の中でお伺いをしたというふうに記憶しておりますけれども、その当時課長だった方がですね、当時の元職員に対してね、滞納者の所に行くときにはこういう形で行って、こういう形で税金を納めてもらうというようにきちっと説明をしておりましたかというふうに私は聞いた記憶があります。そのときにですね、現課長におかれましては言いましたと。ずっとではないけれども言いましたと。当時の、今副町長であります大和田副町長はですね、言った記憶がないというようなことまでね、私はお話しをされたように思っているのですね。そういうことがありながらね、2月7日のときに皆さんに対して、もう少し私はね、町長がいつもおっしゃっていますけども、丁寧に説明を申し上げてね、謝罪をすることによって町民の皆さんの感情が少し変わっていたのではないかなというふうに、本当に今もね、ずっとそれを思い続けているのですが、もう一度そこをお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） まず徴収態勢につきましては、私も国保にも担当したことがありますし、国保税の担当をしたときもありますけども、必ず二人以上で行くというのは基本に思っておりました。納税担当職員も当然そのような形で対応していると思っておりましたので、そこまで私からあえて言わなくても大丈夫だろうという判断で、言ってないというふうに説明させていただいたところです。確かに、7日の時点で私のほうから、いくら減額するというようなお話ですけども、やはり当時の担当課長としての処分、それに見合った分の、立場がこうなりましたのでそれに合わせた形で、終わった後に自分でやはり判断をせざるを得ないなという形で、とりあえずはその担当課長時代の処分がどの位の量刑というのですか、処分内容だったのかなと、そういう部分を判断して、今回提出したということで御理解していただきたいと思います。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 一昨日の一般質問で、これに関連することも質問させていただいてございます。今、当事者である副町長から、また条例等々を担当している課長のほうからも細かく説明がありました。町民の方々から見たら全く納得できないのではないかと思います。ということはですね、今説明の中でありましたように、6つの罪状でしたか、情報を漏らした、収賄しました、横領までなっていますね。それで本人も、一般質問で質問させていただきましたが、12月の実刑以来、控訴審を含めてほとんど認めていると。今月末に控訴審でも結審するのではないかなというふうな、これは話ですけどもあります。そ

んな中ですね、課長の処分は倫理委員会、弁護士も妥当だというようなニュアンスでいただいたということでございます。ここで横領の分まで副町長が当時のことで当然、今内容的には10パーセント1カ月ですか、出て来ています。単純に聞きますけれども、町長とおとつ相当やり合いましたので、そのことについては町長はもうやる気がないということですから、それはそれとしましてですね、前副町長の部分については、これはどのように考えておられるのか。退職されたからもうできないんだということであれば、それはそれで役場の決めごとですから、それはいいのではないかと思いますけれども、その辺も再三申し上げますけれども、私どもも町民の皆さんに付託をいただいているものですから、こういうことが当然マスコミを通じて町民の方々に知らしめていったときには、私ども説明しなければならぬものですから、その辺をきちっと今回、大きな処分出るということでございますのでね、その辺も経緯も含めてお知らせいただければと思っております。

○議長（方川一郎君） 前副町長の部分については、もう既に退職されているので、ここでその分でお話するというにはならないのかなというふうに思います。

高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今大住議員からの御質問ですけども、一般質問でもその責任の所在を含めてですね、ありました。私のこの自らの処分とですね、当時副町長の処分は一緒に処分をさせていただきました。そういう意味では副町長も、一般質問でも言いましたけれども、私も任期満了が近かった、副町長も当時任期満了が近いということで、任期中のけじめということでお互いに、内容は若干パーセントは違いますけれども、その処分としての趣旨は同じ方向でしっかりとその責務を果たしていただいたということで、それはそのとおりと御理解をいただきたいとします。以上であります。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 前任の副町長の件については、そういうことで正式にお話いただいたので、これ以上申し上げることはございません。

町長、任期、任期とおっしゃいますけれども、今の副町長も、前の前の職場ですか、総務課長の前が住民課長という認識してございますし、そういうことになれば、その都度その都度変わっていてもですね、町長も9月以来また新しい任期ということで町長やっておりますから、それから12月に実刑判決出ているのでございますから、一般質問でもさせていただきますとおりに、任期が終わったからいいということでは私はないと思うので質問をさせていただきます。これは平行線ですから、それはそれで結構ですけども。

副町長の今回の10パーセントについてですね、1カ月10パーセント、これは現職の職員の方とは比較になりませんが、御本人として、1カ月10パーセントがどの程度のことなのか、ほかの職員の考え方がどういうふうになっているか。職員から副町長になられた方ですから、自分自身として妥当だと思って出しているのだと思いますけれども、もうこれ以上云々ということではなく10パーセント云々というのは、倫理委員会で言われたわけでもない、自分の判断で出てきたということの解釈でよろしいのでしょうか。そ

れだけの確認と、あとはですね、自分で出したとなると倫理委員会とは関係ございませんけれども、ほかの部分でいろいろ罪状が出てきていますけれども、その部分でほかの職員の方々にこれ以上及ぶということは、今の段階では当然ないと思いますけれども、あつたら困るのですけれども、これらを踏まえてですね、町長はおっしゃるように、もう処分は終わっているからいいんだと、新しい副町長は、10月に就任した副町長は、当時の課長のときの管理不行届きで10パーセント1カ月やるんだと、これらについてですね、私どもきょう聞きました。これから議決になりますか、どちらになるかわかりませんが、可決されたとして、こういうことを町民の皆さんに報告というのですか、説明するということは考えておられないのか。ということは、先ほども言ったように今月末にはある程度の方向性が出てくると思うのです、控訴審の中で。それらを踏まえてどのようにお考えになっているか、御答弁を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 職員の処分というものは一貫して、議会の中でもですね、またいろいろな場面でも協議会の中でも、それは意見として出されていましてから、私どもは職員の管理、監督責任含めてですね、どういうところで判断をするか、こういうことでずっと実はやってきたということも今までお話ししたとおりであります。それで、これはもう罪状も含めてですね、本人も認めたらと何回もお話ししていますが、ここで全容が見えてきたと、このときに判断をしようということで、職員の前上司だった2名ですね、その処分ということになりました。その処分についてもですね、どういう処分がこの法的制度の中でもですね、妥当なのか含めて倫理委員会にお諮りをして、倫理委員会の中でそれぞれ調査をしていただきながら、そしてまたその倫理委員会の結果をですね、第三者、要するに弁護士にその判断をゆだねながら、そしてこういう結論が出ました。そのように若干時間はかかりましたけれども、全体の罪状の中身、そしてまた管理、監督責任としての妥当性含めて、処分の内容の妥当性を聞きました。それで懲戒処分ということになりました。ただ、副町長の場合は10月に退職しておりますので、この懲戒処分には該当しないということでもありますので、そのことであつたらということの中で、本人自らがその妥当性含めてですね、私の現職のときのまだ処分という部分についてはその責務を負っていないので、その分については自主的と言いつつも、自ら10パーセントの給与の減額という形の中で、ぜひ表すということでもありますから、その是非は別にしてもですね、10パーセントがいいのか、何パーセントがいいのかは別にしても、そういうことの判断をしてですね、職員の時代であれば当然懲戒処分の中で戒告ということも、それを判断の中に入れながら10パーセントという、そういう判断をしてきたということでもあります。

ほかの職員にはということの御質問であります。ほかの職員に、また管理、監督責任というものについては、及ばないということには、まずこれはしっかりと申し上げておきたいなと思います。

この上司だった2名の職員のこの懲戒処分ということで、もう一度言いますが副町長は

退職しているということで、この規定に揃え、該当しないということを含めて、自らの判断ということに至ったということであります。以上であります。

報告は、これはもう結果ですからしっかりと当然、広報等も含めてですね、これをしっかり出さなければなりませんので、そのことについては町民の皆さんにわかるようにですね、ちゃんと掲示をするということに、それは間違いなくさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（方川一郎君） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収君） 当時の担当課長が戒告処分ということですので。私はもう退職しておりますので懲戒処分にはあたりませんので、そういう判断で、戒告のその上は減給ということでありましたので、1カ月10パーセントが妥当という判断で提案させていただきましたところであります。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 3回目だそうでございますので、確認だけ取らせていただきます。一連の処分については、今回可決されれば大体、町長のニュアンスでのお話では終息ということになるかと思っております。一般質問でもさせていただきましたけれども、町民の人たちは報告なり丁寧な説明ということで、先ほど小笠原議員からもありましたように、2月の7日のときもそういう話が出ています。今町長もおっしゃったように、控訴審で判決、結審が出たとすれば、それなりの重いことになると思っておりますのでね、これだけの事件ですから、それをきちっと、皆さんの処分の内容も含めてですね、名前出せる出せないはあるかと思っておりますけれども、その辺をきちっとやっていくべきだと思いますし、これが可決されたとすれば当然、一般の職員の方々は今この庁内放送を聞いていると思っております。注視していると思っておりますので、その辺きちっとやっていくべきだと思いますけれども、その辺を再度確認させていただきます。

○議長（方川一郎君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今までもそれぞれ事象が出てきたときにはですね、報告もさせていただきましたから、結審がなればですね、当然それはお知らせをしなければならないことでありまして、そしてしっかりと前に向かってまた頑張る含めてですね、職員の皆さんにもそのことをしっかりと伝えながら。職員の皆さんには今御質問ありましたように、この処分はこれ以降の影響出るものは職員の中にはないということも含めてですね、しっかりと知らせながら、通達しながら、この一連の結果についてはしっかりと町民の皆さんにも、経過も含めて今まで来たとおりでですね、最終結審が出れば、そのときの状況をつぶさにお知らせをできる態勢を取りたいなと思っております。以上であります。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回、3月23日の会議は議事の都合により、特に午後1時30分に繰り下げて開くことにいたします。

これをもって、通知済みとします。

本日は、これで散会します。

御苦勞様でした。

散会宣告(午後3時27分)

平成30年本別町議会第1回定例会会議録（第5号）

平成30年3月23日（金曜日） 午後1時30分開議

○議事日程

- 日程第 1 (平成30年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
議案第27号 平成30年度本別町一般会計予算について
議案第28号 平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第29号 平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第30号 平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第31号 平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第32号 平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について
議案第33号 平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について
議案第34号 平成30年度本別町水道事業会計予算について
議案第35号 平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 2 議案第37号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第38号 平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
- 日程第 7 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(広報広聴常任委員会)
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第10 議員派遣の件

○会議に付した事件

- 日程第 1 (平成30年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
議案第27号 平成30年度本別町一般会計予算について
議案第28号 平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算について
議案第29号 平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第30号 平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算について
議案第31号 平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
議案第32号 平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について
議案第33号 平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について

	議案第34号	平成30年度本別町水道事業会計予算について
	議案第35号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第2	議案第37号	職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第38号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第15回)について
日程第4	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第5	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第6	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第7	意見書案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな 一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第8		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第9		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第10		議員派遣の件

○出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	村本信幸君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	飯山明美君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	大橋堅次君
建設水道課長	大槻康有君	企画振興課長	高橋哲也君
老人ホーム所長	井戸川一美君	国保病院事務長	藤野和幸君
総務課主幹	小坂祐司君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	小出勝栄君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	阿部秀幸君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡弘幸君

代表監査委員 畑 山 一 洋 君 選管事務局長 村 本 信 幸 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺 巢 正 樹 君 総務担当主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午後 1 時 3 0 分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 2 7 号ないし日程第 9 議案第 3 5 号

○議長（方川一郎君） 日程第 1 議案第 2 7 号平成 3 0 年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第 3 5 号平成 3 0 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上 9 件を一括議題とします。

以上、9 件について委員長の報告を求めます。

平成 3 0 年度各会計予算審査特別委員長山西二三夫君、御登壇ください。

○各会計予算審査特別委員長（山西二三夫君）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成 3 0 年 3 月 1 5 日第 1 回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

記、1、事件。

- ①議案第 2 7 号平成 3 0 年度本別町一般会計予算について。
- ②議案第 2 8 号平成 3 0 年度本別町国民健康保険特別会計予算について。
- ③議案第 2 9 号平成 3 0 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。
- ④議案第 3 0 号平成 3 0 年度本別町介護保険事業特別会計予算について。
- ⑤議案第 3 1 号平成 3 0 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。
- ⑥議案第 3 2 号平成 3 0 年度本別町簡易水道特別会計予算について。
- ⑦議案第 3 3 号平成 3 0 年度本別町公共下水道特別会計予算について。
- ⑧議案第 3 4 号平成 3 0 年度本別町水道事業会計予算について。
- ⑨議案第 3 5 号平成 3 0 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

2、予算審査特別委員会開催日。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日、2 0 日、2 2 日。

3、審査の結果

- ①議案第 2 7 号平成 3 0 年度本別町一般会計予算について、原案可決。
- ②議案第 2 8 号平成 3 0 年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。
- ③議案第 2 9 号平成 3 0 年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。
- ④議案第 3 0 号平成 3 0 年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。
- ⑤議案第 3 1 号平成 3 0 年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、

原案可決。

⑥議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

⑦議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

⑧議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑨議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準103により省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

○議長（方川一郎君） まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 平成30年度一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

平成30年度一般会計予算は、労働費の補助金が不明瞭、また教育費の中の本別高校の教育を考える会に対する補助金の中、通学バスの運営を本別高校の教育を考える会が行うことが極めて不自然。通学生の安全は行政が担うべきと思います。

したがって、平成30年度一般会計予算については、反対いたします。

議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者6人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号平成30年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり、可決されました。

これから、議案第28号平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第28号平成30年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○10番(阿保静夫君)〔登壇〕平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を申し上げたいと思います。

本町の後期高齢者医療対象者数は、去年は1,626人でした。30年度は1,609人と予定されているとのこと。

後期高齢者医療制度は、2008年の制度発足時には、所得の低い方に対する9割軽減などの対策がなされていましたが、この軽減措置の段階的廃止や縮小が進められてきました。

平成30年度からの特例軽減見直しでは、均等割7割軽減が5割軽減となるなど、後期高齢者の負担はますます大きくなっています。

そもそも本制度は、高齢者人口がふえる度に負担がふえるという仕組みになっています。そこには、制度導入時に医療費が上がる痛みを高齢者に直接感じて

らうという考え方があるものと言えます。高齢者が安心して医療にかかれるように、制度の改善、または新たな制度を求めていく必要があると思います。

以上の理由から、本会計予算に反対の討論とします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立者9人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第29号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第30号平成30年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第31号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第31号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第32号平成30年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第33号平成30年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第34号平成30年度本別町水道事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

これから、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(方川一郎君) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第35号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり、全会一致で可決されました。

◎日程第2 議案第37号

○議長（方川一郎君） 日程第2 議案第37号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第37号職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年人事院勧告等に伴い、給与制度の総合的見直しなどによる6級に在級する55歳を超える職員の給料の1.5パーセント減額支給措置及び給料表水準引き下げの際の経過措置、現給保障について、平成30年3月31日をもって廃止となることから、組合との協議を進めてまいりましたが、今回、合意を得ましたので提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

これは、平成22年人事院勧告により給与構造改革により実施されました、6級に在級する55歳を超える職員の給料の1.5パーセント減額支給措置について、平成30年3月31日をもって廃止とするものでございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「職員には、」の次に「平成30年3月31日までの間、」を加える。

これは、平成17年人事院勧告により給与構造改革によりまして、平成19年4月1日より実施されました給与表水準の平均4.8パーセント引き下げによりまして、激変緩和のための経過措置、現給保障について、平成30年3月31日をもって廃止とするものでございます。

第3条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

これは、平成26年人事院勧告によります給与制度の総合的見直しによります、給与表水準の平均2.0パーセント引き下げの際の激変緩和のための経過措置、現給保障について、平成30年3月31日をもって廃止とするものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第37号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第38号

○議長（方川一郎君） 日程第3 議案第38号平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸君） 議案第38号平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国の平成29年度補正予算による、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用しての旧南保育所改修工事、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の増額調整によるものでございます。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,131万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,572万4,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出でございますが、一番上段にあります2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費75万円、その下にあります、12節役務費13万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり指定寄付金の収納見込みによる調整であります。

下段の8目企画費3,793万7,000円の補正は、国の補正予算によります地方創生拠点整備交付金の活用により、旧南保育所を利活用し、移住交流体験、研修宿泊施設として整備を行うものであります。

別添の予算説明資料を御覧ください。1枚めくっていただきまして、右側中段の補正事業説明欄でございますが、旧南保育所改修工事、事業費3,540万円。改修工事の内容は、トイレ改修27.0平方メートル、脱衣、シャワー室の整備12.15平方メートル、洗面室の整備11.25平方メートル、宿泊室の整備126.0平方メートル、改修増築工事実施設計250万円、確認申請等手数料3万7,000円、総事業費3,793万7,000円となっております。

左側の事業費、財源内訳でございますが、事業費、補正額3,793万7,000円、財源内訳は国庫支出金1,895万円、地方債1,890万円となっております。

以下、この資料での説明は省略いたします。

6ページ、7ページへお戻りください。一番下段でございます14目基金費250万円の補正は、寄付者の意向により個性あるふるさとづくり基金へ100万円を積み立てるとともに、3月末までの寄付額の見込みを150万円増額するものでございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を説明いたします。

4ページ、5ページにお戻りください。1、歳入ですが9款1項1目1節地方交付税96万7,000円の増額補正ですが、歳入歳出の収支を調整するものでございます。

下段の13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、地方創生拠点整備交付金1,895万円は、歳出で説明いたしました旧南保育所改修工事に伴うものであります。

下段の16款1項1目寄付金1節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金250万円の増額補正は、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金が100万円、前回の補正で減額調整いたしましたふるさと納税分について、3月に入りましてから寄付件数が見込みより増加していることから、今回150万円を増額するものであります。

なお、補正後の寄付金総額は7,650万円を見込んでおります。

下段の20款1項町債1目1節総務債1,890万円の増額補正は、旧南保育所改築事業に伴い地方創生拠点整備事業債を計上するものでございます。

以上で歳入を終わります。3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でありますけども、1、追加。2款総務費1項総務管理費、地方創生拠点整備事業、旧南保育所改修3,793万7,000円は、国の指示により翌年度に繰り越すものであります。

下段の6款農林水産業費1項農業費、畑作構造転換事業452万4,000円は、年度内の事業期間の確保ができないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。1、変更。これは、事業の追加により限度額を変更するものであります。起債の目的、一般補助施設整備等事業。限度額、770万円を2,660万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、繰越明許等一括とします。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 1点だけ質問いたします。非常に事業の目的等々については、いいことだなと思いますけれども、繰越明許費を組んでいるということで、年度末ということでございますし、工事請負費で3,700万円ほど見ておりますね。それで、今考えている改修の工期をいつ頃まで設定しているのか。そしてそれが終わったあと、当然供用開始を思うのですけれども、そのときに地域の人たちだとか、事業の目的といいますか、これは移住希望者だとか、就農体験者だとかということもございますけれども、地域の人を使う場合だとか、体験の希望者が使うだとかといったときに使用料が生じるのか、それはこれから検討するのか、それが出てきたときに歳入の補正予算、当然出てくると思いますが、その辺の一連の考え方をお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。今、私ども担当課で考えている、まず工期のほうでございますけれども、この予算につきましては繰越予算といたしまして、実質的には平成31年度からの施行ということで考えております。5月より実施設計、先ほど250万円ということで予算計上させていただいておりますが、5月から実施設計に入りまして、約3カ月程度でその辺をまとめていきたいというふうに思っております。

それから本体の工事でございますけれども、考えておりますのは8月からかかりまして、おおよそ4カ月、12月位までのですね、工期ということで今考えております。そのあと什器等、備品とかですね、そういったものを施設のほうに搬入するような形になりまして、そして実質的には平成31年度からのですね、供用開始ということで考えてございます。

それから2つ目にございました質問でございますけれども、使用料等をどのように考えているのかということですが、基本的には大住議員がおっしゃられるように、本格稼働は31年度からというふうに考えておりますので、30年度中にそういった、いろいろな利用のケース、あるいは形態等がございますので、いずれにいたしましても公共料金と

ということになりますので、今担当課で考えておりますのは、また使用料等審議会にお諮りしながら、またそういった条例改正等も必要になってくると思いますので、またいろいろと御審議いただいた中でですね、決定させていただければというふうに今思っております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 細かく説明いただきました。年内に大体終わると、工事はですね。そのあと備品等も揃えて、年度が変わるときに、新年度から供用開始、使用料等々も検討していくという内容でございます。

町民の皆さん、用途を変えるという、これは保育所から用途を変えることでございますから、当然期待もしていることも多くあると思います。それで、いろいろな部分で多角的に使っていただくのが費用対効果の本髄だと思いますので、その辺年内、広報の新年号あたりにはですね、こういう形でできているというようなことも含めて、周知の方法等もお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。大住議員おっしゃられたようにですね、南4丁目にあります南保育所ということで、確認させていただきますので、当然地域のほうにも御説明きちんと申し上げたいと思いますし、今おっしゃられましたように広報等でですね、しっかりその辺の私どもの考え方ですとか、そういったものはお伝えしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号平成29年度本別町一般会計補正予算（第15回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4及び日程第5 諮問第1号及び諮問第2号

○議長（方川一郎君） 日程第4 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を

求める件及び日程第5諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの中前孝二さんを、人格、識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるために提案をさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの荒文枝さんを、人格、識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

よろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第1号

○議長（方川一郎君） 日程第6 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年4月30日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員

につきましては、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの竹田稔さんを、人格、識見とも適任と判断し、選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案をさせていただきました。

御同意いただきますようによりしくお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第7 意見書案第1号

○議長（方川一郎君） 日程第7 意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○11番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由については意見書の案文の朗読によってかえさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書案。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時、非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時、非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医

療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時、非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう要望いたします。

記。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(方川一郎君) 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(方川一郎君) 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議員派遣の件

○議長(方川一郎君) 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会宣告(午後2時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 3月23日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 藤 田 直 美